資料１-１

受信機器購入等支援の実施方法に係る
検討結果の最終報告

平成21年3月17日（火）

情報通信審議会　情報通信政策部会
地上デジタル放送推進に関する検討委員会
施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ報告

目　次

はじめに　2

Ⅰ　基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

・基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
・支援内容の概要・実施体制　・・・・・・・・・・・・・・　6
・申込手順・支援決定手順／基本パターン　・・・・・・・・　7
・支援実施法人の体制イメージ　・・・・・・・・・・・・・　9

Ⅱ　課題と提言　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
・ＷＧにおける検討課題と提言　・・・・・・・・・・・・・１１
・１－１　支援対象世帯の範囲　・　・・・・・・・・・・・・・１２
・１－２　個人情報保護のために必要な措置　・・・・　１５
・２－１　申込前段階　・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
・２－２　申込後（審査）段階　・・・・・・・・・・・・　２２
・２－３　支援実施段階　・・・・・・・・・・・・・・・　２５

参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９

はじめに

［ワーキンググループの位置付け］

　　施策の実施方法に関する検討ワーキンググループは、情報通信審議会から平成20年６月27日に出された「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」に係る第５次中間答申を踏まえ、平成23年７月のアナログ放送終了・デジタル放送への完全移行に向けて、各種施策の具体的な実施方法について、情報通信審議会「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）からの委嘱を受けて、専門的な観点から検討を行うものとして設置された。

［検討経緯］

　本ワーキンググループは、当面、経済的に困窮度の高い世帯がアナログ放送終了後も地上テレビ放送を視聴できるようにするために、国が支援を行う際の具体的な実施方法の検討を行うものとされており、平成20年９月25日に第１回会合を開催し、以来、５回の会合を重ねてきた。

　平成20年12月８日に、第３回会合までの議論を踏まえた中間報告を委員会へ報告、公表を行った。その後、中間報告時に残された課題とともに、政府予算案のとりまとめに伴い支援対象範囲がＮＨＫ受信料全額免除世帯に拡大したこと等を踏まえた新たな課題についての検討を行い、この度、最終報告としてとりまとめたもの。

（参考）最終報告に至る経緯

情通審 第5次中間答申（平成20年6月27日）

（概要）
・平成21年度から、所得及び保有資産に基準を設けている「生活保護世帯」に対し、簡易なチューナーを1台ずつ無償給付等することが適当。
・NHKとの受信契約を確認した上で支援を行う必要がある
・支援方法は「現物給付」を基本に、具体的検討を行うべき。

総務省 地デジ総合対策（平成20年7月24日）

（抜粋）
（3）　経済的に困窮している方への支援
平成21年度から平成22年度にかけて、生活保護受給世帯に対し、受信機器購入等に係る支援を行う。

施策検討WG 中間報告及び同報告への付記意見（平成20年12月8日）

（付記意見の概要）
①申込様式：　申込書に記入する項目を分かりやすく整理すべき
②戸別訪問：　簡易なチューナーの送付が前提、技術的に対応が困難な場合のみ
③個人情報：　申込者の日常生活に配慮し、申込者の近隣以外への工事発注等、個人情報への配意が必要
④支援期間：　21年、22年度以降の支援も検討すべき

政府予算案決定（平成20年12月24日）

支援対象：「NHK受信料全額免除世帯（公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者）」のうち地上アナログ放送を視聴している世帯
支援内容：簡易なチューナーを無償給付等
・簡易な チューナーの給付にあたっては、支援を行う全世帯へ訪問設置・操作説明を行う。
・ 戸建住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯については、室内アンテナを無償給付又はアンテナ等を無償改修
・ 共同受信施設を利用している場合には、その改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付
・ ケーブルテレビ利用の場合には、デジタル化に伴う改修費に相当する額を給付
（支援期間：平成21年度から平成23年度）

施策検討WGにおける最終報告

Ⅰ　基本的な考え方

基本的な考え方

〈基本的な考え方〉

「経済的な理由により、必要最小限の対応すらできずに、テレビが視聴できなくなり、災害時も含めた必要な情報をこれまで得ていたのに得られなくなる」世帯に対して、「最低限の機能のものに限定」して支援を行う。

〈支援対象〉

○　「NHK受信料全額免除世帯（公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者）」のうち地上アナログ放送を視聴している世帯

○　自らデジタル対応テレビを購入する等により、既に地デジが見られる世帯は支援の対象外

〈支援内容〉

各世帯のアナログテレビ１台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等を「無償給付」

具体的には、①　「簡易なチューナー」を支援対象世帯に1台ずつ無償給付

②　戸建住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯は、室内アンテナの無償給付又はアンテナ等の無償改修

③　共同受信施設を利用している場合は、当該共同受信施設の改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付

〈支援方法〉

対象世帯からの申込みに応じて「現物給付」

〈実施時期〉

平成21年度から23年度の3年度で実施

〈支援対象の考え方〉

・　『支援は「これまでアナログ放送を視聴していた」ことが前提であり、放送法に義務付けられているNHKとの受信契約の締結を確認した上で支援を行う必要性がある』。（第５次中間答申／20.6.27）

・　経済的に困窮度が高い世帯に対して支援を行う場合、所得及び保有資産に厳格な基準を設けて運用されている生活保護世帯に加え、既存の放送制度との整合性を考慮すると、ＮＨＫ受信料全額免除世帯を対象とすることが適当

本WGでは、以上の基本的な考え方を前提に、次ページ以降の検討を行った。

支援内容の概要・実施体制

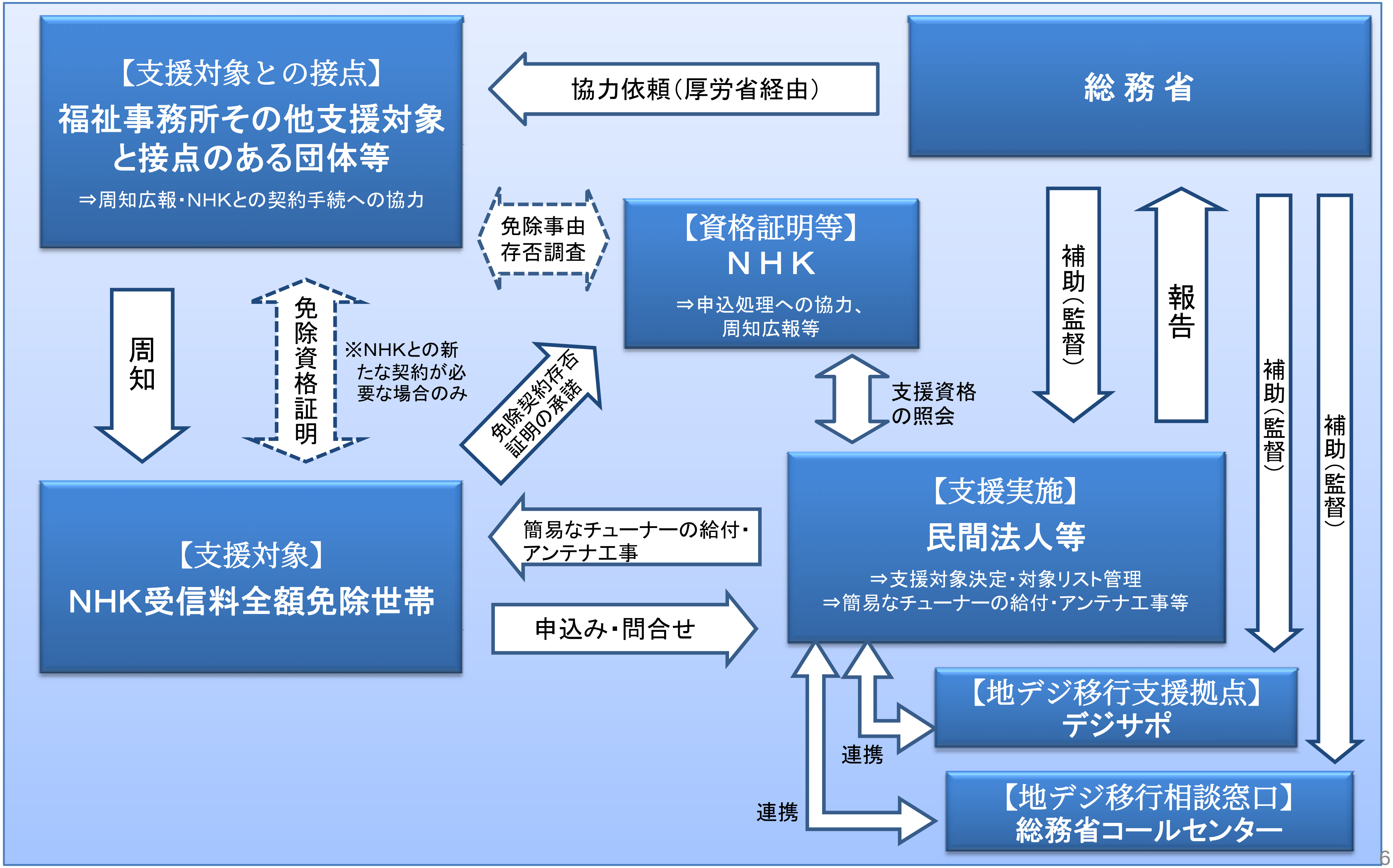

申込手順･支援決定手順／基本パターン

○　申込手続の概要

○　自治体（福祉事務所等）その他対象世帯と接点のある団体等を通じ、本支援の周知又は資料等を配付する。対象世帯からの問合せに応じて、支援実施法人から申込書等を送付する。支援を申し込む世帯は、申込みに当たって、以下の書類等を支援実施法人へ提出していただく。

1）　申込書（氏名、住所、電話番号など）

2）　個人情報の提供に係る同意書（NHKへの情報提供に係る承諾、本事業を担う民間法人等に対する提供に関する承諾等）

3）　誓約書（地上デジタル放送が視聴できる環境にないこと、不正行為がある場合にはペナルティを受けることに同意すること等）

（４）ＮＨＫの放送受信契約書（受信料全額免除申請書を含む。））※ 本支援の申込みに併せてＮＨＫと契約を結ぶ場合。

○　NHKの役割

・　NHKは、申込者の同意に基づき、自ら有しているリストで、受信料全額免除の該当の有無を確認、支援実施法人に回答する。

○　自治体（福祉事務所等）その他対象世帯と接点のある団体等の役割

・　支援関係の資料を配付する等、周知に協力する。

○　支援実施法人の役割

・　対象世帯の求めに応じ、申込書を送付する。

・　申込みを受け付け、NHKへの照会を経て、支援の決定等を行い、その結果を申込者に通知する。

○　申込手続のイメージ（基本パターン）

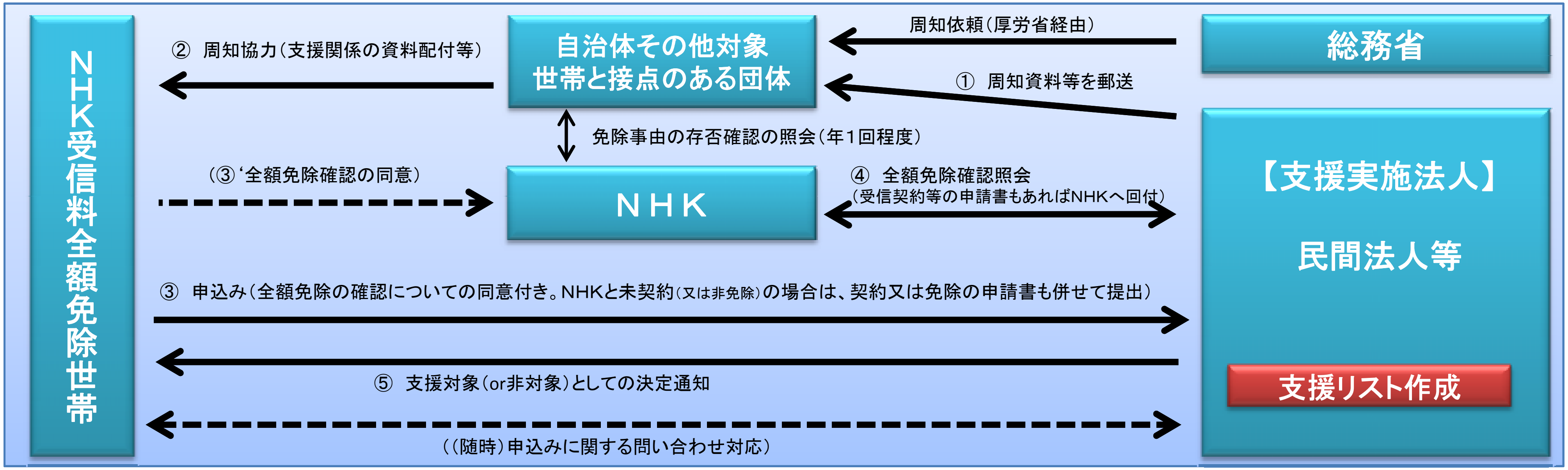

申込手順・支援決定手順／例外パターン

（例外パターン）　NHKと受信契約が未締結又は受信料全額免除を受けていないで、そのことを知らずに申し込んだ場合

（1）支援実施法人からの受信料全額免除の確認照会（②）の結果、NHKと未契約又は非免除であることが判明した場合は、NHKから申請者に対し、契約締結又は免除申請の勧奨を行う（③）。

（2）申込者は、自治体等から受信料全額免除に係る資格証明を受けた上で（④）、NHKと契約及び全額免除又は全額免除の申請を行っていただく（⑤）。

（3）NHKで申請処理を行った後、NHKから支援実施法人へ、全額免除の確認済みの連絡を行う（⑥）。

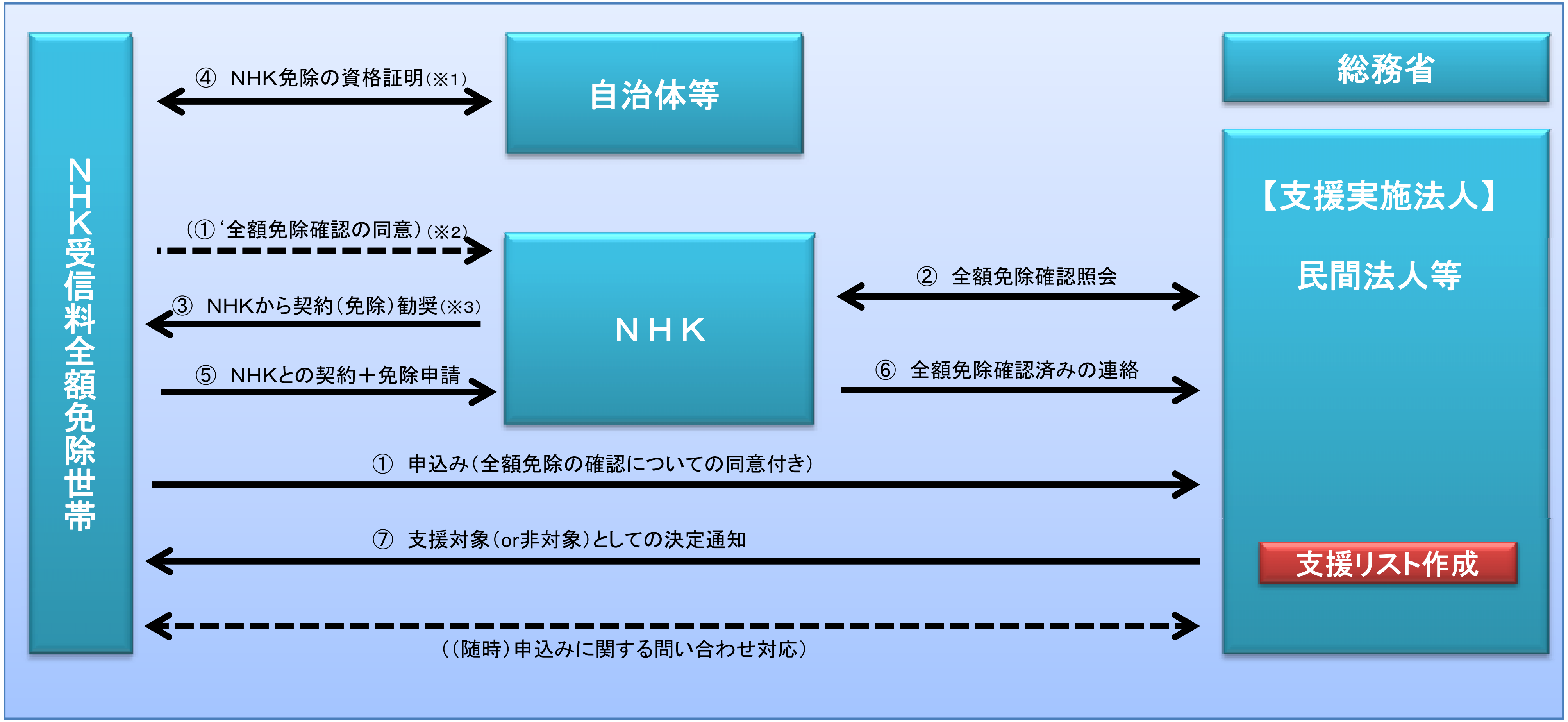

※1　受信契約書（免除申請書）の様式に、市区町村長、福祉事務所長等の署名押印をいただく。
※2　NHKとの契約がなかった場合、NHKから当該申請者へ契約勧奨を行うことについても、あらかじめ同意を得ておく。
※3　NHKと支援実施法人の連名で実施することが適当ではないかと考えられる。

支援実施法人の体制イメージ

支援実施法人（民間法人等）

総括･総務業務
⇒ 全体業務調整
⇒ 総務省との連絡調整
⇒ 内部管理（規程類整備、資金管理等）

周知広報
⇒ パンフ作成・申込申請書配布
⇒ 説明会開催
⇒ 関係団体への周知

申込処理
⇒ 申込書作成
⇒ 申込受付・処理
⇒ 処理結果通知

申込関係相談受付（電話対応）
⇒ 申込関係問合せ対応

アンテナ工事等
⇒ アンテナ調達
⇒ 受信環境確認
⇒ 訪問工事（2名/班）
⇒ 共聴施設改修負担分の給付（口座振込）

簡易なチューナー調達･管理
⇒ 簡易なチューナーの発注
⇒ 在庫管理・調整
⇒ 筐体管理（製造No. 控え）
⇒ 配送処理

設置･操作説明（訪問）
⇒ 訪問設置・説明（2名/班）

設置･操作説明等（電話対応）
⇒ 簡易なチューナーの設置方法案内
⇒ アンテナ工事等訪問の申請受付

進捗管理
⇒ 工事等の進捗管理
⇒ 要員確保等

情報管理
⇒ 申込み・問合せデータ管理
⇒ 情報システム運用

総務省

Ⅱ　課題と提言

WGにおける検討課題と提言

１． 全般的検討課題

1-1　支援対象世帯の範囲

（１）支援の対象
（２）支援の範囲

1-2　個人情報保護のために必要な措置

（１）［申込前］　支援実施法人に対する義務付け
（２）［申込前後］申込者の資格証明等について
（３）［申込後］　対策の実施状況の確認等について

２． 段階別検討課題

2-1　申込前段階

（１）対象者への情報提供について
（２）ＮＨＫ放送受信契約の締結及び免除申請の促進
（３）申込書の提出方法

2-2　申込後（審査）段階

（１）地上デジタル放送に未対応の世帯であることの担保方法
（２）申込時にデジタル放送が開始されていない場合の対処

2-3 支援実施段階

（１）支援実施の前提
　①　支援する機器について
　②　住居を別にしている場合の検討
（２）支援実施の方法
　①　簡易なチューナー配布の方法
　②　アンテナ設置等の方法
　③　共同受信施設改修経費の負担分支援方法
（３）給付の在り方
（４）給付後の対応
（５）不正行為（転売等）への対応
　①　簡易なチューナーの処分制限等
　②　簡易なチューナーの処分制限の例外
（６）他の地上デジタル放送推進施策との連携について

1－1 支援対象世帯の範囲（1）

○第5次中間答申（H20.6.27）

支援の前提条件：

地デジ移行のための機器等は、「視聴者の自己負担により購入されることが原則」

↓

「明らかな経済的な理由」により、2011年7月24日のアナログ放送終了までに

「一時的な経費であるデジタル化経費」が負担できず、

「必要最小限の対応すらできず」に、

「これまでアナログ放送を視聴していたにもかかわらずデジタル放送を視聴できなくなる世帯」

である

「生活保護世帯」

に対して支援すべき

○政府予算案（H20.12.24）

支援対象：「NHK受信料全額免除世帯（公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者）」のうち地上アナログ放送を視聴している世帯

1－1 支援対象世帯の範囲（1）

《支援の対象》
○ これまで地上アナログ放送を見ていた世帯で、NHKの放送受信料の全額免除となっている世帯（災害被災者を除く）を対象とする。

- 具体的には、ＮＨＫと放送受信契約を結び、その放送受信料が全額免除となっている世帯（※日本放送協会受信料免除基準（以下「免除基準」という。）に基づく。）のうち、以下の世帯（以下「ＮＨＫ受信料全額免除世帯」という。）を対象とする。

◇**公的扶助受給世帯**（免除基準１（３）該当する世帯）

（生活保護受給世帯，らい予防法の廃止に関する法律による被援護者，永住帰国した中国残留邦人等の世帯）

◇**市町村民税非課税の障害者世帯**（免除基準１（４）該当する世帯）

（身体、知的、精神のいずれかの障害者を世帯構成員とし、世帯全員が市町村民税非課税の世帯）

◇**社会福祉事業施設入所者**（免除基準１（５）該当する世帯）

（社会福祉事業施設の入所者が設置するテレビ）

- 災害被災者は、ＮＨＫの放送受信料の全額免除の対象となるが、経済的困窮度が高いこと等を理由に、アナログ放送からデジタル放送に移行できない世帯への支援という本支援の趣旨と異なること、比較的短期の免除であることから、本支援の対象としない。

- 社会福祉施設及び学校については、ＮＨＫの放送受信料の全額免除の対象となるが、本支援が経済的困窮度が高い世帯に対する支援であり、施設を対象にした支援ではないため、本支援の対象としない。

1－1 支援対象世帯の範囲（2）

《支援の範囲》

○　支援期間は、平成21年度から平成23年度までの3年度とする。
○　支援は、申込時にNHK受信料全額免除世帯である世帯が対象となる。

［支援対象期間の考え方］

- 支援対象世帯が、潜在的な世帯を含めると最大約260万世帯（ＮＨＫの推計による概数）になるのではないかと見込まれていることを踏まえて考えると、十分な周知を含め、円滑な事業執行ができる期間が必要であることから、地上アナログ放送の停波が予定されている平成23年度（2011年）まで支援を行うことが適当である。
- 停波が予定されている平成23年７月までに支援が完了していることが望ましいが、停波が行われて初めてデジタル対応が必要であると気がつく方など、停波後に支援を必要とする世帯からの問い合わせも想定されることから、**停波後一定期間（例えば1か月程度）は、申込みの受付を継続する**ことが適当である。
- なお、平成23年７月の停波まで支援を行うとした場合、申込みが停波直前に集中してしまい、結果的にアンテナ改修等が間に合わなくなる可能性がある。政府は、平成22年度までに申込みしなければ、停波時点までに工事が間に合わない可能性があることを広く呼びかける等により、**平成22年度までにできるだけ多くの方に申込みしていただくよう、働きかけを行う**必要がある。

［支援対象世帯の考え方］

- 申込時点で、ＮＨＫ受信料全額免除世帯（公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者のいる世帯、社会福祉事業施設入所者）である世帯が対象となる。
- 支援対象期間以外の期間に一時的にＮＨＫ受信料全額免除世帯に該当しても、申込時に対象でなければ、支援の対象とはしない。

1―2　個人情報保護のために必要な措置（1）［申込前］

背景：　対象には生活保護受給世帯等が含まれることから、個人情報の取扱いに特段の注意が必要

（1）［申込前］支援実施法人への（個人情報保護のための）義務付けについて

個人情報保護のため、支援実施法人（公募により選定）における管理体制について、補助金交付要綱又は公募で、以下の条件を付す必要がある。

① 秘密保持、安全管理のための管理体制や部内規定を整備すること

② 管理者を常に明確にし、定期的な部内チェック等を行うこと

③ 支援事業に関わる（業務委託先等の）関係者向けガイドラインの策定、啓発用パンフレットの作成を行うこと

④ この申込みに併せてＮＨＫの放送受信契約業務を行う場合は、NHKと支援実施法人との間で業務委託契約を結び、当該事務におけるNHKとの守秘義務を遵守すること

⑤ 支援実施法人がプライバシーマークを取得しているか、それに準ずる個人情報保護体制の確保が図られていること

⑥ 保有する個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体(端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合（支援事業の終了を含む。）には、管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元及び判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うこと

（参考）個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

（安全管理措置）

第２０条　個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従業者の監督）

第２１条　個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（委託先の監督）

第２２条　個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

1―2　個人情報保護のために必要な措置（2）［申込前後］

背景：① 支援を受ける条件として、NHK受信料全額免除世帯であることの証明が必要
② 提供を受けた個人情報をどのように使うか（個人情報の用途）については、申込者本人の承諾が必要

（2）［申込前後］ 申込者の資格証明等について

① 申込者の資格証明方法

支援を受ける条件の確認方法は、支援の申込みがあった時点で、NHK受信料全額免除世帯であることを確認することにより行うことが適当である。

なお、本支援に際して、申込者がＮＨＫ受信料全額免除世帯であることの証明は、その審査能力を持つ機関がNHKのみであり、NHKにその事務を依頼する必要があることから、支援実施法人が行う照会の方法を工夫するなど、できるかぎりNHKの負担の少ない方法で行えるよう配慮すべきである。

② 個人情報の提供に係る申込者本人の承諾

ＮＨＫの保有する受信契約に係る個人情報は、本来ＮＨＫの業務にのみ使う目的で、本人から提供を受けていることから、本支援事業の資格証明に使用するためには、改めて本人から同意を得る必要がある。

また、支援実施法人が本支援事業において、申込者の個人情報を使うこと及び工事業者等本支援にかかわる事業者が本支援事業遂行のため必要な範囲内で、申込者の個人情報を使うことについても、同様に本人から同意を得る必要がある。

これらの同意については、個人情報を適切に扱う観点から、申込時に申込者本人から同意を得る方法により行うべきである。

1－2　個人情報保護のために必要な措置（3）［申込後］

背景：　個人情報保護に係る取組は、支援事業開始から終了までの期間、実施機関で継続的に取られていくことが必要。政府としてどのように確認（担保）するのか。

（3）［申込後］（個人情報提供に係る）対策の実施状況の確認(担保)等について

①　行政による確認

支援実施法人等の対策状況を確認するため、支援実施法人に対する補助金交付要綱又は公募における条件として、

１）　秘密保持、安全管理のための管理体制や部内規定を作成次第、総務省に提出すること
２）　部内チェックを定期的に行い、その結果を総務省に報告すること
３）　関係者向けガイドライン、啓発用パンフレットを作成次第、総務省に提出すること

を求めるとともに、

４）　上記１）～３）の提出又は報告があった場合には、適切に作成されているか等について総務省で確認を行い、不適切な場合には指導を行うこと
５）　報告された個人情報保護に係る対応が実際にとられているか否かについて、必要に応じて年1回程度の立入り調査を行うほか、報告等に問題がある場合には、別途調査等を行うこと

等の対応が必要である。

②　第三者機関による監査

支援実施法人の本支援事業に係る個人情報保護体制が適切なものであるか否かについて、専門的な知見のある第三者機関による監査を受けることが望ましい。

③　支援対象世帯への配慮

簡易なチューナーの設置やアンテナ工事等で対象世帯へ訪問する際には、申込世帯のその後の日常生活に支障とならないよう、例えば、申込者から特に希望がある場合には、生活圏以外の事業者に工事を発注する方法を検討するなど、可能な範囲で配慮を行うことが望ましい。

２－１　申込前段階（１）

背景：　支援対象世帯が、生活保護受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所等であり、幅広い対象となることから、施策に関する情報提供や申込書の配布については特段の配慮（注意）が必要

（１）　対象者への情報提供について

①　情報提供について

本支援は、申込者からの申込みを受けて行う施策であることから（申込主義）、情報提供が確実に行われる必要がある。

しかしながら、支援対象となる世帯は、潜在的な世帯を含めると最大約260万世帯になるのではないかと見込まれており（ＮＨＫの推計による概数）、全体の規模が大きいこと、そして最大約260万世帯という数が概数であり、すべての世帯が個別の世帯として把握されている数ではないことにかんがみれば、集中的な情報提供（周知広報）は難しいことから、幅広い情報提供（周知広報）行う必要があると思われる。具体的には、

１）　テレビ等の広報媒体を通じて行う（政府公報、放送事業者への協力依頼など）　、

２）　各自治体の広報、福祉ガイドブックへの掲載等を通じて行う、

３）　各地のＮＨＫ、総合通信局に施策の説明資料等（パンフレットなど）を設置・手交する、

とともに、一部の集中的な情報提供（周知広報）が可能と思われる世帯に対しては、前広に取り組むことが必要である。

具体的には、

４）　既にＮＨＫ受信料全額免除を受けている世帯及び免除申請を新たに行う世帯に対しては、ＮＨＫから周知を行う、

５）　生活保護受給世帯に対しては、福祉事務所に説明資料等を設置、来訪者に手交するとともに、ケースワーカーＣＷ）の世帯訪問を通じて周知を図る、

６）　市町村民税非課税の障害者のいる世帯に対しては、障害者団体や就労施設等の関連する機関等を通じて周知を図る、

７）　社会福祉事業施設に入所している世帯に対しては、対象となる施設に、施設の団体、事業者団体等を通じて周知を図ることが望ましい。

なお、情報提供に関しては、説明資料等（パンフレットなど）の作成に当たっては、福祉事務所などの関係機関と十分に調整を図ること、情報提供を行う際は、可能な範囲で複数回行うことが望ましい。

２－１　申込前段階（１）

（１）　対象者への情報提供について（続き）

② 申込書(※)について

申込書については

１）　情報提供時に、説明資料等に申込書の入手方法や連絡先電話番号等を明示、問い合わせを受けて、支援実施法人から送付

２）　各自治体の担当部局、各地のＮＨＫ、総合通信局に設置し、来訪者の要求に応じて手交する、

３）　関係する機関、施設等からの要請に応じて、まとめて送付する、

等を通じて、確実に支援対象世帯に届くように取り組むことが必要である。

（※）　最初の段階（申込時）には、申込者の意思確認を中心に必要最低限度の事項についてのみ、書類を記入・提出してもらい、アンテナ改修等の具体的な支援は、原則として訪問時に確認・確定することを想定している（具体的には後述。21ページを参照）。本報告では最初の申込時に求める書類を、支援の「申込書」、その後、具体的な支援内容を確定する書類を、補助の「申請書」として取り扱うものとする。

③ 関係団体向けの説明資料の作成

情報提供（周知広報）や申込書の配布時には、自治体や施設等の支援対象世帯と関係のある団体の担当者が相談を受けることが想定されるため、担当者向けの分かりやすい説明資料等を用意するなどの配慮を行っていく必要がある。

④ 説明資料への配慮

本支援の対象には、市町村民税非課税の障害者の世帯を始め、生活保護受給世帯で障害者の方、外国籍の方等が想定されるため、当該世帯に対する情報提供として、

１）　視覚障害者等に配意した点字のパンフレットの作成等

２）　支援対象世帯のうちの外国人向けに、外国語に翻訳されたパンフレットの作成等

等を行っていくことが必要である。

２－１　申込前段階（２）

背景：　地上アナログテレビ放送をこれまで見ている者であること、すなわちNHKと放送受信契約（全額免除対象）が締結されていることが必須条件であること（第５次中間答申）

　NHKの放送受信料が全額免除となる条件を備えていても、事実上、NHKと契約を結ばないまま放送を見ている世帯又は免除を受けていない世帯があり、このような世帯が本件支援を受ける場合、事前にNHKと契約を行い、免除を受ける必要があること

（２）　NHK放送受信契約の締結及び免除申請の促進

① 　対象世帯に対して、早い段階で、支援に係る条件（申込みにはＮＨＫとの放送受信契約が必要であること、支援対象世帯は、ＮＨＫの受信料全額免除を受けていること）に係る情報提供を行うこと

② 　申込者から希望があった場合には、支援の申込みに併せて、ＮＨＫとの放送受信契約（受信料全額免除の申請を含む。）を申し込めるような申込書の調整、体制の整備を図ること

が必要である。

（参考）　イ）　生活保護受給世帯、市町村民税非課税の障害者のいる世帯、社会福祉事業施設に入所している世帯で、テレビを自ら設置していることが想定される世帯の合計（概数）　：　約260万世帯（※1）

ロ）　NHK受信料免除を受けている世帯の契約件数中で上記1イ）に該当する理由で免除を受けている数　：　約　66万件　（※2）

※1：　NHK試算による概数

※2：　NHK平成20年度予算より（平成20年10月から適用される新免除基準の対象を含めた平成20年末時点の見込み数）

２－１　申込前段階（３）

（３）：（申込者の負担にならない）申込書の提出方法

○　申込みに当たっては、申込者の記入しやすい申込書を用意するとともに、経済的な負担が可能な限り生じないように配慮することが必要である。具体的には以下のとおり。

［申込書の様式］

・ 申込時においては、申込みの意思確認を中心に考え、記載事項は、氏名及び連絡先、訪問の可否、住居環境のアンケート等の最低限の内容に限るなど申込者の記入しやすい様式となるよう、配慮すべきである。
・ また、申込書にはルビを振る等なるべく多くの者が記入しやすいように配慮すべきである。
・ なお、上記を含め、申込書の様式の作成等に当たっては、福祉事務所などの関係機関と十分に調整を図るなど、実際の使用に配慮したものとなるように取り組むことも必要である。

［支援内容の確認方法］

・ 簡易なチューナーの配布以外のアンテナ工事等の支援の要否は、原則として、事後的に電話等で詳しい状況を確認した上で、簡易なチューナーの設置のために作業担当者が訪問する際に、併せて判断し、支援の実施を行うべきである。

［申込書の送付方法］

・ 申込書は、原則として直接、支援実施法人に送付することとし、送付用の料金受取人払の封筒を申込書に添付して配布する等申込者の負担とならない配慮を行うことが必要である。

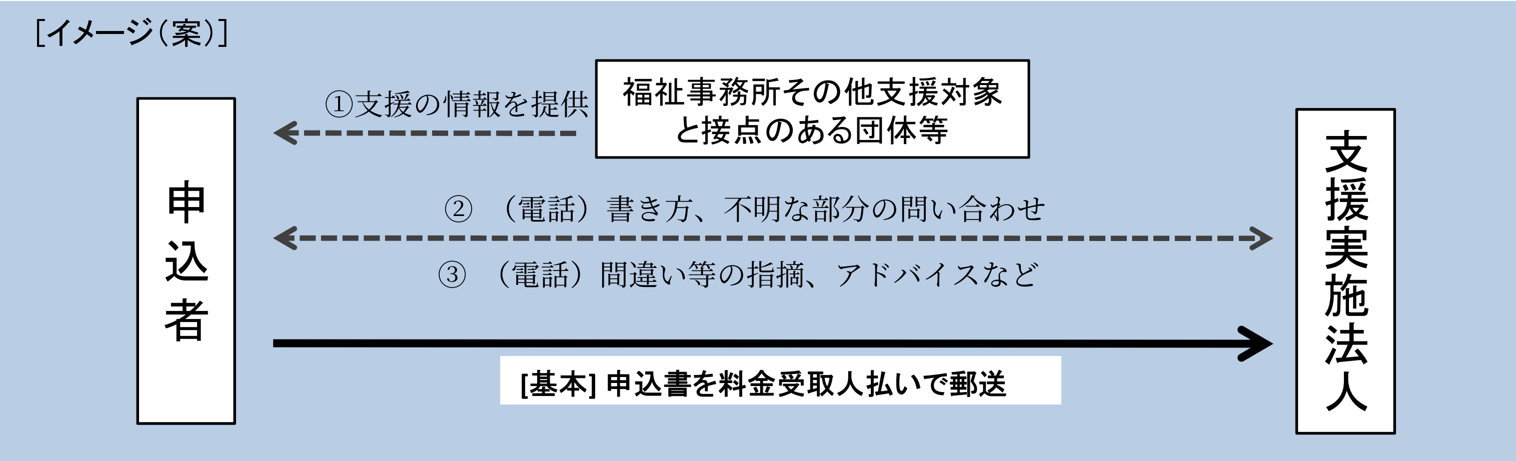

２－２　申込後（審査）段階（１）

背景：（現在アナログ放送を受信している人が2011年以降も）「引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定」すべきであることから、各世帯のアナログテレビ１台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等を「無償給付」することが適当である。（第５次中間答申）

（１）　地上デジタル放送に未対応の世帯であることの担保方法

本支援は、地上デジタル放送に未対応である世帯に対する支援であることから、申込者が、地上デジタル放送を視聴できる環境にないことを確認する必要がある。

具体的には、①　地上デジタル放送に対応したテレビジョン受像機、チューナー、ビデオデッキ等（以下「デジタル受信機器（※）」という。）を有していない世帯　［支援は簡易なチューナーの取付及びアンテナ改修等］、
または、②　デジタル受信機器を有している場合であってもアンテナ等が未対応で地上デジタル放送が視聴できる環境にない世帯　［支援はアンテナ改修等のみ］
が支援の対象となる。

確認方法としては、申込者の自己申告（誓約）を基本として、
１）　申込書において、地上デジタル放送が見られる環境にないことを誓約し、署名・押印を求める。
２）　１）に併せて、不正受給の場合には返却又は賠償することを誓約してもらい、発覚時には対応を求める。
３）　給付機器の製造番号や型番による管理で転売防止等を図る（詳細は36、37ページを参照）。
ことで担保することが適当である。

※：いわゆるワンセグ放送を視聴できる機器は除く。

［視点］
・　原則として、各世帯を直接訪問して設置説明を行うことを想定しており、その際に既にデジタル対応をしているか否かについての確認が可能ではないか。
・　送付のみも想定されるが、簡易なチューナーは５千円程度を想定しており、そのためのみに不正を働くことは考え難いのではないか。

２－２　申込後（審査）段階（２）

背景：　地上デジタル放送の全国カバー率は、平成２０年３月現在で、９３．０％(※1)であり、
申込時点で該当する地域での地上デジタル放送が開始されていない可能性がある。

※1：NHK調べ

（２）　申込時にデジタル放送が開始されていない場合の対処

簡易なチューナーのみを給付するとしても、既存のアンテナで受信可能か不明であり、また、アンテナ改修等が必要な場合、電波が届いていなければ調整ができないため、対応することは不可能である。

本支援に際しては、地上デジタル放送が開始されている必要があるが、実際には放送が開始されていない地域からの申込みも想定されるため、申込時に申込みのあった地域におけるデジタル放送開始を確認することが必要である。
加えて、放送が開始されていない場合の対処方針を用意する必要がある。

その具体的な方法としては、

① 申込時に該当する地域における地上デジタル放送開始の有無をロードマップ等で確認する（※２）。

② 地上デジタル放送が開始されていない場合には、ウエイティングリストに掲載し、その旨を申込者に連絡する。

③ 該当する地域でのデジタル放送開始後に改めて支援を行う。

等によることが望ましい。

なお、共同受信施設等によって受信している場合であって、申込時に当該施設がデジタル化に未対応である場合等も、上記と同様の問題が発生すると考えられるため、ウエイティングリストを用意する等の対処方針を用意するべきである。（手続の流れのイメージを次ページに掲載）

※２：　社団法人デジタル放送推進協会が提供している地上デジタル放送のエリアを示すもの。同協会のサイトで公開している。
http://www.dpa.or.jp/chideji/schedule/index.html

（参考）共同受信施設で、申込時に当該施設がデジタル化に未対応である場合の流れ（イメージ）

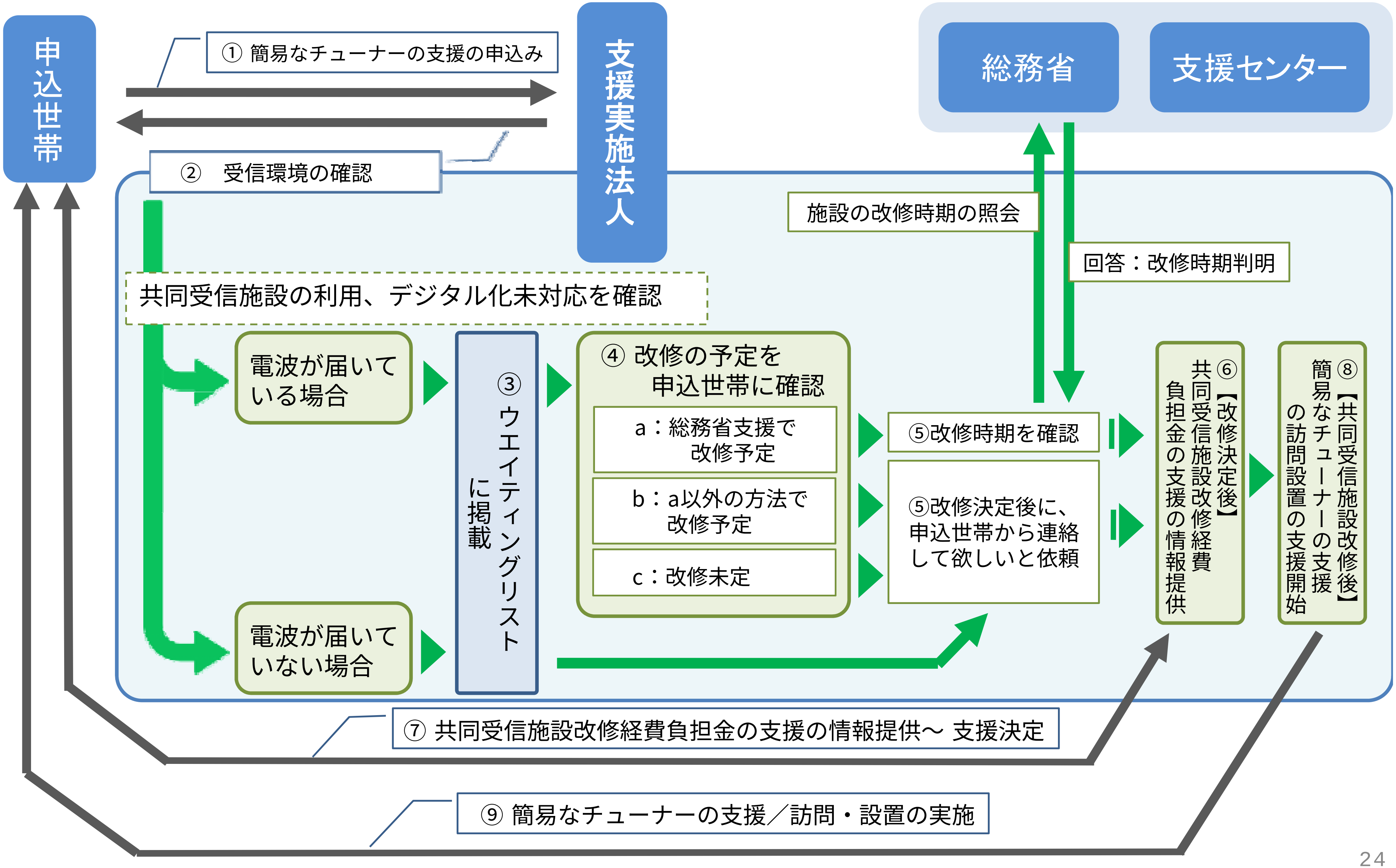

２－３　支援実施段階（１）

（１）　支援実施の前提

背景：（現在アナログ放送を受信している人が2011年以降も）「引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定」すべきであることから、各世帯のアナログテレビ１台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等を「無償給付」することが適当である。（第5次中間答申）

①　支援する機器について

- 最低限度の機器として、簡易なチューナーの給付を行う。
- 簡易なチューナーに関しては、支援対象が高齢者を多く含むこと等が予想されるため、特にそのリモコンについては、ボタンの形や配置を押しやすいものとしたり、１台で簡易なチューナーとテレビを同時に操作できる機能を設けるなどの配慮があることが望ましい。

②　住居を別にしている場合の検討

- 各世帯の実態を踏まえた上で、最低限度の機器の給付を行うべきである。

具体的には、

①　ＮＨＫ受信料全額免除を受けた世帯において、その構成員が、社会福祉施設に入居する等の正当な理由により複数の住居に分かれている場合は、別々に簡易なチューナーを提供すること

②　一時的な入院等により、希望する設置場所に現在居住していない場合は、原則、本人の希望の場所（自宅等）に設置すること（支援期間中に本人が希望する場所に戻れない場合は、別途、管理人等の立会いにより設置）

等の対応が必要である。

２－３　支援実施段階（２）－①

（２）支援実施の方法

背景：　「簡易なチューナー」の支援に当たり、簡易なチューナーを送付するのみでは、その設置等で技術的に対応が困難な世帯が多いと推測される。

①　簡易なチューナー配布の方法

［設置訪問の実施］

- 支援対象世帯に係るデジタル放送への移行を確実にし、実行性のある支援を行う観点から、設置及びアンテナ工事の必要性まで適切に判断し、実施できる者が伺うことができるよう、原則として、支援を実施する全世帯に訪問し、簡易なチューナーの設置を行うことが適当
- 例外として、プライバシー等の観点から業者の訪問を希望しない世帯については、配送による対応とし、必要に応じ電話対応等を行うことが適当

［アフターフォローの実施］

- 設置後に、簡易なチューナーの使い方が分からなくなってしまった場合に備えて、例えば、使い方を分かりやすく説明したペーパーや、設置後に設定を解除してしまった場合等に、自分で再度設定ができるような説明ペーパー等の説明資料を併せて給付するほか、一定期間は電話等で相談ができる支援相談窓口（仮称）を設置するなど、アフターフォローも考えて実施すべきである。

［研修等の取組］

- なお、支援相談窓口（仮称）には、想定される支援対象を踏まえた丁寧な応対が求められることから、その点に特に配意した研修を行う等適切な人材確保のための取組が必要である。

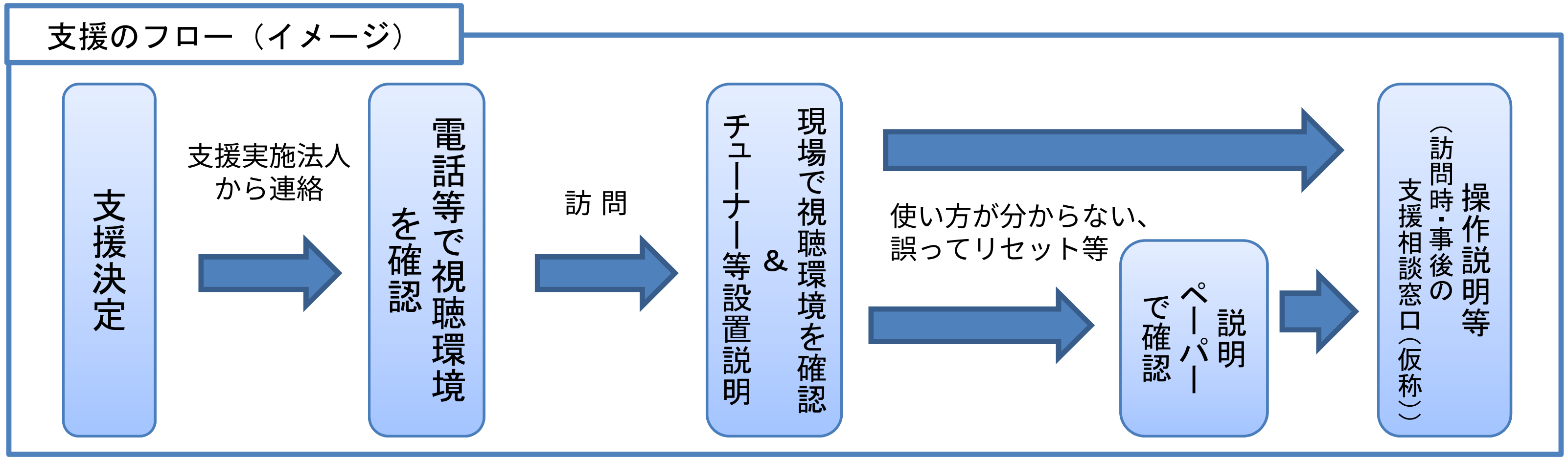

2－3　支援実施段階（2）－①

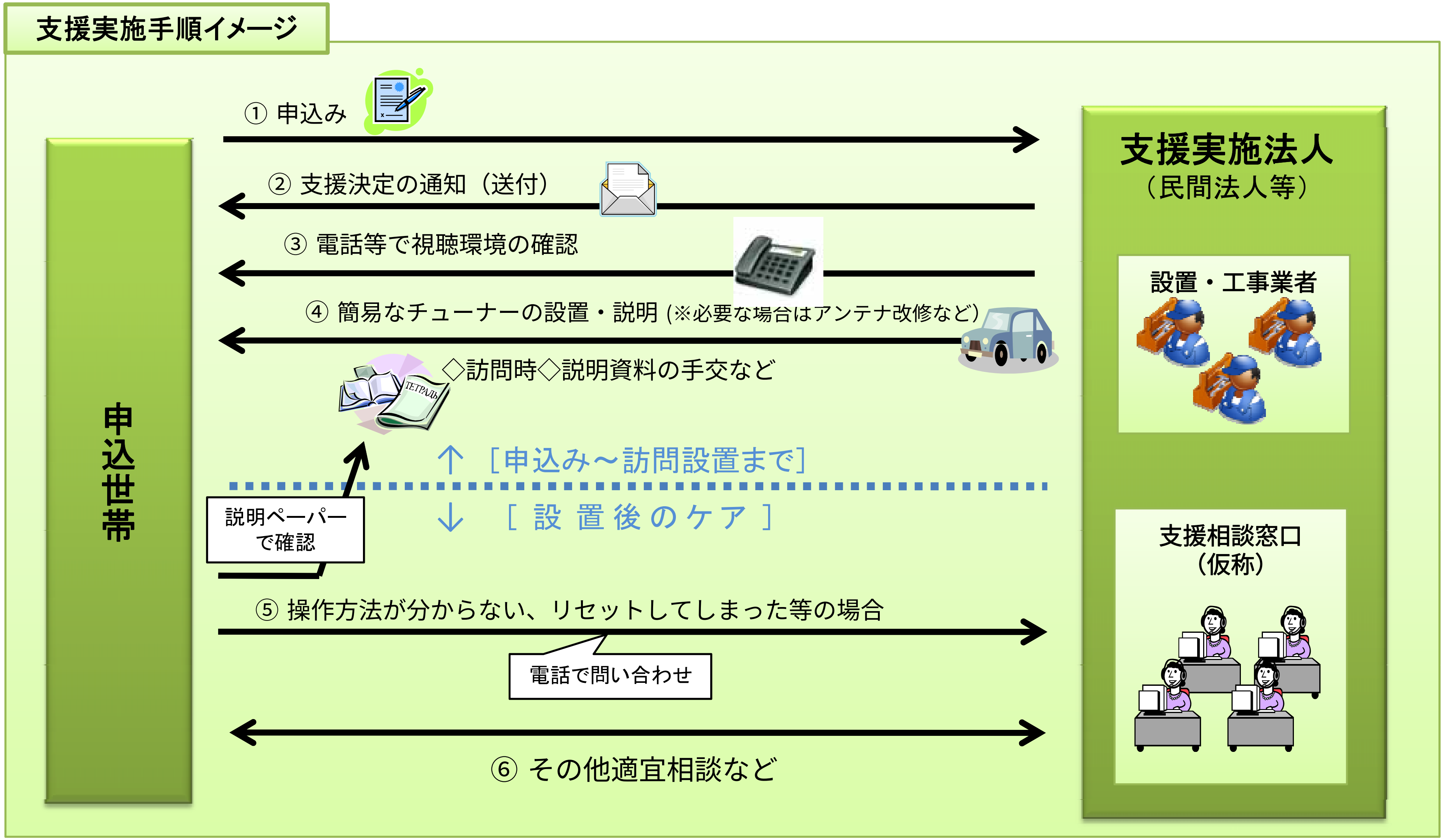
支援実施手順イメージ
① 申込み
② 支援決定の通知（送付）
③ 電話等で視聴環境の確認
④ 簡易なチューナーの設置・説明 (※必要な場合はアンテナ改修など)
◇訪問時◇説明資料の手交など
TETPAДЬ
説明ペーパー
で確認
↑［申込み～訪問設置まで］
↓［設置後のケア］
⑤ 操作方法が分からない、リセットしてしまった等の場合
電話で問い合わせ
⑥ その他適宜相談など
申込世帯
支援実施法人
（民間法人等）
設置・工事業者
支援相談窓口
（仮称）

２－３　支援実施段階（２）－②

②　アンテナ設置等の方法

既存のアンテナ等の受信設備では地上デジタル放送を受信できない場合には、受信環境（戸別受信、共同受信、CATV）に応じた設備の改修費の給付等が必要

具体的な改修等の経費は、以下の基準等により支援を行う必要がある。

なお、**本支援は、一時的な経費であるデジタル化経費の負担の支援であることから、経常的に要される費用は対象外**とすることが適当である。

１）　戸別にアンテナで受信する場合

室内アンテナの給付又は屋外アンテナの改修を行うこととなるが、**電界強度、受信の安定性等を考慮した基準により戸別に判断**することが必要である。

２）　共同受信施設等で受信する場合

一般の賃貸物件、公営住宅等においては、通常、その管理者が改修費を負担することとなるが、辺地共聴、受信障害対策共聴等のための共同受信施設により視聴しているケースなどでは、申込者自らがその改修に必要な応分の負担を求められる可能性がある。

その場合、申込者の求めに応じて、**改修等に要した経費の中から、支援対象となる世帯の負担割合分を給付**することが必要である。

３）　ＣＡＴＶで受信する場合

地上デジタル放送への移行に当たって**改修経費が必要な場合には、当該経費を給付**することが必要である。しかしながら、経常的に要されるセットトップボックスのレンタル費用等は給付の対象としないことが適当である。

ただし例外的なケースとして、**CATVのトランスモジュレーション方式のみでしか地上デジタルテレビジョン放送が視聴できず、かつ、セットトップボックスがレンタルのみでしか提供されない場合は、一定額を「渡しきり」によって支援することが必要**である。

２－３　支援実施段階（２）－②

受信形態		世帯数（全体）	施設のデジタル化	費用負担の原則	標準的な負担額	支援方法
戸別受信（戸建て住宅）		約 2000万世帯	宅内改修（アンテナ、ブースター、分配器、ケーブル等の交換）が必要な場合あり。	自己負担	3.5万円程度（改修内容により変動）	室内アンテナ給付又はアンテナ改修を行う。
共同受信						
	辺地共聴	約　135万世帯	改修方法の決定（有線共聴のデジタル化改修、無線共聴新設等の選択）が必要。既存のアナログ受信点でデジタル電波を受信できない場合は受信点移設が必要。	施設設置管理者（自治体or共聴組合）等で負担	3.5万円程度（改修内容により変動）	改修等にかかった経費の中から、対象世帯（視聴者）負担額を給付する。
	受信障害対策共聴	約　650万世帯	改修方法の決定（デジタル化改修or戸別受信等の選択）と、障害の原因物所有者と住民との改修費用の負担調整が必要。	原因物所有者と視聴者間で協議	3～5万円程度（改修内容により変動）	
	集合住宅共聴	約　770万世帯	分譲集合住宅の場合、管理組合等においてデジタル化改修の合意が必要。	所有者負担	数千円～4万円程度（改修内容により変動）	
ＣＡＴＶ		約 2150万世帯	地上デジタルテレビ放送の再送信サービスへの加入（ＳＴＢレンタル等）が必要な場合あり。	自己負担	【初期費用(※)】2～3万円程度 【ＳＴＢ】買取：4万円程度 レンタル：0.4～0.5万円程度	改修経費が必要な場合には、当該経費を給付する。 セットトップボックスのレンタル費用等の経常経費は特定の場合を除いて給付の対象外とする。

（※） 加入金、引込工事費及び宅内工事費が含まれる。

（地上デジタル推進全国会議資料（2007年11月30日）をもとに総務省作成）

２－３　支援実施段階（２）－③

③　共同受信施設改修経費の負担分支援方法

共同受信施設等の整備は、支援実施法人（もしくは同法人が委託する工事業者）が直接工事を行わないことが想定されるため、工事内容に見合った適正な給付とする仕組みが必要（工事内容の適正性の確保）

本支援の原則である「現物給付」ではなく、共同受信施設の改修経費の負担分を「現金給付」により支給することから、当該改修経費とは別の用途への流用を防止するため、支給方法を工夫することが必要（給付金の流用防止）

［(原則)　請求書で申請する場合］

- 共同受信施設改修経費への支援を申請する場合、申請者は、当該経費の申請書に共同受信施設の改修経費負担分に係る（同施設設置者からの）請求書を添えて、支援実施法人に申請することを基本とする。この場合、申請者は事前に、共同受信施設の設置者から、工事関係資料の提供等の協力の同意を得る必要がある。
- 工事後の支給申請を認めないと、実務上混乱を生じる可能性があることから、共同受信施設改修に伴う「費用負担が発生した時点」で申請する方法が適当である。支給額の妥当性については、上限額の設定等により、担保する。
- 共同受信施設改修に係る負担分支給は、給付する現金が他用途へ充てられることのないよう、原則として、負担額を請求する共同受信施設設置者に対し、直接に現金給付を行うことが適当である。

［(例外的措置)　領収書等で申請する場合］

- やむを得ない事情により、申請者が既に支払を済ませており、領収書等により支援申請があった場合については、申請者の生活環境に配慮した支援方法がより望ましいとする観点から、例外的な措置として、
  - １）共同受信施設の設置者が作成等した工事関係資料の提供が受けられ、その確認ができる場合には、申請者への直接給付も認める、
  - ２）工事関係書類の提供が受けられない場合には、領収書及び当該施設改修のお知らせその他の支援期間中の改修の実在が確認できる書類の提示がある場合に限り、領収書の額を基本に、通常のアンテナ改修工事に必要な額(一定額を想定)を上限に、申請者への直接給付も認める

  等の柔軟な対応方策について、関係機関と連携を図りつつ検討する必要がある。

［その他検討を要すべき事項］

- 共聴施設等への支援については、他の補助制度(辺地共聴施設等改修支援、受信障害対策共聴施設改修支援）やNHK共聴施設の改修との連携が必要であり、本支援と他の補助制度を併せて申し込む際等の分かりやすい導入事例の紹介等を含め、引き続き関係者と調整していくことが必要である。
- 共同受信施設改修経費の申請にあたっては、申請者の同意がある場合は、支援実施法人から直接当該共同受信施設の設置者に積算資料等の依頼を行うなどの申請者のサポートについても取り組むことが望ましい。

（参考1） 共同受信施設改修経費の支出の整理

	原則	例外的な措置	
申請時期	（事前）請求書受領後	（事後）領収書受領後	
施設設置者の同意(協力)	必要	必要	不要
必要書類等	・ 施設の改修経費の申請書 ・ 負担分に係る請求書 ・ 施設改修の見積り等の工事関係書類	・ 施設の改修経費の申請書 ・ 負担分に係る領収書 ・ 施設改修の見積り等の工事関係書類	・ 施設の改修経費の申請書 ・ 負担分に係る領収書 ・ 施設改修のお知らせなど、支援期間中の改修の実在が確認できる書類
支払対象	施設設置者	申請者本人	申請者本人
支払額	・ 請求額を基本として、地デジ移行に必要最低限度として査定した額 （世帯数や受信環境に応じて上限額を設定）	・ 領収額を基本として、地デジ移行に必要最低限度として査定した額 （世帯数や受信環境に応じて上限額を設定）	・ 領収額を基本に、通常のアンテナ改修工事に必要な額（一定額）を上限とする。

（参考2） 共同受信施設改修の支援手順イメージ（案）（原則パターン）

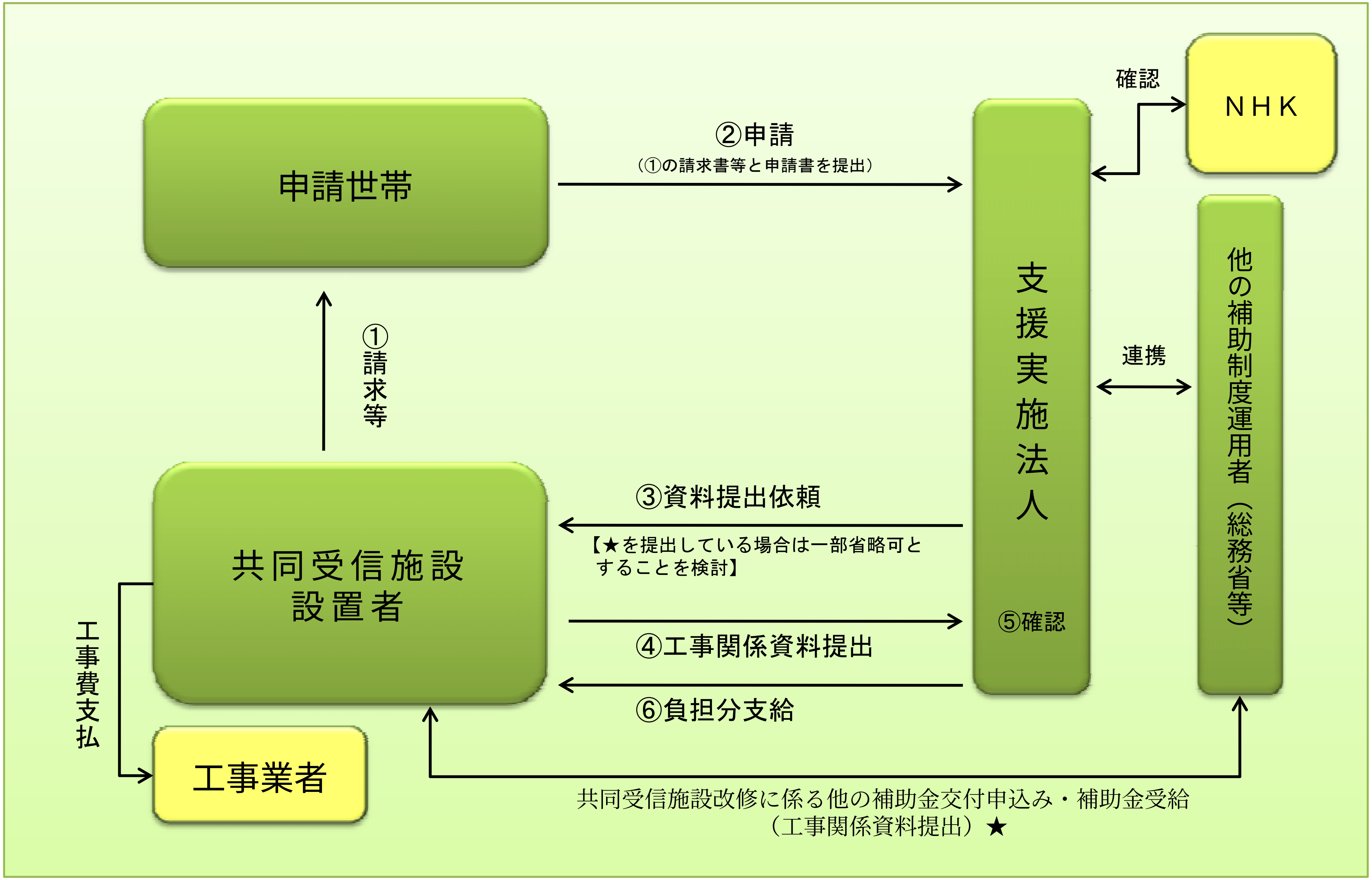

２－３ 支援実施段階（３）

背景： 情通審の第5次中間答申では、『各世帯のアナログテレビ１台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等として、「簡易なチューナー」を無償給付するほか、必要があれば、室内アンテナの給付又は屋外アンテナの改修等の支援を行うことが適当。』とされている。

（３） 給付の在り方

簡易なチューナーの配布方法は、

① 貸与の場合、支援実施法人における修繕や管理等の継続的なサポートを行うこととなり、給付を受けない一般世帯との均衡を失するおそれがあること

② 所有権が移転することで、大切に使うと想定されること

等から、給付（譲渡）によることを基本とするのが適当と考えられる。

【基本的性格等】

観点	［給 付］	［貸 与］
支援の基本的性格	給付した時点で所有権が移転、支援が完了するもの ＜一時的＞	貸与開始から、貸与終了までの期間、支援が継続するもの ＜継続性あり＞
故障・修繕等のコスト	ユーザーが負担（メーカー保証は通常１年）	簡易なチューナー等の所有者となる支援実施法人が負担（国費負担）（※）
給付後の事情変化に対する考え方	支援の適格性は、給付の時点で判断し、その後の事情の変化は問わない	支援が継続する性格上、貸与中は事情の変化（NHK放送受信料全額免除の当否、他の地デジ機器の購入等）が生じた時点でその都度判断し、資格を喪失した場合は返還を求める。
支援期間	給付の時点で支援は終了	貸与の期間は、簡易なチューナーの法定耐用年数が5年間、アンテナの法定耐用年数が10年であることにかんがみ、それぞれ5年、10年を限度とする（更新はなし）。

（※）一般的な貸与（リース）の場合はユーザー負担が原則だが、本件は経済的に困窮度が高い世帯が対象であるため、貸与期間中のケアを含めて行うことが必要であると判断した。

（参考） 給付又は貸与の具体的検討

	観 点		給 付	貸 与
配布時	国による管理		× (所有権は支援決定世帯へ移転)	○ (所有権は実施機関（国）が保持)
	不正受給時の対応		返還させるべき (交付要綱に明記)	返還させるべき (交付要綱に明記)
配布後	期間中の故障・修繕コストの負担		自己負担とすべき （1年間のメーカー保証後は自己負担（※1））	実施機関 （保守契約による（※2））
	期間中の転売防止効果（心理的抵抗）		小	大
	処分制限期間（利用期間の前提）		法定耐用年数期間とすべき	貸与期間 (法定耐用年数期間が目安)
	資格喪失時	① 支援後に対象世帯ではなくなった場合（資格要件）	返還不要とすべき	返還させるべき（※3）
		② 支援後に地デジ機器を自己購入した等の場合（環境要件）		
	処分制限期間終了後の継続使用		継続使用を認めるべき	返還させるべき （又は自己負担での買取り）
	返還コストの負担主体		−	実施機関 （保守契約による（※1））
	廃棄コストの負担主体		自己負担とすべき	実施機関

検討	コストが現実的	支援が充実する反面、相当期間に渡り、大きなコスト負担がかかる。また、支援を受けない世帯との公平性も問題となる。

※1： 支援実施法人側の責に帰すべき事由による故障等については、支援実施法人側が負担する。
※2： 通常のリースの場合は、ユーザー負担が原則であるが、保守契約により、支援実施法人が担う（国費負担）こととした。
※3： 交付要綱で例外の設定は可能

２－３　支援実施段階（4）

（4）　給付後の対応（転居、災害等で環境変化があった場合)

【本支援の前提】
　地デジ移行のための機器等は、視聴者の自己負担により購入されることが原則。
　明らかな経済的理由により、２０１１年７月のアナログ終了までに、一時的経費であるデジタル化経費が負担できず「必要最小限の対応すらできず」にデジタル放送を視聴できなくなる世帯に対して支援を行うもの。

　環境の変化としては、①　転居
②　災害（地震、落雷、火事等）
等が想定される。またその他の場合として、
③　過失による損壊
④　故意による譲渡（転売等を含む。）、破壊
を理由とした**再支援の要請が想定**される。

↓

　テレビジョン受像機等は**自己調達が原則**であることから、本支援の対象でない一般世帯との均衡にかんがみ、**支援が（再度）必要になった場合の対応については、自己負担とすべき**である（支援は期間中1世帯1回の支援に限定すべき）。

　したがって、**転居、災害等で環境変化があった場合であっても、本施策による再度の支援は行わないこととすることが適当**である。

（５）　不正行為（転売等）への対応

①　簡易なチューナーの処分制限等

簡易なチューナー（又はアンテナ）は給付（譲渡）だが、支援の趣旨から、一定期間は処分制限を行うべき

地上デジタル放送を見てもらうために簡易なチューナーを給付するという制度の目的に照らし、チューナーの処分に一定期間の処分制限を設けると共に（例えば給付後５年間程度）、具体的には、以下の取組を図るべきである。

［申込時点の確認］

申込書の提出に際し、不正行為を行わない旨の誓約に併せて、**不正行為発覚時には給付機器返還等のペナルティを課す旨の同意**を求めることが適当である。（次ページ：体制イメージ①）

［給付機器（簡易なチューナー）の管理］

各機器（簡易なチューナー）に刻印された**製造番号等を記録することにより、給付した機器と給付先について、支援実施法人で管理を行うことが必要**である。

さらに、例えば、機器の型番を本支援に係る独自の番号とする、本体の色を一般的な市販品と異なる色とする、「転売禁止」等の文字を本体にプリントする等**外見上明らかに「受信機器購入等支援」によるものであることがわかるように調達を行うなどの検討が必要である**。

また、**オークションサイト等に対しては、当該型番や色等の特徴を持つ機器が、政府の「受信機器購入等支援」に係るものであることを通知**し、**当該機器の取扱いには十分な注意が必要である旨の情報提供**を行うべきである。（次ページ：体制イメージ②～④）

［不正行為発覚時の対応］

本支援の目的にかんがみ、**不正行為発覚時には、給付機器等の返還、又は返還不能の場合は、実費賠償等を求める等の措置をとることが適当**である。（次ページ：体制イメージ⑤）

悪質な場合は、刑法上の詐欺罪（刑法第246条）による告訴を行う等の検討を行うべきである。

②　簡易なチューナーの処分制限の例外

上記の処分制限は、給付された簡易なチューナーが地上デジタル放送の視聴という給付の目的以外への使用（転売等による不当利得を含む。）を防ぐという観点から必要となる取組であることから、例えば**給付を受けた者が亡くなった場合には、通常は家族が引き継ぐことが想定されるが、給付を受けた者が身寄りのないまま亡くなった場合などは、例外的に処分制限が緩和される等について、検討すべき**である。

（参考） 不正行為（転売等）への対応の体制イメージ

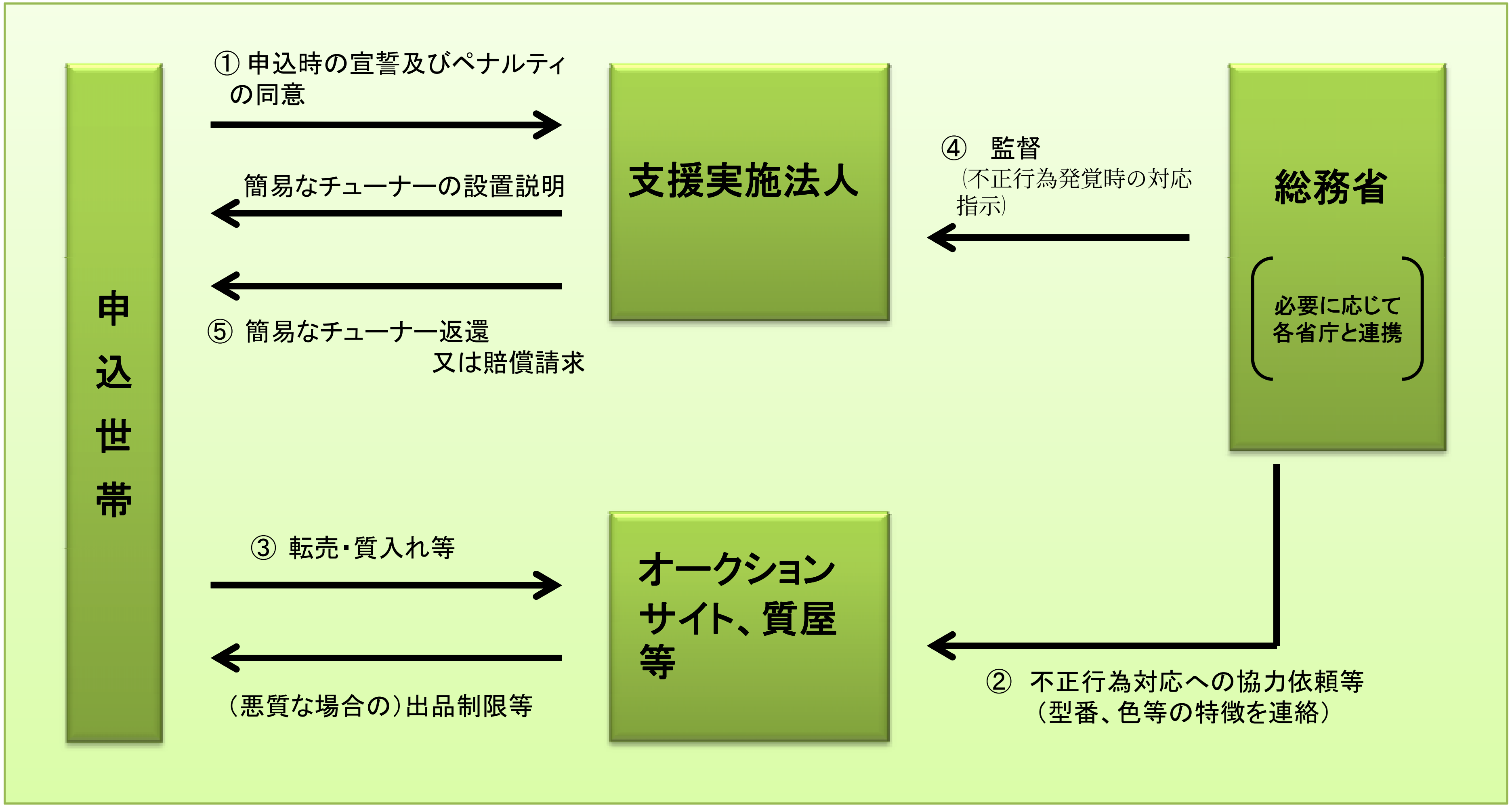

２－３　支援実施段階（６）

（６）　他の地上デジタル放送推進施策との連携について

本支援の実施に当たっては、目的が確実に遂行できるよう、他の地上デジタル放送推進施策との連携を十分にとって行うべきである。

特に、

- 「**支援センターの行う高齢者・障害者等への働きかけ、サポート**」に関しては、支援センターと支援実施法人とがおのおのの施策を実施する際に、**お互いの施策についても、併せて情報提供（周知広報）を行うこと**
- 「**共同受信施設等の改修の支援**」に関しては、共同受信施設の改修の支援と本支援の両方の申込みを行う場合の導入事例を紹介する等の分かりやすいパンフレット等を支援実施法人が作成し、**支援策の周知**（30ページでも言及）に取り組むと共に、必要に応じて、**支援実施法人から総務省や他の補助事業の実施法人に対して**、共同受信施設の改修に係る**工事等の関係情報を照会**する等により、施策の円滑な遂行を図ること
- 「**暫定的な衛星利用による難視聴対策**」の対象地域では、地上デジタル放送が当面放送されない予定であることから、本支援で提供する簡易なチューナー等では地上テレビジョン放送を視聴できないため、支援実施法人は、当該対策の実施機関から、あらかじめ**当該対策対象地域の情報提供を得て**、申込内容が「暫定的な衛星利用による難視聴対策」の対象地域の世帯であれば、**「暫定的な衛星利用による難視聴対策」の支援に係る情報提供**を行うこと

の対応を図るべきである。

なお、**各施策間の情報共有**も重要であるが、**支援世帯の個人情報の取扱いは、特に慎重を期す必要がある**ことから、支援実施法人は、個人情報の取扱いが、**施策上必要最低限の範囲で、かつ、本人同意が得られた場合のみに限る**ものとなるよう取り組むべきである。

参考資料

（参考資料1）　施策の実施方法に関する検討ワーキンググループの設置（設置要綱）

平成２０年８月２９日

１．目的

情報通信審議会第５次中間答申を踏まえて、平成２３年７月にアナログ放送終了・デジタル放送への完全移行に向けて、各種施策の具体的な実施方法について、情報通信審議会「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）からの委嘱を受けて、専門的な観点から検討を行う。

当面、経済的に困窮度の高い世帯である生活保護受給世帯がアナログ放送終了後も地上テレビ放送を視聴できるようにするために、国が支援を行う際の具体的な実施方法の検討を行う。

２．構成員等

ワーキンググループの構成員は、委員会主査が指名する。

ワーキンググループには、座長を置く。座長は、委員会主査が指名する。

座長は、ワーキンググループを主宰し、必要に応じて、オブザーバの参加を求めることができる。

３．検討項目

当面、生活保護受給世帯への支援の実施方法について以下の項目の検討を行う。

- 支援措置の周知及び申込手続き
- 支援の内容（給付又は貸与）・方法
- 個人情報保護のために必要な措置 等

また、生活保護受給世帯への支援の実施方法の他、検討すべき事項が生じた場合には、委員会からの委嘱を受けて、随時、検討を行う。

４．検討期間

生活保護受給世帯への支援の実施方法については、平成２０年９月から１１月まで行い、検討結果を委員会に報告する。

その他の検討課題については、適宜、委員会に報告する。

５．庶務

総務省情報流通行政局地上放送課が庶務を担当する。

（参考資料2）　施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ構成員名簿　（平成21年2月27日現在　敬称略）

氏	名	主　要　現　職	備考（在任期間）
座　長	大　山　永　昭	東京工業大学 大学院理工学研究科付属　像情報工学研究施設 教授	
構成員	稲　葉　　悠	全国地上デジタル放送推進協議会 総合推進部会長	
〃	大　内　孝　典	全国電機商業組合連合会 常務理事	
〃	河　村　真紀子	主婦連合会 常任委員	
〃	桐　田　教　男	岩手県 地域振興部ＩＴ推進課 総括課長	
〃	坂　本　憲　広	神戸大学大学院 医学系研究科 臨床ゲノム情報学 教授	
〃	土　屋　　円	日本放送協会 総合企画室〔経営計画〕 担当局長	
〃	福　田　俊　男	（社）日本民間放送連盟　地上デジタル放送特別委員会デジタルテレビ放送専門部会長	
〃	藤　原　静　雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科　教授	
〃	三　浦　佳　子	（財）日本消費者協会 広報部長	
〃	宮　澤　　寛	（財）電波技術協会　常務理事	
〃	安　田　　豊	ＫＤＤＩ（株） 執行役員 コア技術統括本部長	
オブザーバー	武　石　直　人	社会福祉法人　千葉県福祉援護会　理事長	平成21年1月26日（第4回）から
〃	石　川　敬　一	川崎市　健康福祉局　障害保健福祉部　障害福祉課長	平成21年1月26日（第4回）から
〃	井　下　典　男	新宿区　福祉部　生活福祉課長	
〃	森　田　　充	川口市　福祉部　福祉課長	
〃	山　本　雅　章	調布市　福祉健康部　障害福祉課長	平成21年1月26日（第4回）から
〃	横　山　清　隆	横浜市　健康福祉局　保護課長	
〃	堀　内　宏　秋	厚生労働省　雇用均等・児童家庭局　家庭福祉課　母子家庭等自立支援室　室長補佐	平成21年1月26日（第4回）から
〃	高　松　利　光	厚生労働省　社会・援護局　保護課　課長補佐	
〃	巻　口　　徹	厚生労働省　社会・援護局　保護課　課長補佐	
〃	小　河　芳　弘	厚生労働省　社会・援護局　福祉基盤課　課長補佐	平成21年1月26日（第4回）から
〃	天　田　　孝	厚生労働省　社会・援護局　障害保健福祉部　企画課　課長補佐	平成21年1月26日（第4回）から
〃	後　藤　憲　治	厚生労働省　老健局　計画課　課長補佐	平成21年1月26日（第4回）から
〃	飯　山　尚　人	総務省　自治行政局地域政策課　理事官	

（参考資料3）

検討の経緯

平成20年9月25日（木） 第1回開催

［議題］受信機器購入等支援事業の実施方法に係る検討項目について

平成20年10月29日（水） 第2回開催

［議題］（１）報告書・骨子(案)について
（２）申請書(案)について

平成20年11月28日（金） 第3回開催

［議題］報告（案)について

↓

平成20年12月8日（月）

「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」（第41回）への中間報告

↓

平成21年1月26日（月） 第4回開催

［議題］（１）構成員からの指摘事項に係る検討
（２）対象拡大に伴う検討

平成21年2月27日（金） 第5回開催

［議題］最終報告（案）のとりまとめについて

↓

平成21年3月17日（火）

「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」（第44回）への最終報告

資料１-２

受信機器購入等支援の実施方法に係る
検討結果の最終報告

【概 要 版】

平成21年3月17日 (火)

情報通信審議会　情報通信政策部会
地上デジタル放送推進に関する検討委員会
施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ報告

目　次

はじめに
1ー1．検討にあたっての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Ⅰ．総　論
2ー1．支援の対象と範囲・・ 3
2ー2．資格の確認と個人情報保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

Ⅱ．各　論
3ー1．情報提供と申込方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3－2．支援における配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3－3．支援の実施方法・・ 9
3－4．支援内容の概要・実施体制（イメージ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５

（参考資料1）施策の実施方法に関する検討ワーキンググループの設置（設置要綱）・・・・・・・・・・・ １６
（参考資料2）施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ構成員名簿・・・・・・・・・・・・・・・ １７

1－1．検討にあたっての基本的な考え方

〈基本的な考え方〉

「**経済的な理由**により、**必要最小限の対応すらできず**に、テレビが視聴できなくなり、災害時も含めた必要な情報をこれまで得ていたのに得られなくなる」世帯に対して、「**最低限の機能のもの**に限定」して支援を行う。
（情報通信審議会 第５次中間答申に基づく。）

〈支援対象〉

○ 「**ＮＨＫ受信料全額免除世帯（公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者）**」のうち地上アナログ放送を視聴している世帯
○ 自らデジタル対応テレビを購入する等により、既に地デジが見られる世帯は支援の対象外

〈支援内容〉

各世帯のアナログテレビ１台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等を「無償給付」
具体的には、① 「**簡易なチューナー**」を支援対象**世帯に1台ずつ無償給付**
② 戸建住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯は、**室内アンテナの無償給付又はアンテナ等の無償改修**
③ 共同受信施設を利用している場合は、当該**共同受信施設の改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額**を給付

〈支援方法〉

対象世帯からの**申込みに応じて「現物給付」**

〈実施時期〉

平成21年度から23年度の３年度で実施

〈支援対象の考え方〉

- 『支援は「これまでアナログ放送を視聴していた」ことが前提であり、**放送法に義務付けられているＮＨＫとの受信契約の締結を確認した上で支援を行う必要性がある**』。（第５次中間答申／20.6.27）
- 経済的に困窮度が高い世帯に対して支援を行う場合、所得及び保有資産に厳格な基準を設けて運用されている生活保護世帯に加え、**既存の放送制度との整合性を考慮**すると、ＮＨＫ受信料全額免除世帯を対象とすることが適当

本ＷＧでは、以上の基本的な考え方を前提に、支援の実施に当たっての課題の検討を行った。

２－１．　支援の対象と範囲

《支援の対象》

○　これまで地上アナログ放送を見ていた世帯で、ＮＨＫの放送受信料の全額免除となっている世帯（災害被災者を除く）を対象とする。

・　具体的には、ＮＨＫと放送受信契約を結び、その放送受信料が全額免除となっている世帯（※日本放送協会受信料免除基準（以下「免除基準」という。）に基づく。）のうち、以下の世帯（以下「ＮＨＫ受信料全額免除世帯」という。）を対象とする。

◇**公的扶助受給世帯**　（免除基準１（３）該当する世帯）
（生活保護受給世帯，らい予防法の廃止に関する法律による被援護者，永住帰国した中国残留邦人等の世帯）

◇**市町村民税非課税の障害者世帯**　（免除基準１（４）該当する世帯）
（身体、知的、精神のいずれかの障害者を世帯構成員とし、世帯全員が市町村民税非課税の世帯）

◇**社会福祉事業施設入所者**（免除基準１（５）該当する世帯）
（社会福祉事業施設の入所者が設置するテレビ）

《支援の範囲》

○　支援期間は、平成21年度から平成23年度までの３年度とする。

○　支援は、申込時にＮＨＫ受信料全額免除世帯である世帯が対象となる。

・　原則的には、平成23年７月の地上アナログ放送停波までに移行完了するように支援を行うべき

・　しかしながら、停波後に支援を必要とする世帯からの問い合わせも想定されるため、**停波後も一定期間（例えば1か月程度）は、申込みの受付を継続する**ことが適当

2－2．　資格の確認と個人情報保護（1）、（2）

（1）　資格の確認

○　申込者の資格証明は、申込み時点で、NHK受信料全額免除世帯であることを確認することで行うことが適当

○　資格の確認は、資格要件がNHK受信料全額免除世帯であるため、NHKが行う。

（2）　個人情報保護／支援実施法人への義務付けについて

個人情報保護のため、支援を実施する法人（以下「支援実施法人」という。公募を想定）における管理体制について、補助金交付要綱又は公募で、適切な条件を付すことが必要

具体的には、以下の方法によることが求められる。

①　秘密保持、安全管理のための**管理体制や部内規定を整備**すること

②　**管理者を常に明確**にし、**定期的な部内チェック**等を行うこと

③　支援事業に関わる（業務委託先等の）**関係者向けガイドラインの策定**、**啓発用パンフレットの作成**を行うこと

④　本申込みに併せてNHKの放送受信契約業務を行う場合は、**NHKと支援実施法人との間で業務委託契約を結び**、**当該事務におけるNHKとの守秘義務を遵守すること**

⑤　支援実施法人が**プライバシーマークを取得**しているか、これに準ずる個人情報保護体制の確保が図られていること

⑥　**保有する個人情報**又は保有個人情報が記録されている媒体（端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。）**が不要となった場合**（支援事業の終了を含む。）には、管理者の指示に従い、当該保有個人情報の**復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄**を行うこと

２－２． 資格の確認と個人情報保護（3）、（4）

（3） 個人情報保護／個人情報の用途に係る本人承諾について
支援申込みに際して提供を受けた個人情報をどのように使うか（個人情報の用途）については、申込みに際して申込者本人の承諾を得るべき

- 支援業務を行う際には、配送業者、工事業者等の本支援にかかわる事業者等に対する個人情報の提供が必要
- 申込者の個人情報の事業者への提供等については、**申込みの段階で、その旨を明示し、本人の同意を得る方法が適切**

（4） 個人情報保護／対策の実施状況の確認(担保）等について
個人情報保護に係る取組は、支援事業開始から終了までの期間、継続的に行うことが必要

- 総務省は、支援実施法人から２－２の（１）に係る**資料及び結果報告等の提出を受けたときは、必要に応じて指導及び立入り調査**を行うほか、**定期的な立入り調査**を行う等により、**個人情報保護の取組が継続的に行われていることを確認**することが必要である。
- 簡易なチューナーの設置やアンテナ工事等で対象世帯へ訪問する際には、申込世帯のその後の日常生活に支障とならないよう、例えば、申込者から**特に希望がある場合には、生活圏以外の事業者に工事を発注する方法を検討するなど、可能な範囲で配慮**を行うことが望ましい。

３－１．　情報提供と申込方法

《情報提供（周知広報）について》
本支援は、申込者からの申込みを受けて行う施策であるため（申込主義）、情報提供や申込書の配布が確実に行われることが必要

［情報提供の方法］

・　情報提供については、支援対象となる世帯が、潜在的な世帯を含めると最大約260万世帯（ＮＨＫの推計による概数）になるのではないかと見込まれていることから、テレビ（政府公報、放送事業者への協力依頼など）や自治体の広報紙等を通じて**幅広く情報提供等を行う**とともに、**生活保護受給世帯等の集中的な情報提供が可能と思われる世帯に対しては、窓口となるような機関等を通じて、前広に取り組むことが必要**である。

［申込書の配布方法］

・　申込書については、情報提供時の**説明資料等（パンフレットなど）に申込書の入手方法や連絡先電話番号等を明示し、問い合わせを受けて、支援実施法人から送付する**とともに、各自治体の担当部局、各地のＮＨＫ、総合通信局に設置し、来訪者の要求に応じて手交する等により確実な入手手段を用意する必要がある。

［その他配慮すべき事項］

・　情報提供に使用する**説明資料等の作成**に当たり、福祉事務所などの**関係機関と十分に調整を図ること**、情報提供を行う際は、可能な範囲で**複数回行うこと**が望ましい。

・　情報提供や申込書の配布時には、支援対象世帯と接点のある自治体や施設などの**担当者向けの分かりやすい説明資料等を用意**する必要がある。

・　支援対象となる世帯を踏まえて、視覚障害者等に配意した点字のパンフレット、外国籍の方を対象に外国語に翻訳されたパンフレットの作成等を行う必要がある。

3－1．　情報提供と申込方法

《申込方法について》
申込みに当たっては、申込みがしやすいように、記入しやすい申込書を用意するともに、経済的な負担が可能な限り生じないように配慮することが必要

- 申込時には、**申込みの意思確認を中心に考え、記載事項は、氏名及び連絡先、訪問の可否、住居環境のアンケート等の最低限の内容に限るなど、**関係機関とも十分に調整を図りつつ、**申込者の記入しやすい様式となるよう配慮**することが必要である。
- **申込書は、原則として直接、支援実施法人に送付**することとし、**送付用の料金受取人払の封筒を申込書に添付して配布**する等申込者の負担とならない配慮を行うことが必要である。

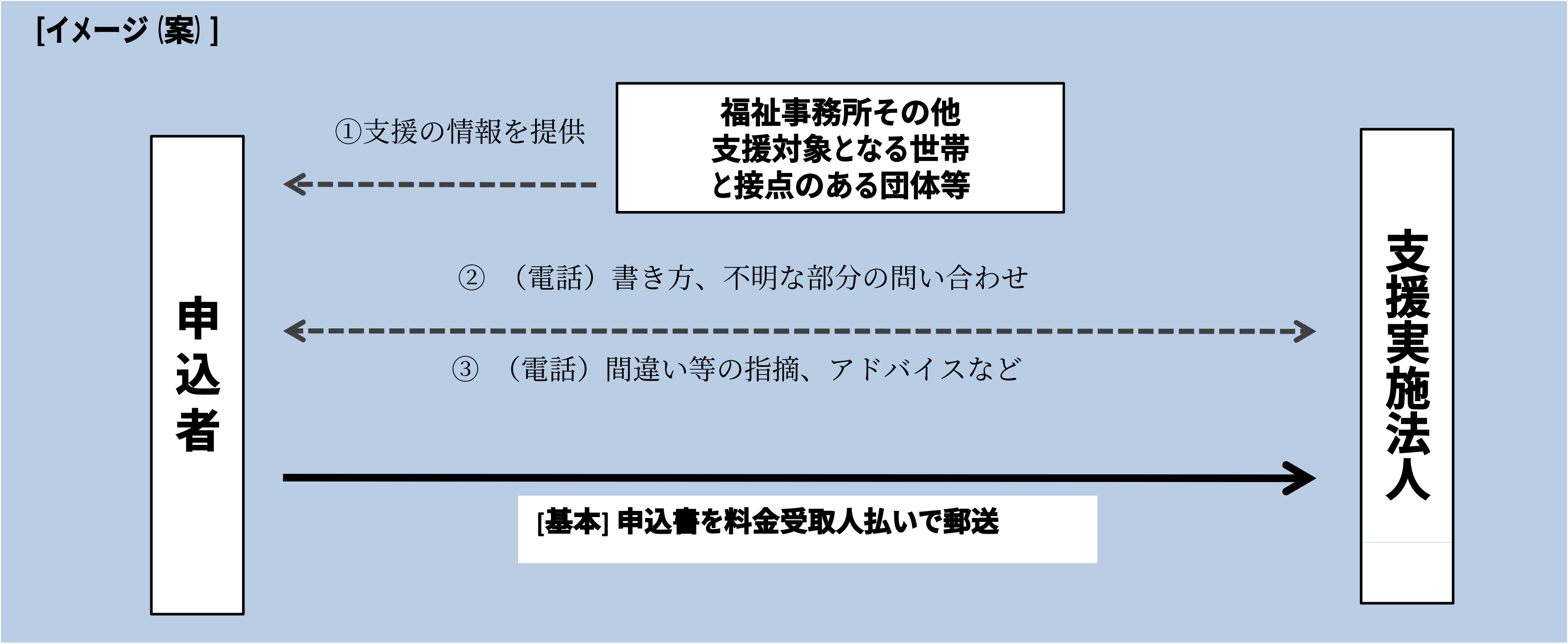

3－2． 支援における配慮事項

(1) 地上デジタル放送に未対応の世帯であることの担保方法

・ **支援の対象が、地上デジタル放送に未対応である世帯**であることから、**申込者が、地上デジタル放送を視聴できる環境にないこと（※）を確認することが必要**がある。

・ 支援の対象者としては、次のいずれかを想定

① **地上デジタル放送に対応したテレビジョン受像機、チューナー、ビデオデッキ等（以下「デジタル受信機器（※）」という。）を有していない世帯** 　［支援は簡易なチューナーの取付及びアンテナ改修等］

② **デジタル受信機器を有している場合であってもアンテナ等が未対応で地上デジタル放送が視聴できる環境にない世帯［支援はアンテナ改修等のみ］**

・ 確認方法としては、**申込者の自己申告（誓約）を基本**として、以下の方法を基本とすべき

1） 申込書において、地上デジタル放送が見られる環境にないことを**誓約し、署名・押印**を求める。

2） 1）に併せて、不正受給の場合には返却又は賠償することを誓約してもらい、**発覚時には対応**を求める。

3） 給付機器の**製造番号や型番による管理で転売防止等**を図る。

※： **いわゆるワンセグ放送を視聴できる機器は除く。**

(2) 支援する機器について

・ 本支援の対象世帯には、高齢者を多く含むこと等が予想されるため、給付される簡易なチューナーにおいては、その**リモコンについて、ボタンの形や配置を押しやすいものとしたり、1台で簡易なチューナーとテレビを同時に操作できる機能を設けるなどの配慮**があることが望ましい。

3－3．　支援の実施方法（1）

（1）　簡易なチューナー配布の方法

［設置訪問の実施］

- 支援対象世帯に係るデジタル放送への移行を確実にし、実行性のある支援を行う観点から、設置及びアンテナ工事の必要性まで適切に判断し、実施できる者が伺うことができるよう、**原則として、支援を実施する全世帯に訪問し、簡易なチューナーの設置を行うことが適当**である。
- 例外として、**プライバシー等の観点から業者の訪問を希望しない世帯については、配送による対応**とし、**必要に応じ電話対応等を行うことが適当**である。

［アフターフォローの実施］

- 設置後に、簡易なチューナーの使い方が分からなくなってしまった場合等に備えて、例えば、**使い方を分かりやすく説明したペーパー**や、設置後に設定を解除してしまった場合等に、**自分で再度設定ができるような説明ペーパー等の説明資料**を併せて給付するほか、一定期間は**電話等で相談ができる支援相談窓口（仮称）を設置**するなど、**アフターフォローも考えて実施すべき**である。

［研修等の取組］

- 支援相談窓口（仮称）には、想定される支援対象を踏まえた丁寧な応対が求められることから、その点に**特に配慮した研修を行う等適切な人材確保のための取組が必要**である。

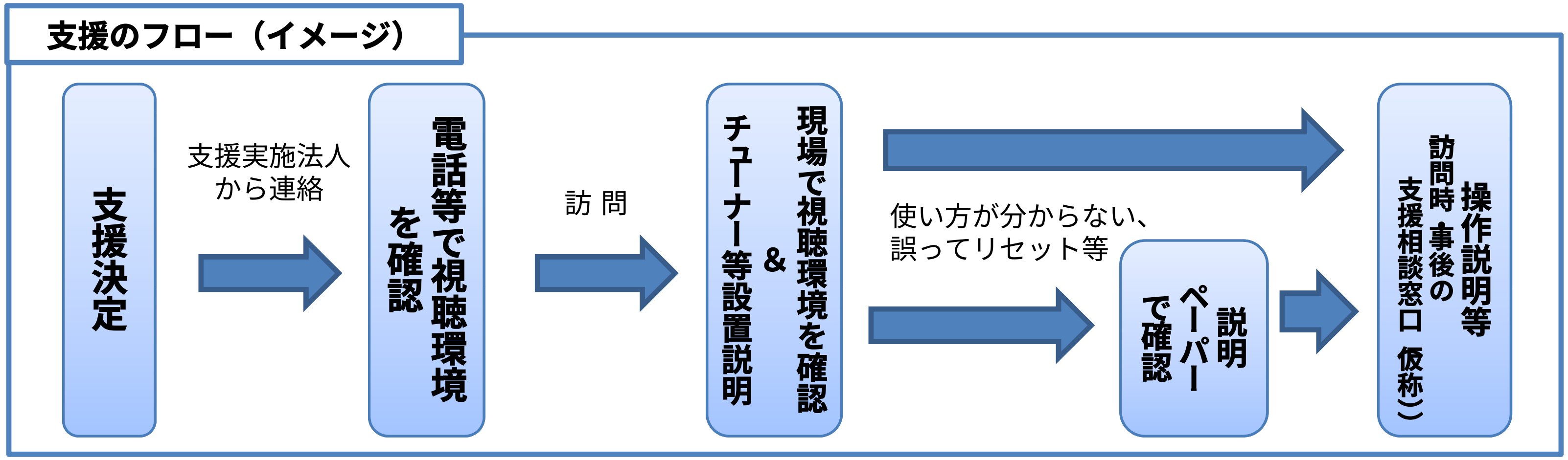

３－３．　支援の実施方法（2）

（2）アンテナ設置等の方法
既存のアンテナ等の受信設備では地上デジタル放送を受信できない場合には、受信環境（戸別受信、共同受信、CATV）に応じて、設備の改修等を行うべき

①　具体的には、次のとおり。

１）　戸別にアンテナで受信する場合

- 室内アンテナの給付又は屋外アンテナの改修を想定
- **設置の基準は電界強度や受信の安定性等を考慮した基準により戸別の判断**とするべき

２）　共同受信設備で受信する場合

- 一般の賃貸物件、公営住宅等においては、通常、その管理者が改修費を負担する。
- 辺地共聴、受信障害対策共聴のための共同受信設備等で視聴する（している）場合、その施設のデジタル改修に必要な経費に係る応分の負担が、申請者に求められる可能性がある。
- 上記の場合、申請に応じて、**改修等に要した経費の中から、支援対象となる世帯の負担割合分を給付**することが必要である。

３）　ＣＡＴＶで受信する場合

- 地上デジタル放送への移行に当たって**改修経費が必要な場合には、当該経費を給付**することが必要
- 経常的に要されるセットトップボックスのレンタル費用等は、原則的に給付の対象としないものとするが、例外的に、**CATVのトランスモジュレーション方式のみでしか地上テレビジョン放送が視聴できず、かつ、セットトップボックスがレンタルのみでしか提供されない場合は、一定額を「渡しきり」によって支援することが必要**

②　**本支援は、一時的な経費であるデジタル化経費の負担の支援**であることから、**経常的に要される費用は対象外**とすることが適当である。

３－３． 支援の実施方法（3）

（3） 共同受信施設改修経費の支援の申請及び給付の方法

① 申請者が、申請書に共同受信施設の改修経費負担分に係る（共同受信施設設置者からの）請求書を添えて、支援実施法人に支援を申し込むことを原則とする。

② 申請者に対してではなく、共同受信施設の設置者（管理者）に対して給付を行うことを原則とする。

	原則	例外的な措置	
申請時期	（事前）請求書受領後	（事後）領収書受領後	
施設設置者の同意(協力)	必要	必要	不要
必要書類等	・ 施設の改修経費の申請書 ・ 負担分に係る請求書 ・ 施設改修の見積り等の工事関係書類	・ 施設の改修経費の申請書 ・ 負担分に係る領収書 ・ 施設改修の見積り等の工事関係書類	・ 施設の改修経費の申請書 ・ 負担分に係る領収書 ・ 施設改修のお知らせなど、支援期間中の改修の実在が確認できる書類
支払対象	施設設置者	申請者本人	申請者本人
支 払 額	・ 請求額を基本として、地デジ移行に必要最低限度として査定した額（世帯数や受信環境に応じて上限額を設定）	・ 領収額を基本として、地デジ移行に必要最低限度として査定した額（世帯数や受信環境に応じて上限額を設定）	・ 領収額を基本に、通常のアンテナ改修工事に必要な額（一定額）を上限とする。

［その他検討を要すべき事項］

・ 共聴施設等への支援については、**他の補助制度（辺地共聴施設等改修支援、受信障害対策共聴施設改修支援）やＮＨＫ共聴施設の改修との連携が必要**であり、本支援と他の補助制度を併せて申し込む際等の**分かりやすい導入事例の紹介等**を含め、**引き続き関係者と調整していくことが必要**である。

３－３．支援の実施方法(4)、(5)

(4)　給付の在り方(法的性格)
簡易なチューナーの配布方法は、貸与ではなく、**給付(譲渡)によること**が適当

- 　簡易なチューナーの配布方法としては、貸与による方法、譲渡による方法が想定される。
- 　貸与とした場合、支援実施法人における修繕や管理等の継続的なサポートを行う必要が生じる可能性があり、給付を受けない一般世帯との均衡を失するおそれがある。
- 　譲渡した場合、所有権が申込者に移転することで、貸与の場合に設定されると思われる貸与期間に限定されることのない長期の使用が可能であり、より適当である。

(5)　給付後の対応 (転居、災害等で環境変化があった場合)
テレビジョン受像機等は**自己調達が原則**であることから、本支援の対象でない一般世帯との均衡にかんがみ、**支援が(再度)必要になった場合の対応については、自己負担とすべき**

- 　環境の変化としては、転居や災害（地震、落雷、火事等）等を、その他の場合としては、過失による損壊、故意による譲渡（転売等を含む。）又は破壊等を理由とした再支援の要請が想定される。
- 　テレビジョン受像機等は自己調達が原則であり、本支援の対象でない一般世帯との均衡にかんがみれば、支援は期間中1世帯1回の支援に限定すべき（一般世帯は、転居、災害等に際しては、自ら再度のデジタル化投資が必要）
- 　再度のテレビジョン受像機の購入等が必要になった場合であっても、その対応については、自己負担とし、転居、災害等で環境変化があった場合であっても、本施策による再度の支援は行わないこととすることが適当である。

３－３． 支援の実施方法(6)、(7)

(6) 不正行為(転売等)への対応

簡易なチューナー(又はアンテナ)は給付(譲渡)だが、支援の趣旨から、申込時の宣誓等により、一定期間の処分制限を行うなど、不正行為(転売等)への防止を図るべき

具体的には、以下の対応が必要である。

[申込時点の確認]

- 申込書の提出に際し、**不正行為を行わない旨の宣誓**と、**不正行為発覚時には給付機器返還等のペナルティを課す旨の同意**を求めること

[簡易なチューナーの管理]

- 簡易なチューナーに記された**製造番号等を記録**することで、**給付した機器と給付先の管理を行うこと**
- 機器の型番を本支援に係る独自の番号とする等、**外見上本支援により給付されたことが判別できるよう調達を行うこと**
- **オークションサイト等に対して、当該型番等の特徴を持つ機器が、政府の「受信機器購入等支援」に係るものであることを通知**するなど、**当該機器の取扱いには十分な注意が必要である旨の情報提供を行うこと**

[不正行為発覚時の対応]

- 本支援の目的にかんがみ、**不正行為発覚時には、給付機器等の返還、又は返還不能の場合は、実費賠償を求める等の措置をとること**
- **悪質な場合は、刑法上の詐欺罪(刑法第246条)による告訴を行う**等の検討を行うこと

(7) 簡易なチューナーの処分制限の例外

例えば、**給付を受けた者が亡くなった場合には、通常は家族が引き継ぐことが想定されるが、給付を受けた者が身寄りのないまま亡くなった場合などは、例外的に処分制限が緩和される等について、検討すべき**である。

３－３． 支援実施方法(8)

(8) 他の地上デジタル放送推進施策との連携について
本支援の目的が確実に遂行できるように、他の地上デジタル放送推進施策との連携を十分にとって行うべきである。

以下の取組が必要である。

- 「**デジサポ(支援センター)の行う高齢者･障害者等への働きかけ、サポート**」に関しては、支援センターと支援実施法人とがおのおのの施策を実施する際に、**お互いの施策についても、併せて情報提供(周知広報)を行うこと**

- 「**共同受信施設等の改修の支援**」に関しては、共同受信施設等の改修の支援と本支援の両方の申込みを行う場合の導入事例を紹介する等の分かりやすいパンフレット等を支援実施法人が作成し、**支援策の周知**（11ページでも言及）に取り組むと共に、必要に応じて、**支援実施法人から総務省や他の補助事業の実施法人に対して**、共同受信施設の改修に係る**工事等の関係情報を照会**する等により、施策の円滑な遂行を図ること

- 「**暫定的な衛星利用による難視聴対策**」の対象地域では、地上デジタル放送が当面放送されない予定であることから、本支援で提供する簡易なチューナー等では地上テレビジョン放送を視聴できないため、支援実施法人は、当該対策の実施機関から、あらかじめ**当該対策対象地域の情報提供を受けて**、申込内容が「暫定的な衛星利用による難視聴対策」の対象地域の世帯であれば、「**暫定的な衛星利用による難視聴対策」の支援に係る情報提供**を行うこと

- **各施策間の情報共有**は重要であるが、**支援世帯の個人情報の取扱いは、特に慎重を期す必要がある**ことから、支援実施法人は、個人情報の取扱いが、**施策上必要最小限の範囲で、かつ、本人同意が得られた場合のみに限る**ものとなるよう取り組むこと

3－4.　支援内容の概要･実施体制（イメージ）

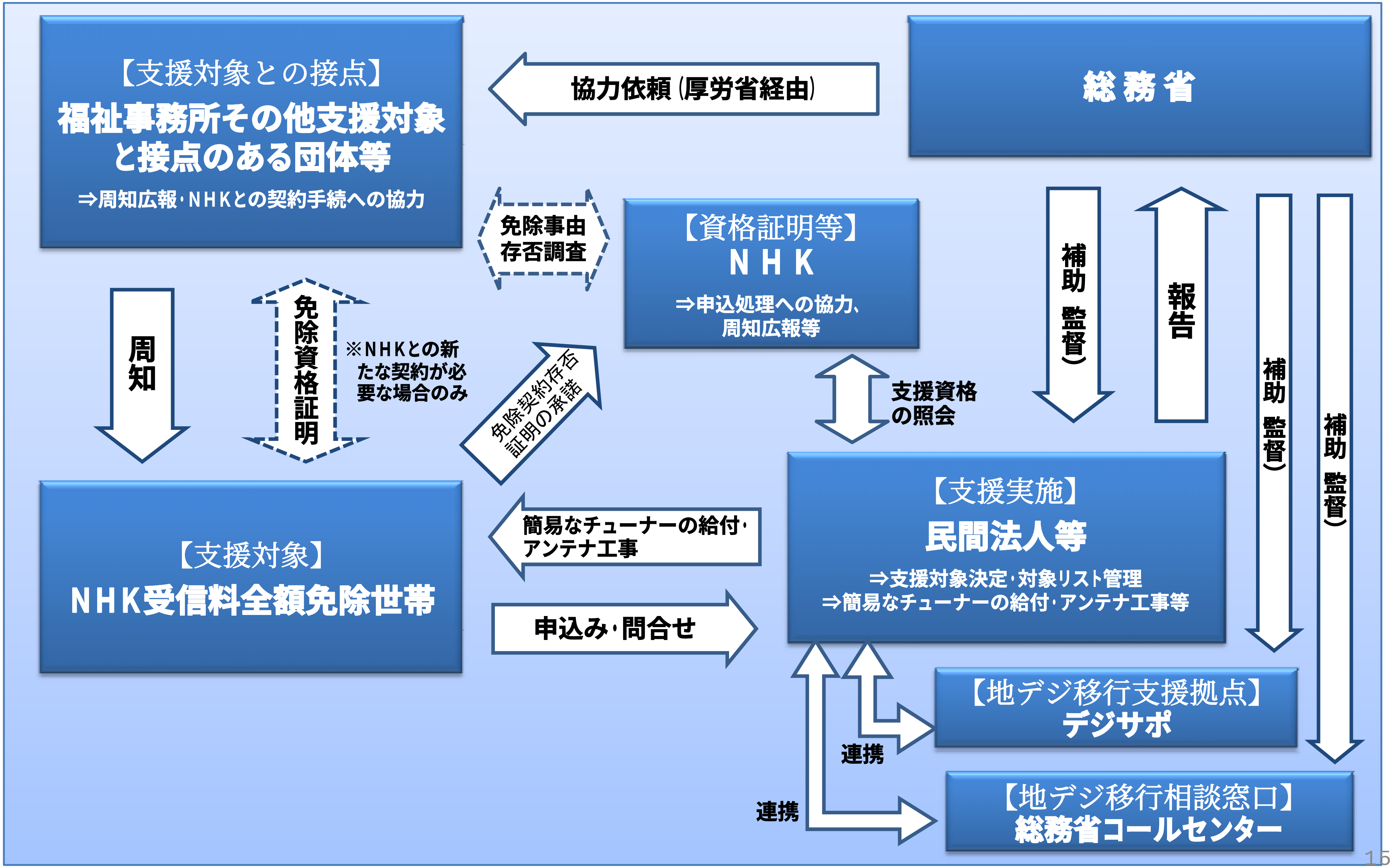

（参考資料1）　施策の実施方法に関する検討ワーキンググループの設置（設置要綱）

平成２０年８月２９日

１．目的

情報通信審議会第５次中間答申を踏まえて、平成２３年７月にアナログ放送終了・デジタル放送への完全移行に向けて、各種施策の具体的な実施方法について、情報通信審議会「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）からの委嘱を受けて、専門的な観点から検討を行う。

当面、経済的に困窮度の高い世帯である生活保護受給世帯がアナログ放送終了後も地上テレビ放送を視聴できるようにするために、国が支援を行う際の具体的な実施方法の検討を行う。

２．構成員等

ワーキンググループの構成員は、委員会主査が指名する。

ワーキンググループには、座長を置く。座長は、委員会主査が指名する。

座長は、ワーキンググループを主宰し、必要に応じて、オブザーバの参加を求めることができる。

３．検討項目

当面、生活保護受給世帯への支援の実施方法について以下の項目の検討を行う。

- 支援措置の周知及び申込手続き
- 支援の内容（給付又は貸与）・方法
- 個人情報保護のために必要な措置 等

また、生活保護受給世帯への支援の実施方法の他、検討すべき事項が生じた場合には、委員会からの委嘱を受けて、随時、検討を行う。

４．検討期間

生活保護受給世帯への支援の実施方法については、平成２０年９月から１１月まで行い、検討結果を委員会に報告する。

その他の検討課題については、適宜、委員会に報告する。

５．庶務

総務省情報流通行政局地上放送課が庶務を担当する。

(参考資料2)　施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ構成員名簿 (平成21年2月27日現在　敬称略)

氏	名	主　要　現　職	備考（在任期間）
座　長	大　山　永　昭	東京工業大学 大学院理工学研究科付属　像情報工学研究施設 教授	
構成員	稲　葉　　悠	全国地上デジタル放送推進協議会 総合推進部会長	
〃	大　内　孝　典	全国電機商業組合連合会 常務理事	
〃	河　村　真紀子	主婦連合会 常任委員	
〃	桐　田　教　男	岩手県 地域振興部ＩＴ推進課 総括課長	
〃	坂　本　憲　広	神戸大学大学院 医学系研究科 臨床ゲノム情報学 教授	
〃	土　屋　　円	日本放送協会 総合企画室〔経営計画〕 担当局長	
〃	福　田　俊　男	（社）日本民間放送連盟　地上デジタル放送特別委員会デジタルテレビ放送専門部会長	
〃	藤　原　静　雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科　教授	
〃	三　浦　佳　子	（財）日本消費者協会 広報部長	
〃	宮　澤　　寛	（財）電波技術協会　常務理事	
〃	安　田　　豊	ＫＤＤＩ（株） 執行役員 コア技術統括本部長	
オブザーバー	武　石　直　人	社会福祉法人　千葉県福祉援護会　理事長	平成21年1月26日（第4回）から
〃	石　川　敬　一	川崎市　健康福祉局　障害保健福祉部　障害福祉課長	平成21年1月26日（第4回）から
〃	井　下　典　男	新宿区　福祉部　生活福祉課長	
〃	森　田　　充	川口市　福祉部　福祉課長	
〃	山　本　雅　章	調布市　福祉健康部　障害福祉課長	平成21年1月26日（第4回）から
〃	横　山　清　隆	横浜市　健康福祉局　保護課長	
〃	堀　内　宏　秋	厚生労働省　雇用均等・児童家庭局　家庭福祉課　母子家庭等自立支援室　室長補佐	平成21年1月26日（第4回）から
〃	高　松　利　光	厚生労働省　社会・援護局　保護課　課長補佐	
〃	巻　口　　徹	厚生労働省　社会・援護局　保護課　課長補佐	
〃	小　河　芳　弘	厚生労働省　社会・援護局　福祉基盤課　課長補佐	平成21年1月26日（第4回）から
〃	天　田　　孝	厚生労働省　社会・援護局　障害保健福祉部　企画課　課長補佐	平成21年1月26日（第4回）から
〃	後　藤　憲　治	厚生労働省　老健局　計画課　課長補佐	平成21年1月26日（第4回）から
〃	飯　山　尚　人	総務省　自治行政局地域政策課　理事官	

資料１-３

中間報告からの主な変更点

	中間報告 （H20.12.8）	最終報告 （H21.3.17）
支援対象世帯 ［報告書］ p13 ［概要版］ p３	生活保護受給世帯 で NHK 放送受信契約を結んでいる世帯	ＮＨＫ放送受信料の全額免除世帯 （公的扶助受給世帯 ＋ 市町村民税非課税の障害者のいる世帯 ＋ 社会福祉事業施設入所者 で NHK 放送受信契約を結んでいる世帯）
申込期間 ［報告書］ p14 ［概要版］ p４	平成 21、22 年度 （２年度）	平成 21～23 年度の停波まで ＋ 停波後一定期間は申込受付 （例えば１か月程度） （３年度）
個人情報保護 ［報告書］ p15 ［概要版］ p４	－	可能な範囲で支援対象世帯の環境への配慮も検討すべき
情報提供 ［報告書］ p18 ［概要版］ p６	（※生活保護受給世帯が対象） 福祉事務所等により集中的に	（※NHK 受信料全額免除世帯が対象） 福祉事務所等により集中的にできる範囲は集中的に ＋ 広報紙、テレビ等により幅広く
説明資料 ［報告書］ p19 ［概要版］ p６	パンフレット等の説明資料	パンフレット等の説明資料 ＋ 点字、外国語版も用意

（次ページに続く）

（前ページから続く）

	中間報告 （H20.12.8）	最終報告案 （H21.3.17）
支援対象 ［報告書］ｐ20 ［概要版］ｐ6	（※生活保護受給世帯） 推計　約120万世帯 NHK免除件数 約44万件	（※NHK受信料全額免除世帯が対象） 推計　最大約260万世帯 NHK免除件数　約66万件
申込書の様式 ［報告書］ｐ21 ［概要版］ｐ7	必要事項を 網羅的に記載	申込みの意思確認を中心 最低限の連絡先等
リモコン ［報告書］ｐ25 ［概要版］ｐ8	－	リモコンは押しやすいボタン、 テレビを同時に使える機能等配慮すべき
チューナー配布 ［報告書］ｐ26 ［概要版］ｐ9	チューナー送付 を原則	チューナーの訪問設置 を原則
アフターフォロー ［報告書］ｐ26 ［概要版］ｐ9	電話相談窓口の設置	電話相談窓口の設置 事後的な説明ペーパー
共同受信施設の改修費 ［報告書］ ｐ30～32 ［概要版］ ｐ11	施設改修経費の積算資料を提出の場合 (設置者の協力が必要) ↓ 査定額（規模に応じた上限あり）	施設改修経費の積算資料を提出の場合 (設置者の協力が必要) ↓ 査定額（規模に応じた上限あり） ＋ 施設改修経費の積算資料なしの場合 (設置者の協力が不要) ↓ 一定額を上限として支給

（次ページに続く）

（前ページから続く）

	中間報告 （H20.12.8）	最終報告案 （H21.3.17）
チューナーの処分制限の例外 ［報告書］ｐ36 ［概要版］ｐ13	５年の処分制限内は処分不可	本人死亡で身寄りのない場合等は、例外的に処分制限への緩和することについて検討すべき
地デジ他施策との連携 ［報告書］ｐ38 ［概要版］ｐ14	十分連携を取るべき	十分連携を取るべき ＋ 周知広報の協力、関係情報の照会など ＋ 但し個人情報は慎重に対応

一般申込用

イメージ(案)

資料１-４-１

整理番号＿＿＿＿＿＿

支援実施法人代表　あて

地上デジタル放送受信のための支援の申込書

地上デジタル放送を見るために必要な機器（チューナー等）について、
以下の条件を承諾の上、２ページの同意書、３ページの誓約書と共に申し込みます。

（現在アナログテレビをお持ちの方で、ＮＨＫと放送受信契約を結んでおり、
放送受信料が全額免除となる世帯であること（災害被災世帯を除く）が条件です）

□枠の中を御記入下さい。

申込日	**平成　　年　　月　　日**										
申込者氏名	**ふりがな（　　　　）**										印
現住所	**〒**										
	（チューナー等の取付け希望先が上の現住所と違う場合、希望先住所を記入） **〒**										
電話番号	**（　　　）　　－**										
NHK放送受信契約のお客様番号（分かる方のみ）				**－**					**－**		

地上デジタル放送を見るための機器（チューナー）をテレビとつなぐ作業等のため、上に書かれた住所（または、取付け希望先）に作業担当者が訪問します。訪問する際には、担当者から事前に電話等で連絡をさせていただきます。

もし、訪問を希望しない場合、下の欄「訪問を希望しない」の□にチェックして下さい。チューナーを配送させていただきます。（その場合、自分で取付けていただくこととなります。）

□　訪問を希望しない（自分で取り付けます。）

ほかに記入が必要な資料

（２ページ）　個人情報の取扱いに関する同意書
（３ページ）　誓約書
（４ページ）　アンケート

（※）収集した個人情報は、本支援の目的以外に使用されることはありません。

（次のページも記入する箇所があります）

イメージ

個人情報の取扱いに関する同意書

私は地上デジタル放送受信機器購入等支援への申込みに際し、個人情報の取扱いについて、別紙「個人情報保護に関する基本方針」に規定されている事項のほか、下に書かれている１から３の記載事項に同意します。

記

1　支援決定にあたり、私がNHKと放送受信契約を締結し、NHKから放送受信料の免除を受けていることを確認するため、申込書に記載した私の氏名、住所等の個人情報（今後変更があった場合には、変更後の情報を含む。）を、支援実施法人からNHKへ提供し、NHKが、支援決定に必要な範囲で、NHKから私に対して行う連絡のために当該個人情報を利用すること。

2　支援実施のために必要な範囲で、支援実施法人からの照会に応じて、NHKが保有する私の個人情報を、支援実施法人へ提供すること。

3　支援実施のために必要があるときは、私の個人情報を、支援実施法人から支援実施法人の委託先事業者または共聴施設設置者等へ提供すること。

□枠の中を御記入下さい。

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

支援実施法人代表　殿

NHK　殿

（次のページも記入する箇所があります）

イメージ

誓　約　書

私は、地上デジタル放送受信機器購入等支援への申込みに際し、下記１から３の記載事項を遵守することを誓約します。

記

1　申込者の世帯が現在地上アナログ放送の受信設備を所有しており、申込時及び申込後支援を受けるまで、地上デジタル放送が受信できるテレビ、ビデオ、チューナー等の受信設備が１台もないか、ある場合でもアンテナが対応していない等で地上デジタル放送を視聴できる環境にないことについて、相違ないこと。

2　申込者自らの世帯で使用することを目的に申込みを行っており、支援完了後５年間は交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け、担保、換金、廃棄等の処分は行わないこと。

3　この申込みに際して、不正行為が発覚した場合には、給付された機器及び共聴施設改修負担金額等の返還又は相当額の実費賠償等の責任を負うこと。

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

□枠の中を御記入下さい。

支援実施法人代表　殿

（最後に裏面のアンケートにもご回答下さい）

【アンケート】

◇作業や工事の参考にしますので、以下のアンケートに御回答下さい。（分かるところのみで結構です。）

□枠の中を御回答下さい。

○チューナーを設置する住宅　について

□：一戸建持家　□：一戸建借家　□：分譲集合住宅

□：賃貸集合住宅（公営住宅を除く。）　□：公営住宅

□：施設（施設名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□：病院（病院名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□：分からない

□：その他（御記入下さい。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

○アンテナについて

□：自分の世帯専用のアンテナが屋外にある

□：室内アンテナ　□：共同アンテナ（アパートなど）

□：共聴施設（難視対策）　□：ケーブルテレビ　□：分からない

□：その他（御記入下さい。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

○テレビを見ている環境について

□：テレビのみ見ている　□：テレビとビデオをつないで使っている

□：テレビにビデオ以外の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿をつないで使っている

□：分からない

ありがとうございました。

イメージ(案)

資料１-４-２

申込みにあたっての注意点

１．【支援の条件と必要な書類】

	支援の条件	必要な記入事項 （申込書に同封して、一緒に送ってください。）
支援の条件 及び 必要な記入事項	**申込時点で、 「日本放送協会（ＮＨＫ）」 と放送受信契約があり、 受信料全額免除の 世帯であること （災害被災による免除世帯は 対象外となります。）** ※１　ＮＨＫとの放送受信契約が現在結ばれていない世帯で、受信料全額免除の資格がある（※２）場合は、この申込みに併せてＮＨＫとの契約及び受信料全額免除を申し込んでください。 ※２　公的扶助受給世帯（生活保護受給世帯など）、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者が対象となります。詳しくは２ページの３［記入に当たっての注意点］（１）「支援の条件について」を御確認ください。御不明な点はＮＨＫにお問い合わせください。	**個人情報取扱いに関する同意書 （申込書２ページ目）** （支援実施法人よりＮＨＫへ照会を行います。） ※１　ＮＨＫとの放送受信契約及び受信料免除を併せて申し込む場合は、 **ＮＨＫの放送受信契約書 兼 放送受信料免除申請書**
	地上デジタル放送が受信できる 環境にないこと （地上デジタル放送に対応するテレビ、ビデオ、チューナ等が１台もないか、ある場合でもアンテナが対応していない等で地上デジタル放送が見られる環境にないこと）	**誓約書 （申込書３ページ目）**

２．【支援の内容】

地上デジタル放送が見られる環境にない方に対して、次の支援を行います。

地上デジタル放送に対応するテレビ、ビデオ、チューナ等を１台も持っていない場合	**簡易なチューナーの給付**
アンテナ等が地上デジタル放送に対応していない場合（※３）	**アンテナの改修など** **（受信環境により受けられる支援の内容が変わります。（※４））**

どの支援が受けられるのかについては、訪問するときの電話連絡、訪問時の現地確認等で確認し、その必要性に応じて行うこととなります。

※３：自宅への訪問を希望しない場合は、この支援は受けられません。

※４：一戸建ての方には、室内アンテナの給付又は屋外アンテナの改修を行います。共同受信施設を利用されている方には、その改修に必要な経費の全体額のうち、支援を受ける世帯が負担する金額に相当する額を給付します。詳しく知りたい場合には、パンフレット等を御覧いただくか、○○○○－○○○－○○○へお問い合わせください。

３．【記入に当たっての注意点】

（１）支援の条件について

地上デジタル放送を見るためのこの支援（「受信機器購入等支援」と呼ばれています。）を受けるためには、ＮＨＫと放送受信契約を結んでいて、放送受信料が全額免除となる世帯であることが条件となります。

具体的には、ＮＨＫの放送受信料の全額免除対象のうち、公的扶助受給者、市町村民税非課税の障害者、社会福祉事業施設入所者の世帯が、この受信機器購入等支援の対象となります。

○支援の対象となる「公的扶助受給者」の世帯とは

・　生活保護法に定める扶助を受けている世帯
・　らい予防法の廃止に関する法律に定める援護を受けている世帯
・　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている世帯

○支援の対象となる「市町村民税非課税の障害者」の世帯とは

・　世帯構成員のどなたかが、障害者の手帳（身体障害者手帳、療育手帳（または判定書）、精神障害者保健福祉手帳）のいずれかをお持ちで、世帯全員が市町村民税非課税の世帯

○支援の対象となる「社会福祉事業施設入所者」の世帯とは

・ 社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所されている世帯

なお、この申込みと同時に放送受信契約及び放送受信料免除の申込みを行うことができます。ＮＨＫへの免除等の申込みを希望される方は、同封の「ＮＨＫ放送受信契約書兼受信料免除申請書（全額免除）」に必要事項を記入し、お住まいの市町村等から免除基準に該当することの証明を受けた上で、この申込書と一緒に支援実施法人にご提出（送って）ください。

ご自身の契約状況がわからない方、免除制度について分からないことがある方は、ＮＨＫ視聴者コールセンター　０５７０－○○○－○○○までお問い合わせください。

（２）申込書に記入する項目について

申込書の最初の太線の枠の中に、申込書を記入した日、申し込まれた方の氏名及び現住所（ＮＨＫの受信料免除契約と同一である必要があります。）、電話番号、そして、分かる方は、ＮＨＫの放送受信契約のお客様番号を記入し、間違いがないか確認した上で、判子を押してしてください。

また、チューナーの設置等のため、お住まいを訪問させていただく予定ですが、プライバシー等のご事情で訪問を希望しない方には、チューナーを配送します。

もし訪問を希望しない場合は、申込書の１ページ目、下の太線の枠の中の「□訪問を希望しない（自分で取り付けます。）」のチェック欄□に、チェック☑を入れてください。

なお、その場合は、チューナーの設置は御自分でしていただくこととなり、アンテナの改修等の支援は受けられません。

様式の最後にアンケートがあります。分かる範囲で結構ですので、チェック欄□に、チェック☑をお願いします。

（３）支援の内容について（申込書３ページ目）

支援の内容は、現在見ているアナログテレビにつなぐと、地上デジタル放送を視聴することのできる「簡易なチューナー」の現物給付、そして必要な場合には、室内アンテナの給付や屋外アンテナの改修等を行います。

支援の内容についての注意点は以下のとおりです。

① 簡易なチューナーについて

・ 支給の対象となるのは、簡易なチューナーです。

・ 機器の種類、メーカー等は選べません。

・ また現物給付で、金銭等での給付は行いません。

・ テレビは支給しませんし、申込者からお金を足していただくこと等によって高機能な機器へ変更することはできません。

（簡易なチューナーの給付方法）

・ 簡易なチューナーは、基本的にお住まいに訪問して設置することを予定しています。ご自宅への訪問を希望されない場合は、申込書のチェック欄をチェックし、配送希望としてください（詳しくは、（１）を見てください）。

② アンテナ等の改修について

（支援内容の決定等について）

・ 申込書４ページ目のアンケート、①の訪問前の電話連絡、そして訪問時の電波環境等の確認により、どのような支援を行うのか決定します。

・ 申込書で、訪問を希望しない、とした場合、アンテナ工事等ができませんので、アンテナ改修等の支援は受けられません（チューナーの給付のみになります）。

（支援内容について）

・ 具体的には、アンテナ改修等が必要な場合、以下の支援が行われます。

１）一戸建てにお住まいの世帯

室内アンテナ又は屋外アンテナの改修を行います。

２）アパートなど共同住宅にお住まいで、共同受信している世帯

共同受信設備の改修費のうち、支援対象世帯が負担する相当額を支給します。

なお、支援の対象になる場合が限られています。基本的に、現在のアンテナを自分で設置している場合のみが対象です。賃貸アパート等で貸主（いわゆる大家さん）等が設置している場合は、支援の対象外です。

・ より詳しい支援の内容が知りたい場合には、○○○○－○○○－○○○までお問い合わせください。

（賃貸物件に自らアンテナを設置している場合について）

・ アパート等賃貸の場合で、貸主（大家さん）から承諾をもらって、自分でアンテナを付けている場合は、アンテナの改修も支援の対象となる可能性があります。その場合は、改修の承諾を改めて貸主（大家さん）から受けた上で、○○○○－○○○－○○○までお問い合わせください。

（地上デジタル放送が開始されていない地域の場合）

- 地上デジタル放送がまだ始まっていない地域にお住まいの方は、電波が届いていなければ、アンテナ改修等ができないため、放送開始後に訪問させていただくこととなります。

（共同受信施設の改修が必要な場合）

- 申込書を受け付けた後、担当者から連絡させていただきます
- チューナーの設置は共同受信施設改修の工事終了後に行います。
- 共同受信施設改修の各世帯の負担額の給付については、原則として、申し込まれたご本人ではなく、共同受信施設の設置者に振り込まれることとなります。
- 負担額の確定後（請求書等の受理後）、ご連絡をいただき、それにより支給することとなります。
- 負担額の確認のため、支援実施法人から、共同受信施設の設置者の方へ、工事関係資料の提供をお願いすることとなりますので、あらかじめ同意いただくことが必要です。特別な事情があって、同意いただくことが難しい場合には、○○○○－○○○－○○○までお問い合わせください。

（ケーブルテレビでしかテレビ受信ができない地域の場合）

- 支給の対象になるのは、デジタル化にあたり一時的な改修が必要な場合にはその経費（ケーブルテレビの月々の料金などいわゆるランニングコストは含みません。）のみです。いわゆるセットトップボックスの買換え経費は原則対象外です（簡易チューナーがあれば基本的に地上デジタル放送自体は視聴可能になります。）。
- ケーブルテレビの改修費用への支援については、原則として、申し込まれたご本人ではなく、ケーブルテレビ事業者に振り込まれることとなります。
- ケーブルテレビ事業者から請求書等を受けた後に、ご連絡をいただき、それにより支給することとなります。
- 工事の内容を確認する必要があるため、ケーブルテレビ事業者へご連絡させていただくことにあらかじめ同意いただくことが必要です。
- ケーブルテレビ改修費用の支援の申請書については、電話をいただいた上で郵送させていただきますので、○○○○－○○○－○○○までお問い合わせください。

４．【その他申込みにあたっての注意点】

1） この支援は、ＮＨＫ放送受信料 全額免除世帯のうち、現在地上アナログ放送を視聴している世帯に、地上デジタル放送を視聴するために必要最低限の支援を行うものであり、支援実施法人の指定する工事業者 、仕様及び金額内で行います。

2） 工事費用の負担をお願いすることはありません（申込者 が工事業者に工事代金を支払う必要はありません。）。

3） 受信環境 に応じた必要最低限度の支援となりますので、希望する内容で必ずしも工事が行われる訳ではありません。

4） 申込みにあたっては、申込書２ページ目の「個人情報 の取扱いに関する同意書」及び申込書３ページ目の「誓約書」を確認し、氏名の記入、判子を押した上で、提出 してください。（記入のしかたについては、９ページをご覧ください。）

5） 個人情報 の取扱いについては、次のページの「個人情報 保護に関する基本方針」をご確認ください。

イメージ

個人情報保護に関する基本方針

支援実施法人
〇〇〇〇

支援実施法人〇〇〇〇（以下「当法人」という。）は、地上デジタル放送受信機器購入等支援の実施に必要な申込者に関する個人情報（以下「個人情報」という。）について、下記のように管理し、保護に努めて参ります。

記

1　個人情報の適切な収集、利用、提供、委託

（1）　個人情報の収集にあたっては、その利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を収集し、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、利用目的を通知し、又は公表し、その範囲内で利用します。

（2）　収集した個人情報は、次の場合を除き、第三者に提供し、又は開示することはしません。

（ｉ）あらかじめ本人の同意を得た場合

（ⅱ）個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２３条第１項各号に掲げる場合

（3）　個人情報を第三者に委託して利用する場合は、その第三者における安全管理措置の状況等に照らし、委託を行うことの適切性を検討するとともに、その第三者との間で秘密保持に関する契約を締結した上で提供するなどし、委託先への適切な監督をします。

2　個人情報の安全管理措置

個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失又はき損の予防及び是正のため、当法人内において規程を整備し、適切な安全対策を実施するとともに、事故発生に対しては、速やかに対応いたします。

3　改善措置

個人情報の取扱いに関する社会環境の変化に的確に対応するよう努めます。また必要に応じてこの方針をはじめ各種規程等について、変更、修正又は追加を行うなど、改善するよう努めます。

4　開示、訂正請求等への対応

取得した個人情報は正確性を保つよう努めます。当法人が本個人情報保護方針を遵守していないと思われる場合及び本人の個人情報の開示、訂正、追加又は削除、利用停止等を希望される場合には、当法人（〇〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇）までお問い合わせください。合理的な期間、妥当な範囲内でこれに対応いたします。

5　苦情の処理

当法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。

以上

一般申込用

＜申込書記入例＞

整理番号＿＿＿＿＿＿＿

支援実施法人代表　あて

地上デジタル放送受信のための支援の申込書

地上デジタル放送を見るために必要な機器（チューナー等）について、
以下の条件を承諾の上、２ページの同意書、３ページの誓約書と共に申し込みます。

（現在アナログテレビをお持ちの方で、ＮＨＫと放送受信契約を結んでおり、
放送受信料が全額免除となる世帯であること（災害被災世帯を除く）が条件です）

□枠の中を御記入下さい。

申込日	平成　２１　年　１２　月　１　日	
申込者氏名	ふりがな（　そうむ　たろう　） 総務　太郎	総務（印）
現住所	〒　×××－△△△△ 東京都千代田区霞が関〇－×－△　総務荘２０１号室 （チューナー等の取付け希望先が上の現住所と違う場合、希望先住所を記入） 〒	
電話番号	（　〇〇　）〇〇〇〇　－〇〇〇〇	
NHK放送受信契約のお客様番号（分かる方のみ）	－　　　　－	

地上デジタル放送を見るための機器（チューナー）をテレビとつなぐ作業等のため、上に書かれた住所（または、取付け希望先）に作業担当者が訪問します。訪問する際には、担当者から事前に電話等で連絡をさせていただきます。

もし、訪問を希望しない場合、下の欄「訪問を希望しない」の□にチェックして下さい。チューナーを配送させていただきます。（その場合、自分で取付けていただくこととなります。）

□　訪問を希望しない（自分で取り付けます。）

ほかに記入が必要な資料

（２ページ）　個人情報の取扱いに関する同意書
（３ページ）　誓約書
（４ページ）　アンケート

（※）収集した個人情報は、本支援の目的以外に使用されることはありません。

●申込日
申込書を支援実施法人に郵送する日を記入してください。

●申込者氏名、押印
支援の申込みをする方の氏名を漢字で記入し、上にふりがなをひらがなで記入してください。また、氏名の右の欄に判子を押してください。

●申込者住所
申込者が今お住まいの住所を記入してください。一時的な入院等でチューナーやアンテナの設置場所を今の住所と別の場所にしたい場合には、その住所を下の欄に記入してください。

●電話番号
工事の日程調整などを行うために連絡をしますので、日中つながる連絡先を必ず記入してください。

●ＮＨＫ受信料契約のお客様番号（分かる方のみ）
すでにＮＨＫとの放送受信契約を結んでいる方で、お客様番号のわかる方は、記入してください。わからない方は、記入しなくて構いません。

●チューナーの訪問設置を希望しない方のみ記入
この欄にチェックを入れると、チューナーを自分で設置する必要がありますのでご注意ください。工事業者によるチューナーの設置を希望する方は、この欄は記入せずに申し込んでください。

□枠の中を御記入下さい。

個人情報の取扱いに関する同意書

私は地上デジタル放送受信機器購入等支援への申込みに際し、個人情報の取扱いについて、別紙「個人情報保護に関する基本方針」に規定されている事項のほか、下に書かれている１から３の記載事項に同意します。

記

１ 支援決定にあたり、私がＮＨＫと放送受信契約を締結し、ＮＨＫから放送受信料の免除を受けていることを確認するため、申込書に記載した私の氏名、住所等の個人情報（今後変更があった場合には、変更後の情報を含む。）を、支援実施法人からＮＨＫへ提供し、ＮＨＫが、支援決定に必要な範囲で、ＮＨＫから私に対して行う連絡のために当該個人情報を利用すること。

２ 支援実施のために必要な範囲で、支援実施法人からの照会に応じて、ＮＨＫが保有する私の個人情報を、支援実施法人へ提供すること。

３ 支援実施のために必要があるときは、私の個人情報を、支援実施法人から支援実施法人の委託先事業者または共聴施設設置者等へ提供すること。

氏名　**総務　太郎**　総務 印

代筆者　総務　花子（妻）

支援実施法人代表

ＮＨＫ　殿

（次のページも記

自署でご記入をお願いします。
自署が難しい場合には、代筆者の氏名と関係（続柄等）を余白に記入してください。

誓　約　書

私は、地上デジタル放送受信機器購入等支援への申込みに際し、下記１から３の記載事項を遵守することを誓約します。

記

１ 申込者の世帯が現在地上アナログ放送の受信設備を所有しており、申込時及び申込後支援を受けるまで、地上デジタル放送が受信できるテレビ、ビデオ、チューナー等の受信設備が１台もないか、ある場合でもアンテナが対応していない等で地上デジタル放送を視聴できる環境にないことについて、相違ないこと。

２ 申込者自らの世帯で使用することを目的に申込みを行っており、支援完了後５年間は交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け、担保、換金、廃棄等の処分は行わないこと。

３ この申込みに際して、不正行為が発覚した場合には、給付された機器及び共聴施設改修負担金額等の返還又は相当額の実費賠償等の責任を負うこと。

氏名　**総務　太郎**　総務 印

代筆者　総務　花子（妻）

支援実施法人代表

（最後に裏面のアン

自署でご記入をお願いします。
自署が難しい場合には、代筆者の氏名と関係（続柄等）を余白に記入してください。

□枠の中を御記入下さい。

【アンケート】

◇作業や工事の参考にしますので、以下のアンケートに御回答下さい。（分かるところのみで結構です。

□枠の中を御回答下さい。

○チューナーを設置する住宅について

- □：一戸建持家
- □：一戸建借家
- □：分 譲 集 合 住 宅
- ☑：賃貸集合住宅（公営住宅を除く。）
- □：公営 住宅
- □：施設（施設名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
- □：病院（病院名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
- □：分からない
- □：その他（御記入下さい。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

○アンテナについて

- □：自分の世帯専用のアンテナが屋外にある
- □：室内アンテナ
- ☑：共 同 アンテナ（アパートなど）
- □：共 聴 施設（難視対策）
- □：ケーブルテレビ
- □：分からない
- □：その他（御記入下さい。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

○テレビを見ている環境について

- □：テレビのみ見ている
- ☑：テレビとビデオをつないで使っている
- □：テレビにビデオ以外の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿をつないで使っている
- □：分からない

ありがとうございました。

【アンケート】は今のテレビ受信状況をうかがうことで、工事をしやすくするために記入をお願いしているものです。分かるところのみ□にチェック（✓）を入れてください。

●チューナーを設置する住宅について

今お住まいの住宅の種類に該当する□にチェックを入れてください。

「一戸建持家」…戸建の一軒家を自分で所有している場合
「一戸建借家」…戸建の一軒家を他人から借りている場合
「分譲集合住宅」…分譲マンションなど集合住宅の１区画を所有している場合
「賃貸集合住宅」…公営住宅以外の集合住宅を借りている場合
「公営住宅」…都道府県や市町村の管理する住宅に住んでいる場合
「施設」…特別養護老人ホーム等の施設に住んでいる場合
「病院」…入院している場合
「その他」…他のどの住宅の種類にも当てはまらない場合

●アンテナについて

今お使いのテレビを受信するためのアンテナ等の種類について、該当する□にチェックを入れてください。

「自分の世帯専用のアンテナが屋外にある」
…戸建の場合に屋根の上などに世帯専用のアンテナを建てている場合
「室内アンテナ」…室内にアンテナを置いている場合
「共同アンテナ」…アパートなどの集合住宅で各世帯が費用を負担して１つのアンテナを建てている場合
「共聴施設」…難視対策で各世帯が費用を負担して１つのアンテナを建てている場合
「ケーブルテレビ」…ケーブルテレビ事業者と契約してテレビを見ている場合（市町村が運営するケーブルテレビを含む）
「その他」…他のどのアンテナ等の種類にも当てはまらない場合

●テレビを見ている環境について

今使用しているテレビとビデオなどの他の機器との接続状況について、該当する□にチェックを入れてください。

資料1-5

関連資料集

平成21年3月17日（火）

情報通信審議会　情報通信政策部会
地上デジタル放送推進に関する検討委員会
施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ報告

関連資料集　目次

Ⅰ　基本的な考え方関連資料

・情報通信審議会第５次中間答申（抜粋）・・・・　３
・総務省総合対策〔改訂版〕（抜粋）・・・・・・　５
・受信機器購入等支援の概要（政府原案）・・・・　６

Ⅱ　課題と提言関連資料

（ＮＨＫ関連）
・ＮＨＫ受信料免除制度の概要・・・・・・・・・・　７
・ＮＨＫ受信料免除基準・・・・・・・・・・・・・　８
・放送受信料免除の状況・・・・・・・・・・・・・　９
・ＮＨＫ受信料の免除を受けるための手順・・・・　１０
・免除事由存否調査の実施について・・・・・・・　１１
・受信契約等の現状・・・・・・・・・・・・・・・　１３
・受信契約単位の概要・・・・・・・・・・・・・・　１４

（生活保護関連）
・生活保護制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・１５
・生活保護制度基本原理・原則・・・・・・・・・・１６
・世帯単位の原則について・・・・・・・・・・・・１７
・世帯類型、世帯人員及び年齢階級別の被保護世帯数等　・・・・・・・・・・・・・・・１８
・保護の開始・廃止理由別構成比・・・・・・・・・１９
・住居の種類・受給期間別被保護世帯数・・・・・・２０
・施設介護者数・平均入院日数・・・・・・・・・・２１
・福祉事務所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・２２

（障害者関連）
・障害者世帯のＮＨＫ放送受信料免除について・・ ２４
・障害者の数（在宅・施設別）・・・・・・・・・・ ２５
・障害者の数（年齢別）・・・・・・・・・・・・・ ２６
・在宅障害者の住まいの状況・・・・・・・・・・・ ２７
・障害者の同居者、配偶者の有無・・・・・・・・・ ２８
・障害者の主な所得補償制度と考え方・・・・・・・ ２９
・障害者の生活状況・・・・・・・・・・・・・・・ ３０
・各障害者手帳制度の概要・・・・・・・・・・・・ ３２

（社会福祉事業施設入所者関連）
・社会福祉事業施設入所者の受信料免除の概要・・ ３７
・社会福祉事業施設の施設数と入所者数・・・・・ ３８
・施設の種類別在所期間・・・・・・・・・・・・・ ３９
・社会福祉施設のデジタル化関係資料・・・・・・ ４３

（個人情報保護関連）
・ 個人情報保護法の概要・・・・・・・・・・・・・ ４５
・ 適正・安全な管理・・・・・・・・・・・・・・・ ４６
・ 実効性担保の仕組み・・・・・・・・・・・・・・ ４７
・ プライバシーマーク制度の概要・・・・・・・・・ ４８
・ プライバシーマークの申請方法・・・・・・・・・ ４９
・ プライバシーマークの実施体制について・・・・ ５０

（段階別検討課題関連）
・ 自治体の証明事務の手数料について・・・・・・ ５３
・ 地上デジタルテレビ放送のエリアの目安・・・・ ５５
・ 簡易チューナーの機能等に関する検討結果・・・ ５６
・ 受信機の販売価格と推移、
外付けチューナーの販売価格・・・・・・・・・・ ５９
・ 一般的な「給付」と「貸与」
（リース・レンタル）の比較・・・・・・・・・ ６０
・ アンテナ価格及び工事費用・・・・・・・・・・・ ６１

情報通信審議会第５次中間答申（抜粋）

③受信機器購入等に対する支援

第４次中間答申でも指摘したとおり、デジタル放送の受信機器は、視聴者の自己負担により購入されることが原則である。

第４次中間答申では、この原則を前提として、「明らかな経済的な理由により、これまでアナログ放送を視聴していたにもかかわらずデジタル放送を視聴できなくなる世帯」について、支援を行う者を「経済的に困窮度が高いものとして認定された者等、厳密に限定」するとともに、その支援対象についても「現在アナログ放送を受信している人が２０１１年以降も引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定」するという考え方を基本として具体的検討を行うべき、という提言をしたところである。

当審議会としては、経済的な理由により、必要最小限の対応すらできずに、テレビが視聴できなくなり、災害時も含めた必要な情報をこれまで得ていたのに得られなくなる事態が生じることのないよう、支援を行うことが適当と考える。これらの支援措置は、支援の対象者に対する周知、手続きに要する時間、テレビが見えなくなるのではないかという不安を除去する観点から、平成２１（２００９）年度から行うべきである。

支援の対象世帯については、

- 所得や資産以外の基準で判断する（例えば、高齢者や障害者という基準）
- 所得を基準として判断する（例えば、住民税非課税という基準）
- 所得及び資産の両方を基準として判断する（例えば、生活保護世帯という基準）

が考えられるが、高齢者や障害者については、「経済的に困窮度が高い」世帯への支援とは異なる枠組みで受信機設置等へのサポート等を検討すべきであると考える。

また、一時的な経費であるデジタル化経費への支援について、各世帯におけるある年の所得基準のみで支援を行うこと（つまり保有資産の多寡にかかわらず支援を行うこと）には慎重であるべきである。一方で、この支援を行うためだけに、保有資産について新たな基準を設け、各世帯の資産の保有状況を確認することは現実的には極めて困難である。

したがって、既存の制度において、所得及び保有資産に厳格な基準を設けて運用されている制度を参考として、その範囲を決めることが適当と考えられる。

このような範囲としては、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する制度である「生活保護世帯」が最も適切であると考えられる。

（次ページに続く）

支援を行う際には、第４次中間答申で示したとおり、「これまでアナログ放送を視聴していた」ことが前提であり、放送法に義務付けられているＮＨＫとの受信契約が締結されていることを確認した上で支援を行う必要があると考えられる。

また、支援の内容については、第４次中間答申で示したとおり、「引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定」すべきであることから、各世帯のアナログテレビ１台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等を「無償給付」することが適当である。具体的には、例えば、上記②の「簡易なチューナー」を支援対象世帯に１台ずつ無償給付するとともに、戸建住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯については、室内アンテナの無償給付又はアンテナ等の無償改修を行うことが想定される。共同受信施設を利用している場合においては、当該共同受信施設の改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付することが想定される。

なお、本中間答申では、「生活保護世帯」を受信機器購入等に対する支援の対象世帯とすべきことを提言しているが、「生活保護世帯」以外の世帯であっても、「④受信機設置等へのサポート」で提言するように、受信機設置等に関して特別にサポートが必要な世帯に対しては、適切なサポートを実施すべきであり、国においては、この点を十分に踏まえて、相談・支援体制の拡充を行う必要がある。

受信機器購入等に対する支援の方法については、「現金給付」、「クーポン給付」又は「現物給付」の３つの方法が考えられるが、「現金給付」はデジタル放送受信機とは別のものの購入に充てられる可能性があることから望ましくないと考えられる。また「クーポン給付」は偽造防止等の不正対策が課題になることから、「現物給付」で実施することを基本に、国において給付方法の具体的検討を行うべきである。なお、「現物給付」の場合には、簡易チューナーの一括発注が行われることになることから、「クーポン給付」よりも「②簡易なチューナーの開発・流通」で提言した簡易なチューナーの低廉化に資するものと考えられる。

支援を行うにあたっては、各世帯の意向を踏まえて支援を行う必要があることから、支援を希望する対象世帯からの申請によることが適当であると考えるが、対象世帯に支援時期、支援内容、支援方法等の情報が的確に伝わるよう、国は、ＮＨＫ及び地方公共団体等の協力も得て、十分な周知活動に取り組むべきである。

審議会としては、国において、以上のような考え方を基本として、経済的に困窮度の高い世帯に対する支援を平成２１（２００９）年度から実施できるよう、具体的な支援の仕組み、方法等を検討するよう提言する。

地上デジタル放送推進総合対策〔改訂版〕（抜粋）

地上デジタル放送推進総合対策〔改訂版〕（平成２１年１月２３日総務省）

Ⅱ．受信側の取組

（１）簡易なチューナーの開発・流通の促進

アナログ受信機を使い続けることを望む国民のニーズに対応するため、現在広く普及しているアナログ受信機に接続してデジタル放送を視聴するための最小限の機能を有する簡易なチューナー等が早期に安価に（例：５千円以下の簡易なチューナー等が平成２１年夏までに）市場に出回るよう取り組む。

（２）使いやすい機器の普及促進

デジタル放送の視聴者の裾野を広げていくため、デジタル放送を視聴するための機器に付属するリモコンについて、高齢者等にも使いやすい簡易な製品の開発やその普及推進、視聴者への周知啓発等が図られるよう、引き続き関係メーカー等に働きかける。

（３）経済的に困窮している方への支援

平成２１年度から平成２３年度にかけて、ＮＨＫ受信料全額免除世帯に対し、受信機器購入等に係る支援を行う。

（４）高齢者・障がい者等への働きかけ、サポート

高齢者や障がい者等、特別にサポートが必要な世帯に十分な情報が届くよう、町内会・自治会等や福祉施設の場を活用して、きめ細かく受信説明会を開催するとともに、個別に販売店や工事業者の紹介等を行うことにより、当該世帯が確実に地上放送のデジタル化に対応していただけるよう、サポートを行う。

特に、要介護世帯や高齢者のみの世帯等であって、地域での説明会に参加できない場合等については、戸別訪問により、地上放送のデジタル化への対応をサポートするとともに、対応状況を把握し、アナログ放送終了の前に、確実に対応を行っていただけるようにする。

受信機器購入等支援の概要（政府原案）

地上アナログ放送から地上デジタル放送へ移行するに当たって、デジタル放送の受信機器については、視聴者の自己負担で購入することが前提であるが、地上デジタル放送が生活に必要な情報を提供していることにかんがみ、経済的に困窮度が高い世帯等に対して、各世帯のアナログテレビ一台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器の無償給付等を行う。

１　スキーム

①　実施主体　：　民間企業

②　対象世帯　：　「ＮＨＫ受信料全額免除世帯（災害被災者を除く）」のうち地上アナログ放送を視聴している世帯

③　補助対象　：　簡易なチューナーを無償給付等

- **チューナーの給付にあたっては、支援を行う全世帯へ訪問設置・操作説明を行う。**
- **戸建住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯については、室内アンテナを無償給付又はアンテナ等を無償改修**
- **共同受信施設を利用している場合には、その改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付**
- **ケーブルテレビ利用の場合には、デジタル化に伴う改修費に相当する額を給付**

④　補 助 率　：　１０／１０

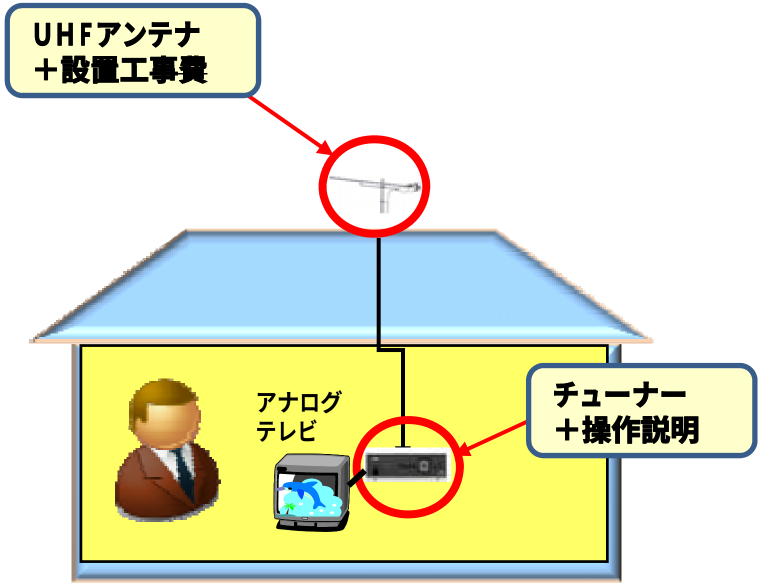

２　平成２１年度予定額　１７０．１億円

ＮＨＫ放送受信料免除制度の概要

１　受信料の免除制度は、社団法人日本放送協会が大正１５年当時から、学校、社会福祉施設等を対象に実施。
２　昭和２５年のＮＨＫ発足時においても、放送の普及、国民福祉等のため受信料免除制度を創設。
３　昭和５３年以降は、国会の附帯決議等を受け、ＮＨＫの負担軽減を図るために免除措置を順次廃止。

１全額免除	**＜施設関係＞** **・学校　　　（小中学校等の教室）** **・社会福祉施設〔保護施設、児童福祉施設、母子福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、身体障害者福祉施設、知的障害者福祉施設、婦人保護施設、更生保護事業施設、その他の社会福祉施設〕** ※平成１２年１２月の受信料免除基準の変更（大臣認可）により、社会福祉施設の明確化を実施。 **＜個人＞** **・公的扶助受給者、市町村民税非課税の障害者、社会福祉事業施設入所者、災害被災者**
２半額免除	**＜個人＞** **・視覚・聴覚障害者、重度の障害者、重度の戦傷病者** ※施設関係の対象はない

（日本放送協会受信料免除基準に基づき作成）

（参考）

○放送法（昭和２５年法律第１３２号）
（受信契約及び受信料）
第３２条　協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であって、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。
２　協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。
３　協会は、第１項の契約の条項については、あらかじめ郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

○放送法施行規則（昭和２６年電波監理委員会規則第１０号）
（受信料免除基準の認可申請）
第４条　法第３２条第２項の認可を受けようとするときは、申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。
１　受信料免除の基準
２　受信料免除の理由
３　受信料の免除が事業収支に及ぼす影響に関する計算又は説明
４　実施しようとする期日

○日本放送協会放送受信規約（抜粋）
（放送受信料の免除）
第１０条　放送法第３２条第２項の規定に基づき、別に定める放送受信料免除の基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。

ＮＨＫ放送受信料免除基準

○日本放送協会受信料免除基準（抜粋）

１　全額免除

（公的扶助受給者）

(3)　生活保護法（昭和25 年法律第144 号）に規定する扶助、らい予防法の廃止に関する法律（平成8 年法律第28 号）に規定する援護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付を受けている者が受信機を設置して締結する放送受信契約

（市町村民税非課税の障害者）

(4)　別表３に掲げる障害者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている場合、当該世帯の構成員のいずれかの者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

（社会福祉事業施設入所者）

(5)　社会福祉法（昭和26 年法律第45 号）に規定する社会福祉事業を行なう施設の入所者が、その施設内の住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

別表３

障害者	（身体障害者） 1　身体障害者福祉法（昭和24 年法律第283 号）に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者 （知的障害者） 2　所得税法（昭和40 年法律第33 号）または地方税法（昭和25 年法律第226 号）に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された者 （精神障害者） 3　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25 年法律第123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者

放送受信料免除の状況（平成20年度予算）

※NHK作成

	免除対象（日本放送協会放送受信料免除基準により規定）	免除件数	免除金額
総　数		205万	295億円
全額免除計		148万	246億円
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設等の入所者・利用者の専用に供するもの	21万	37億円
学　校	幼稚園、小・中学校等の教室等で、児童・生徒・幼児の専用に供するもの	61万	101億円
公的扶助受給者	生活保護、らい予防法の廃止に関する法律による被援護者、永住帰国した中国残留邦人等の世帯	44万	72億円
市町村民税非課税の障害者 ※	身体、知的、精神のいずれかの障害者を世帯構成員とし、世帯全員が市町村民税非課税の世帯	20万	32億円
社会福祉事業施設入所者	社会福祉事業施設の入所者が設置するテレビ	2万	3億円
災害被災者	災害救助法による救助区域内で、半壊、半焼、床上浸水以上の被害を受けた建物のテレビ等	－	－
半額免除計		57万	48億円
視覚・聴覚障害者	視聴覚障害者が世帯主で、受信契約者である世帯	16万	16億円
重度の障害者 ※	重度の障害者（身体・知的・精神）が世帯主で、受信契約者である世帯	40万	32億円
重度の戦傷病者	重度の戦傷病者が世帯主で、受信契約者である世帯	1万	0.9億円

※　平成20年10月より障害者の免除適用範囲を拡大した。新たに精神障害者を加え、障害者基本法に定める身体、知的、精神の各障害者を適用対象とするとともに、全額免除の生活状態の条件を「世帯全員が市町村民税非課税」に統一した。

ＮＨＫ受信料の免除を受けるための手順

○ 概要

（福祉事務所等の協力）

- 福祉事務所は、ＮＨＫからの協力依頼により、生活保護受給世帯がＮＨＫの受信料を免除されることを周知するとともに、下記のＮＨＫの受信料免除に関する事務に協力を行っている（福祉事務所側の任意）。
  - a. 免除証明
  - b. 免除事由存否調査への協力（ ＮＨＫから、年1回程度、免除事由(a)が継続しているかの確認依頼がある。）※１

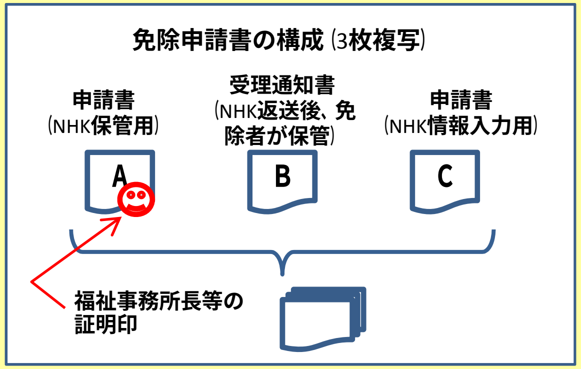

（福祉事務所等による確認、証明事項）

○生活保護世帯･･･申請者等が住民票上実在しているか、申請者等が生活保護法の扶助を受けているか

○市町村民税非課税の障害者世帯･･･申請者等が住民票上実在しているか、障害者のいる世帯であるか、世帯構成員全員が市町村民税非課税か

○社会福祉事業施設の入所者･･･申請者等が住民票上実在しているか、社会福祉事業施設に入所しているか

○ 申請手続のイメージ

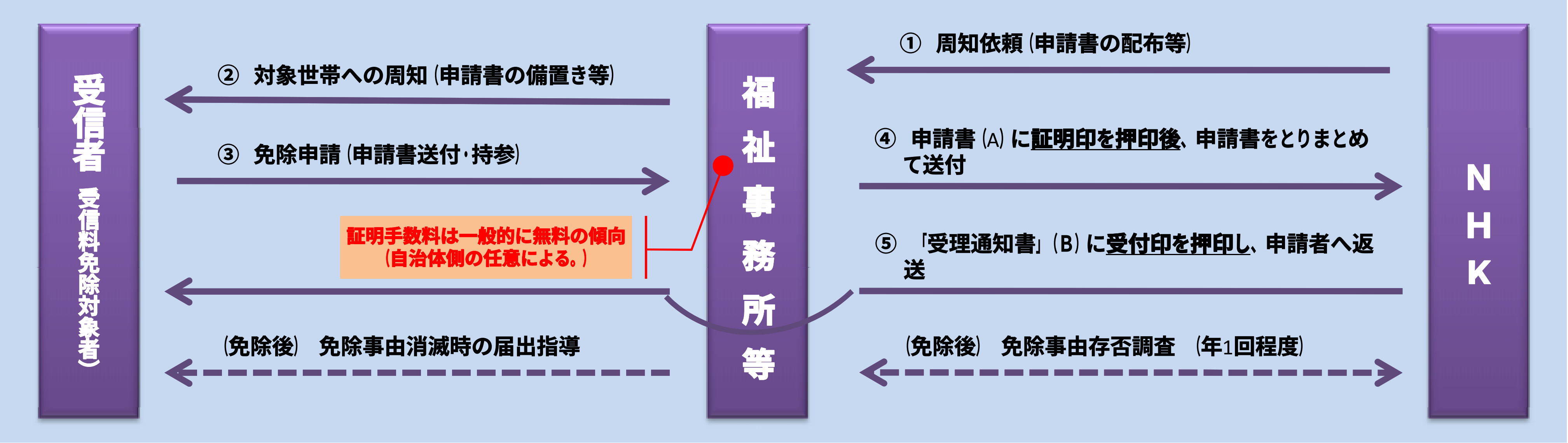

※１ 障害者関係の免除事由存否調査は、現在実施しておらず、実施について厚労省とＮＨＫで協議中である。
※２ ④の手続について、福祉事務所等経由ではなく、申請者⇔ＮＨＫで直接申請を行う場合もある。
※３ 「受理通知書」の紛失等による再発行は、現在は行っていない。
※４ 第３者に対する免除に係る「証明書」発行は、現在は行っていない。

免除事由存否調査の実施について

●免除事由の証明および免除事由存否調査は福祉事務所等の協力を得て実施。

※　障害者関係の免除事由存否調査は、現在実施しておらず、実施について厚労省とＮＨＫで協議中である。

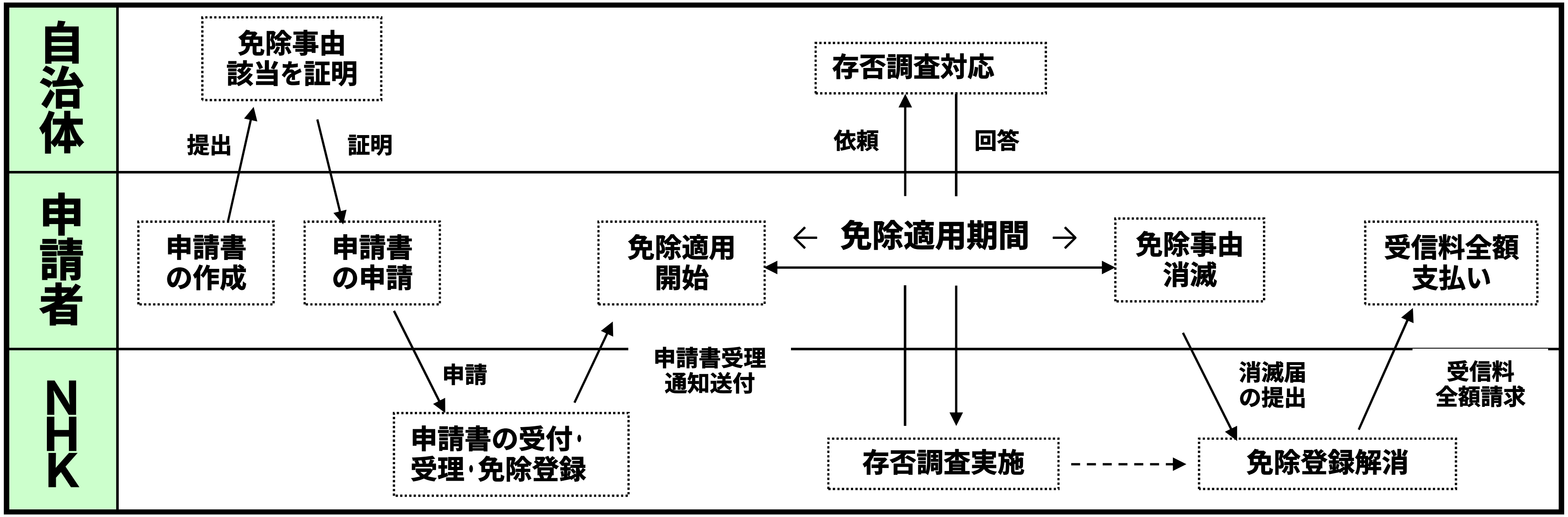

◆免除事由存否調査

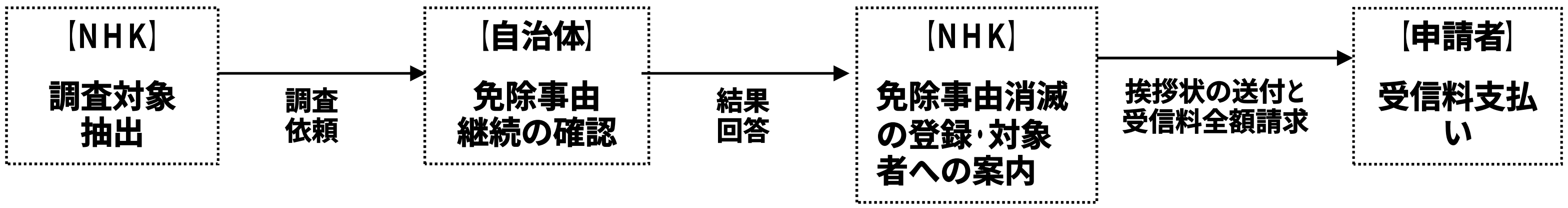

◆免除事由証明と免除事由存否調査の依頼先

市区町村長、福祉事務所長、都道府県社会福祉事業施設関係主管部課長および児童相談所

「免除事由存否調査」の関連規定

・日本放送協会受信規約

第10条（放送受信料の免除）

3　第1項本文により、放送受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。

第12条（放送受信契約者の義務違反）

　放送受信契約者が次の各号の1に該当するときは、所定の放送受信料を支払うほか、その2倍に相当する額を割増金として支払わなければならない。

(1) 放送受信料の支払いについて不正があったとき
(2) 放送受信料の免除の事由が消滅したにもかかわらず、その届け出をしなかったとき

・放送受信料免除基準に関する料金事務の取り扱い

(3)　免除事由存否の調査
放送受信料免除の適用を受けている者については、次によるほか、随時、免除事由の存否を調査し、免除事務の適正な取り扱いを期する。

ア　公的扶助受給者
生活保護法により扶助を受けている契約者については、年1回以上、証明先の福祉事務所または町村役場に照会する。

イ　市町村民税非課税の障害者
年1回、証明先の福祉事務所または町村役場に照会する。

ウ　社会福祉事業施設入所者
年1回、証明先の福祉事務所、市区役所、町村役場または都道府県の社会福祉事業施設関係主管部課に照会する。

エ　視覚・聴覚障害者、重度の障害者
隔年、証明先の福祉事務所または町村役場に照会する。

オ　重度の戦傷病者
隔年、証明先の都道府県戦傷病者主管部課に照会する。

受信契約等の現状

平成２０年１１月末の受信契約数 （万件）

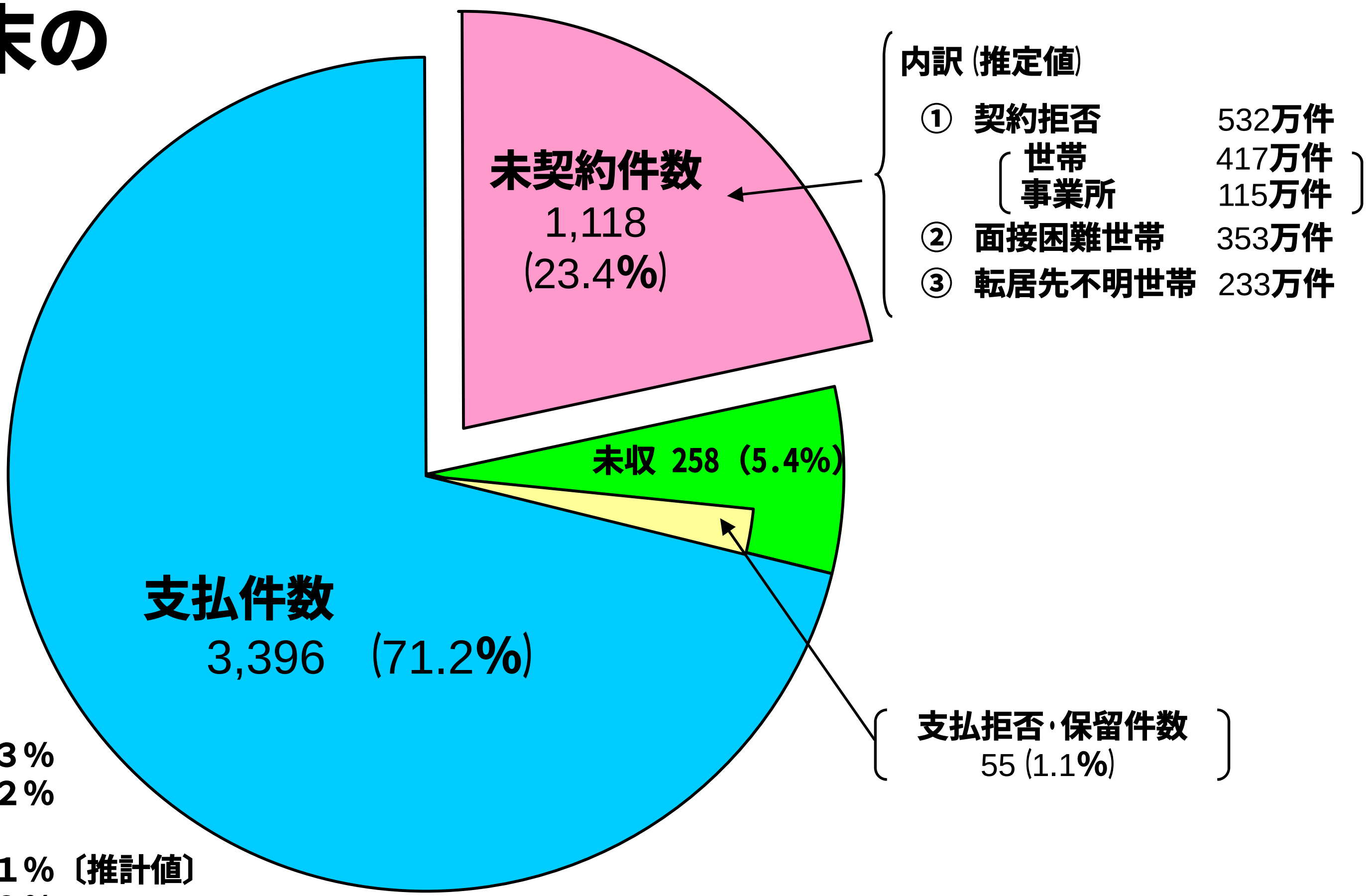

総契約対象件数
4,772万件

うち、事業所数を除く総契約対象世帯：4,441万世帯
（総世帯数5,104万世帯※のうち、免除世帯等を除いた推計値）
※平成20年11月末推計値

〔年金·税に係る徴収率〕
○国民年金（Ｈ１８年度）・・・・・６６．３％
○国民健康保険（Ｈ１７年度）・・・９０．２％
○税金関係（Ｈ１７年度）
・国　　税・・・・・・・・９８．１％〔推計値〕
・道府県税・・・・・・・・９８．９％
・市町村税・・・・・・・・９８．２％

契約率及び支払率の推移 （%）

	９年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
契 約 率	81.7	81.5	81.2	80.8	80.7	80.3	79.8	78.4	76.8	76.3	76.3
支 払 率	79.3	79.1	78.8	78.4	78.3	77.8	77.2	72.1	69.2	70.0	70.7

受信契約単位の概要

○ NHK放送受信規約（協会が作成し、総務大臣が認可）等において、NHKが契約の単位を規定。

	《原則》	《事業所等住居以外の場所》
契約の単位	**「世帯」ごと** → 住居および生計をともにする者の集まり　等	**「設置場所」ごと** → 部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による
放送受信規約	第２条　放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する２以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。 ３　第１項に規定する世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。	第２条 ２　事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。 ４　第２項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。
具体事例	**同一敷地内の別住居（母屋とはなれ）** **同一生計であれば、母屋と併せて１の契約（生計が別の場合には、別の契約が必要）** ※「料金事務の取り扱い」(注)において、同一邸内の隠居所等で同一生計の場合は、1の住居とみて、1の契約とすることができる旨を規定。	**講堂やデパート売場** **通路で囲まれた一定の区域ごとの契約** ※「料金事務の取り扱い」において、通常の部屋の範囲を超える大きさの講堂やデパート売り場の「設置場所」は、通路で囲まれた区域を、部屋に「準ずるもの」とする旨を規定。
	別荘　本宅とは別の契約（住居ごとの契約）が必要 ※「同一の世帯に属する2以上の住居」（規約§2Ⅰ但書）に該当。	**観光バスの車内テレビ　　バスごとの契約** ※ 受信機の設置場所の単位として、「自動車」（規約§2Ⅳ）に該当。
	カーナビ、ワンセグ携帯 **カーナビ、ワンセグ携帯のみ保有している場合（家庭に受信機がない場合）には、独立した契約が必要。** ※「受信機」には、携帯用受信機、自動車用受信機でNHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備を含む（規約§1Ⅱ）。なお、同一の住居等に2以上の受信機が設置される場合は、1の放送受信契約とすることができる。	**理髪店・小規模工場などの店内・作業場** **店内・作業場に接続している住居と併せて１の契約** ※ 住居に接続して店舗部分等があるが、建物の構造・営業の規模等からみてそれらを世帯の1の住居に属するものとみなし、（住居において既に受信契約を締結してる場合）1の契約とすることができる。

（注）「料金事務の取り扱い」・・・「放送受信規約および放送受信規約取扱細則に関する料金事務の取り扱い」（放送受信規約及び同取扱細則の取り扱いについて規定するNHKの内部規程。）

生活保護制度の概要

※ 厚生労働省ホームページより引用

○目的

生活に現に困窮している国民に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ること。

○対象者

- 資産、能力等すべてを活用した上でも、生活に困窮する者を対象。
- 困窮に至った理由は問わない。

※ 各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

○保護の実施機関

都道府県知事及び市町村長により設置される福祉事務所の長。

○保護適用後の調査及び指導

- 世帯の実態に応じ、年2～12回の訪問調査を行う。
- 収入・資産等の届出を義務付け、定期的に課税台帳との照合を実施する。
- 就労の可能性のある者への就労指導を行う。

○保護の内容

- 保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成。
- 各扶助により、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障している。扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。

※ 医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則。

【平成20年度生活扶助基準の例】

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯（33歳、29歳、4歳）	167，170円	130，680円
高齢者単身世帯（68歳）	80，820円	62，640円
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	121，940円	94，500円
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	166，160円	132，880円

※ 上記額に加えて、家賃、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。

○保護の要否の判定と支給される保護費

- 厚生労働大臣が定める基準で測定される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に保護を適用する。最低活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給する。

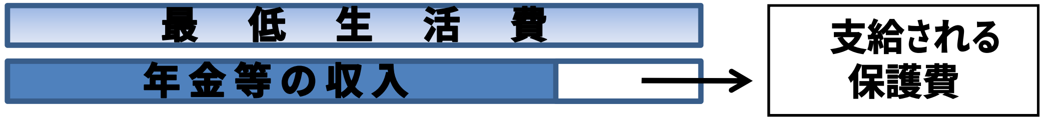

※ 収入：就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助、交通事故の補償等を認定。

- 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とする生活保護法4条の規定から、収入としては、上記のほか預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に、初めて保護適用となる。

生活保護制度基本原理・原則

※ 第1回社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会資料より引用

生活保護の基本原理

(1) 国家責任の原理 (法第1条)
この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(2) 無差別平等の原理 (法第2条)
すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。

(3) 最低生活保障の原理 (法第3条)
この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(4) 補足性の原理 (法第4条)
保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護の基本原則

(1) 申請保護の原則 (法第7条)
保護は、要保護者、その扶養義務者又はその同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくとも必要な保護を行うことができる。

(2) 基準及び程度の原則 (法第8条)
保護は、厚生労働大臣の定める基準によって測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。この基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならない。

(3) 必要即応の原則 (法第9条)
保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して有効かつ適切に行うものとする。

(4) 世帯単位の原則 (法第10条)
保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。ただし、これにより難いときは、個人を単位として定めることができる。

世帯単位の原則について

原則

「<u>保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定める</u>」（生活保護法第10条）

同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。
なお、<u>居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるとき</u>は、同様とすること。

（昭和36年厚生事務次官通知（厚生省発社第123号）より抜粋）

○ 居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合の例

（1） 出かせぎしている場合
（2） 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合
（3） 行商又は勤務等の関係上、子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合
（4） 病気治療のため病院等に入院又は入所（介護老人保健施設への入所に限る。）している場合

（昭和36年厚生省社会局長通知（社発第246号）に基づき作成）

例外

世帯を単位としてその要否及び程度を定めがたいときは、「<u>個人を単位として定めることができる</u>」

（生活保護法第10条ただし書）

○ 同一世帯に属していると認定されるが、世帯単位で取扱いをすることが法律の目的に適合しない場合（世帯分離）の例

（1） 世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合
（2） 要保護者が自己に対し生活保持義務関係（※）にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき
（3） 6か月以上の入院又は入所を要する患者等に対して出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にない場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）等の場合であって、その者を出身世帯員と同一世帯として認定することが出身世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められるとき

（※） 「生活保持義務関係」とは、夫婦間又は親の未成熟の子（中学3年以下の子をいう。）に対する関係をいう。

（昭和36年厚生省社会局長通知（社発第246号）に基づき作成）

世帯類型、世帯人員及び年齢階級別の被保護世帯数等

世帯類型別被保護世帯数の構成比の推移

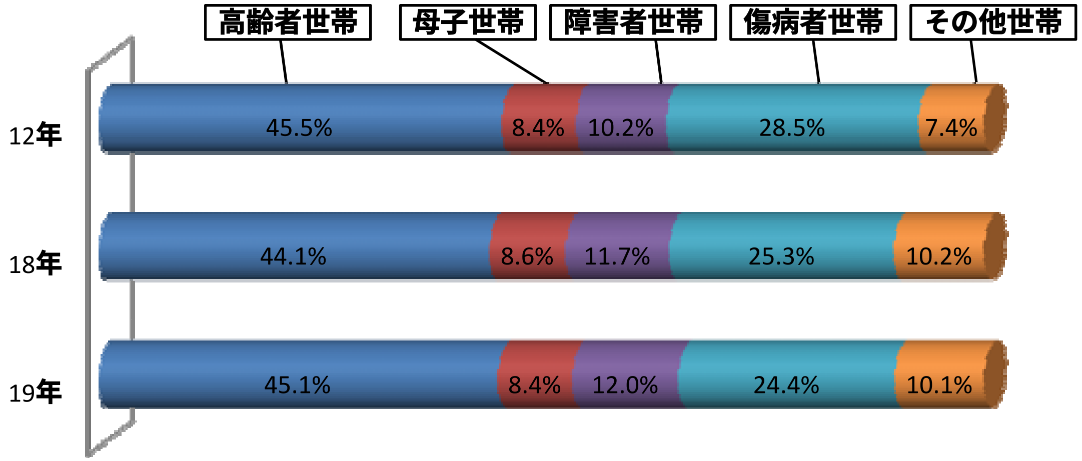

資料：福祉行政報告例

年齢階級別一般人口及び被保護人員の構成比

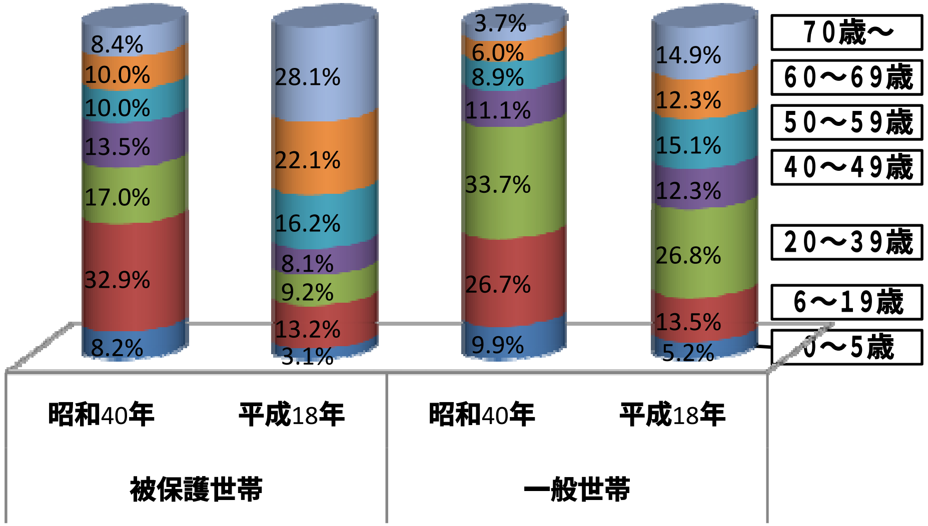

資料：被保護者全国一斉調査、総務庁「人口推計年報」

世帯人員別世帯数の構成比の推移

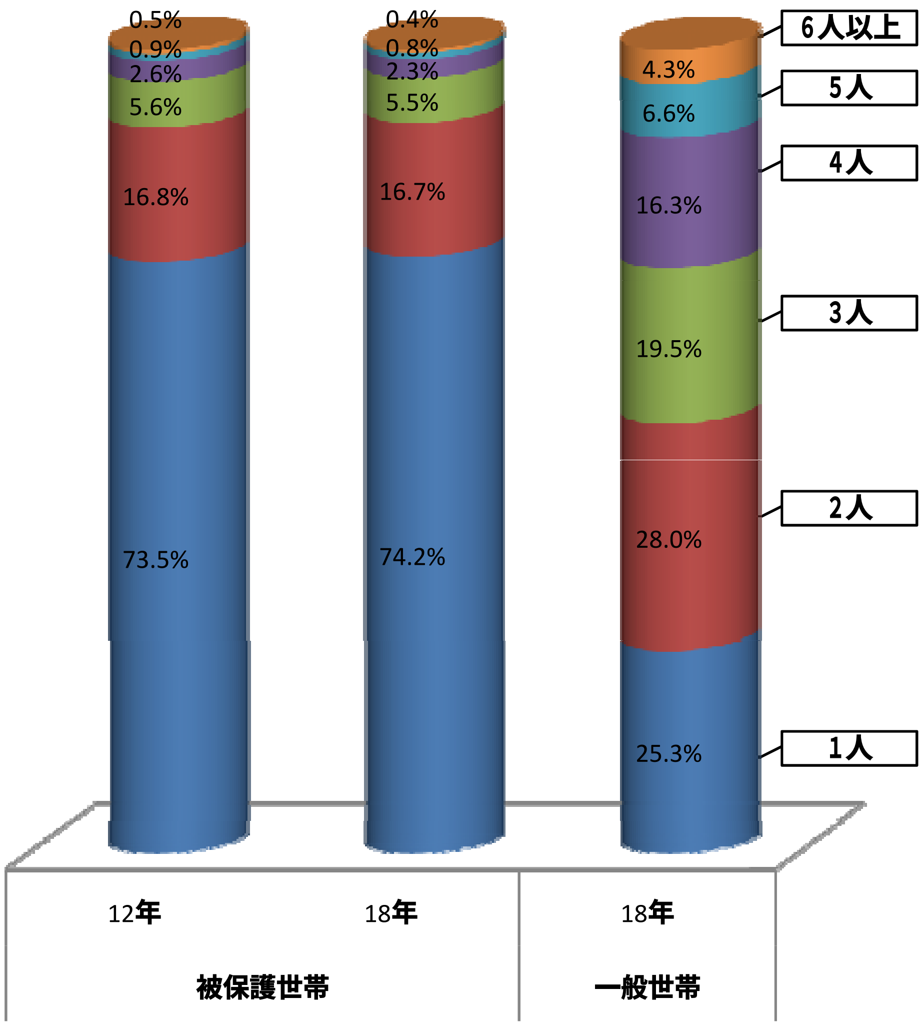

資料：被保護者全国一斉調査、国民生活基礎調査

保護の開始･廃止理由別構成比

保護の開始理由別構成比の推移

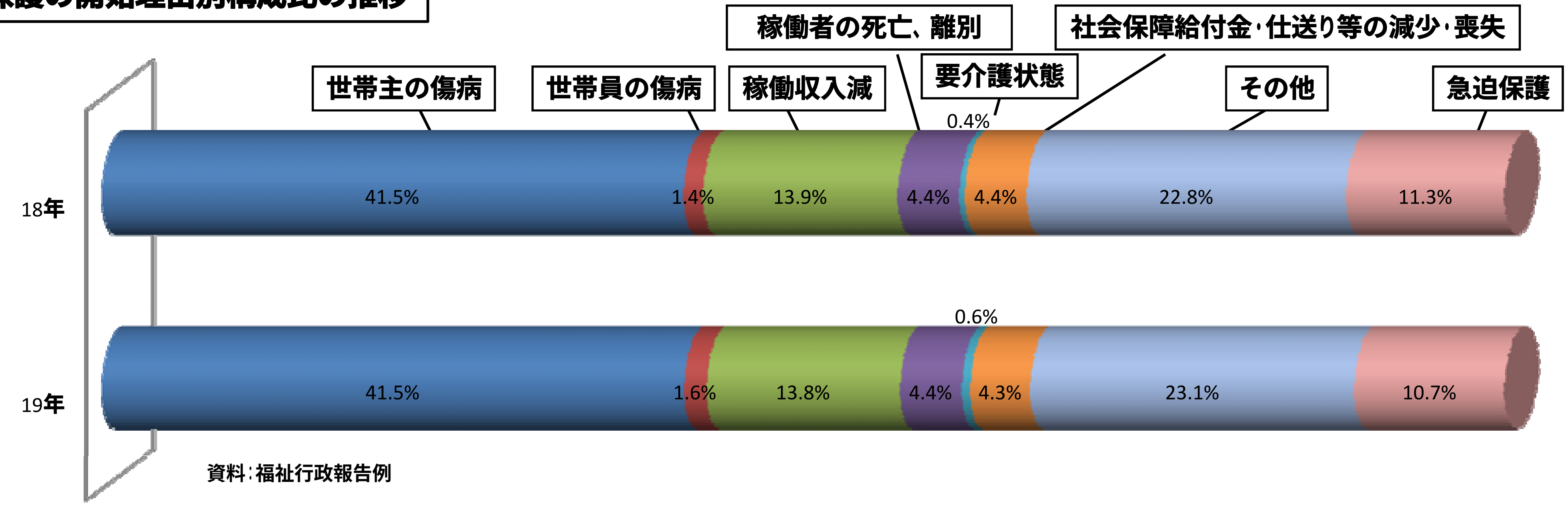

資料：福祉行政報告例

保護の廃止理由別構成比の推移

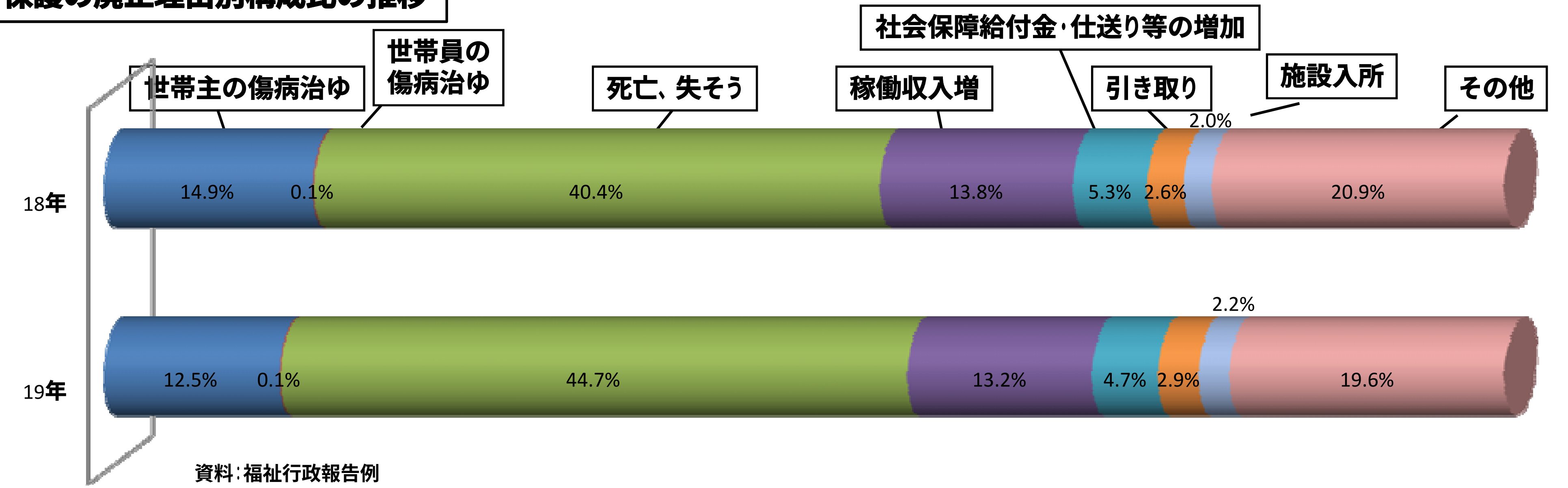

資料：福祉行政報告例

住居の種類･受給期間別被保護世帯数

住居の種類別被保護世帯数の構成比の推移

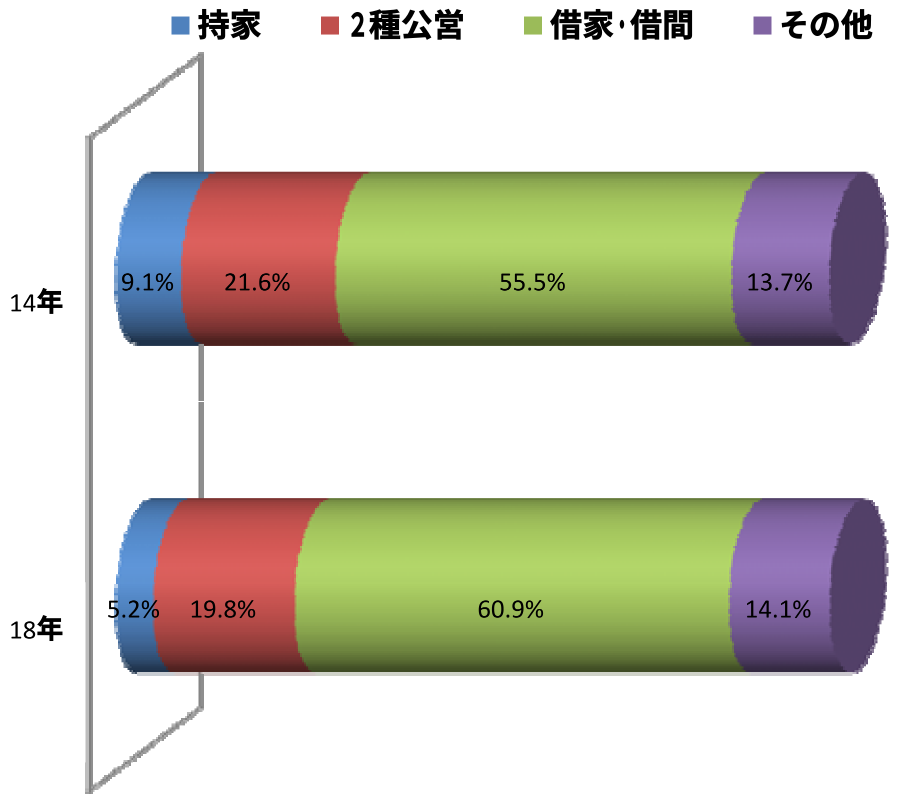

資料：被保護者全国一斉調査

保護受給期間別被保護世帯数の構成比の推移

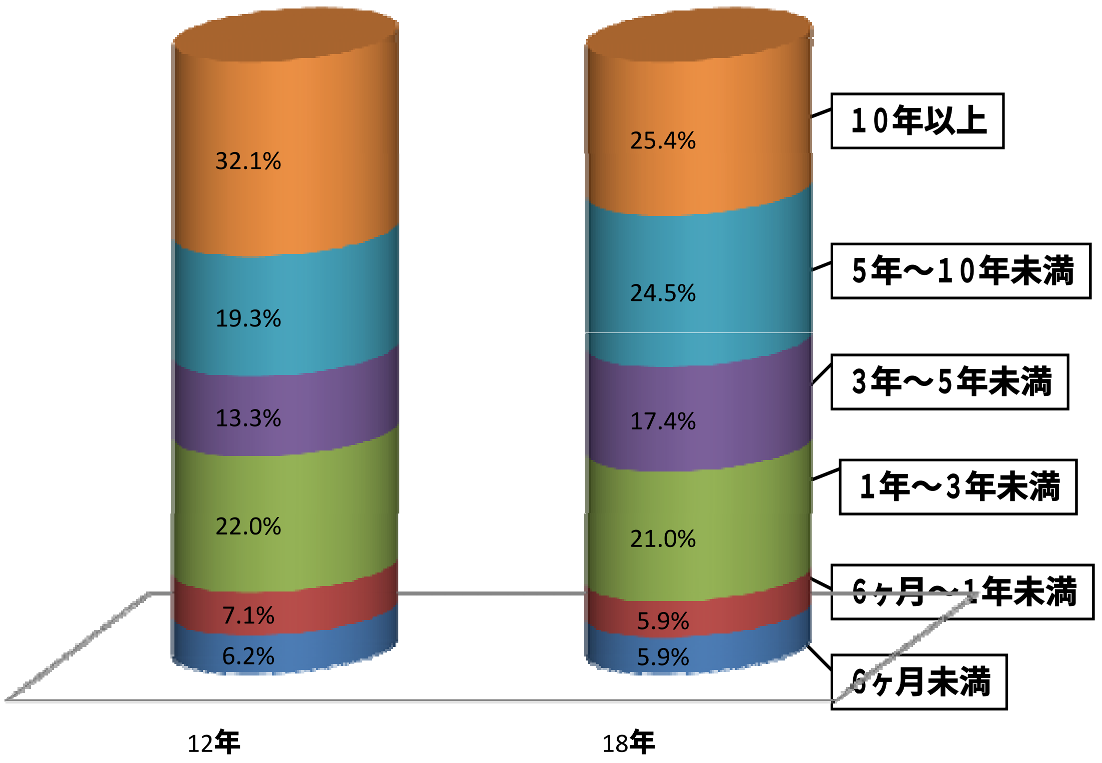

資料：被保護者全国一斉調査

施設介護者数･平均入院日数

介護扶助の内訳（平成19年度　1か月平均）

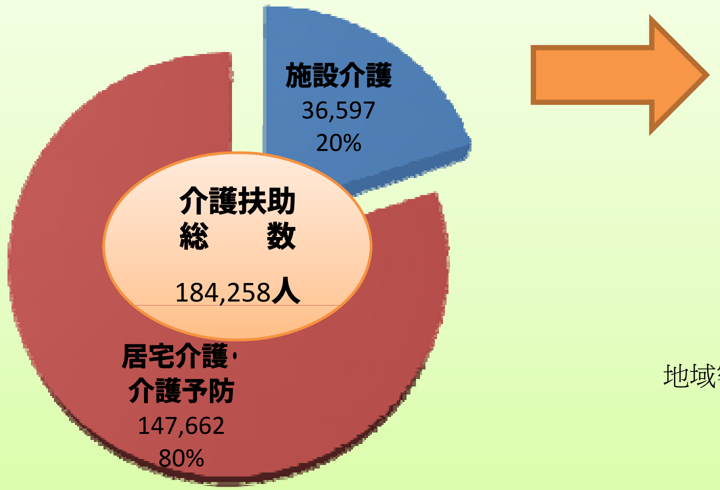

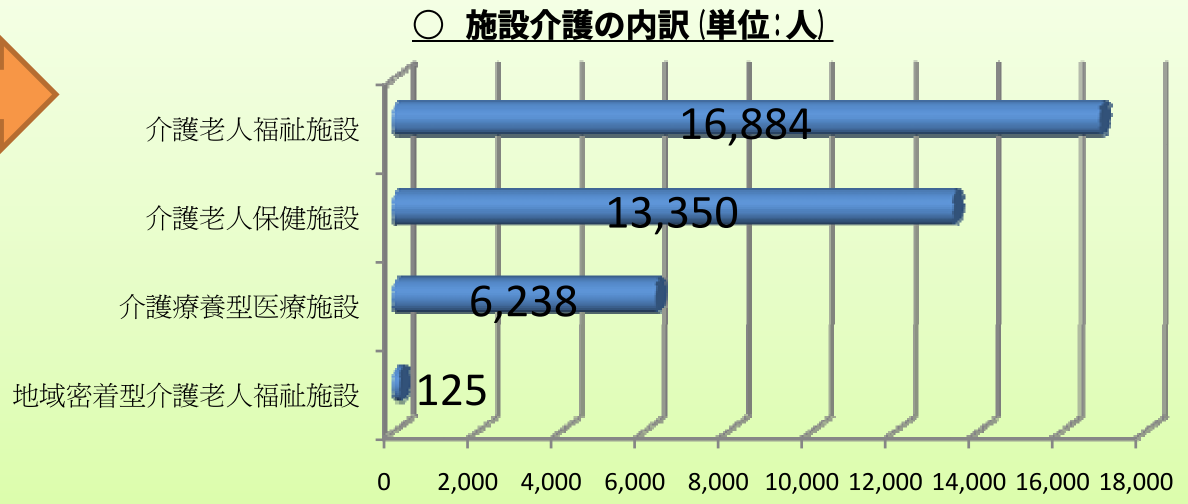

資料：平成19年度福祉行政報告例

年齢別平均的入院日数（単位：日）

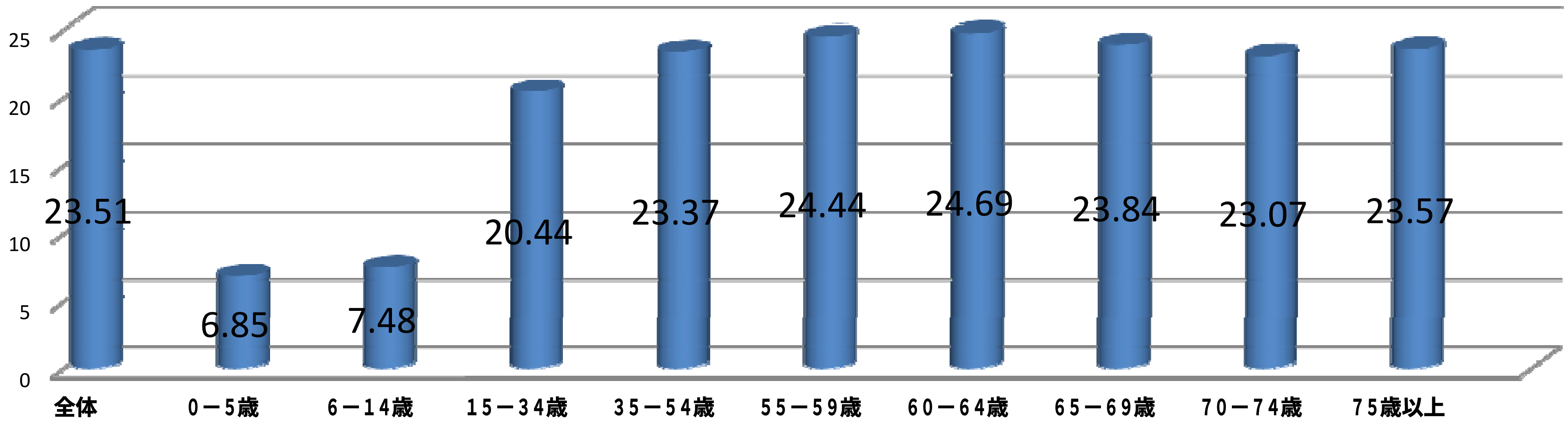

資料：厚生労働省「第５４回医療扶助実態調査（診療内容調査）、平成18年度」より算出

福祉事務所の概要①

※ 厚生労働省ホームページより引用

○福祉事務所とは

福祉事務所とは、社会福祉法第１４条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関。都道府県及び市（特別区を含む。）は設置が義務付けられており、町村は任意で設置することができる。

1993年４月に老人及び身体障害者分野での施設入所措置事務等が都道府県から町村へ移譲され、また、2003年４月には、知的障害者福祉等に関する事務が市町村に移譲されたことから、都道府県福祉事務所では、従来の福祉六法から福祉三法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法）を所管することとなった。

○福祉事務所の設置状況 （平成20年4月現在）

設置主体の区分	都道府県	市	町村	計
箇所数	228	989	20	1,237

※ 市には特別区を含む。

○主な配置職員

福祉事務所には、社会福祉法第15条に基づいて、次の職員が配置されている。このほか、老人福祉の業務に従事する社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司などが配置されている福祉事務所がある。

所員等	職務
1. 所の長	都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の指揮監督を受け、所務を掌理する。
2. 指導監督を行う所員（社会福祉主事）	所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる。
3. 現業を行う所員（社会福祉主事）	所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。
4. 事務を行う所員	所の長の指揮監督を受けて、所の庶務をつかさどる。

福祉事務所の概要②

○所員の定数

福祉事務所の所員の定数は、地域の実情にあわせて条例で定めることとされている。ただし、現業を行う所員の数については、各福祉事務所の被保護世帯の数に応じて、次に掲げる数を標準として定めることとされている。

設置主体の区分	現業員標準定数	標準定数に追加すべき定数
都道府県	被保護世帯が390以下の場合　6	65を増すごとに　1
市（特別区）	被保護世帯が240以下の場合　3	80を増すごとに　1
町村	被保護世帯が160以下の場合　2	80を増すごとに　1

※　厚生労働省ホームページより引用

○現業員（生活保護担当）の状況

	昭和55年	12年	14年	15年	16年
福祉事務所数	1，162	1，200	1，198	1，212	1，226
現業員数	10，539	9，606	10，318	10，852	11，372
標準数	10，448	11，560	12，739	13，574	14，226

出典：福祉事務所現況調査結果

○行っている証明事務の例

生活保護受給証明書により証明する例	・行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第14条第３項 ・公営住宅法施行令第６条第５号　など
福祉事務所の印により証明する例	・ＮＨＫ受信料免除の放送受信契約 ・自治体独自で様式を作成し、証明する場合（水道料金減免、ごみの有料化） など

※　なお、上記証明にかかる手数料は、特段通知などはないが生活保護を受給していることから条例により免除としている自治体が多い。

障害者世帯のＮＨＫ放送受信料免除について

○ＮＨＫの免除対象確認方法

日本放送協会「放送受信料免除（障害者関係）の市町村における証明事務のガイドライン（平成20年８月）」を参考に作成

ＮＨＫは、障害者世帯の放送受信料免除にあたり、免除申請書において市町村長印（福祉事務所長印や衛生主管部課長印でも可）の押印の有無を確認することにより、免除対象か否かを確認している。

※但し、市町村が市長村長印の押印による証明方法を採用していない場合には、申請者が市町村から発行された各証明書を添付した上で、ＮＨＫに直接申請することが可能。

○市町村による免除事由の確認方法

（1）障害者要件の確認

申請者本人による障害者手帳の市町村担当職員への現物呈示又は、市町村の担当職員による障害者手帳交付台帳の確認により行う。

（2）世帯全員が市町村民税非課税であること（生活状態要件）の確認　【全額免除の場合】

① 申請者による住民票（世帯全員のもの）の写しの提出又は、市町村担当職員による住民基本台帳の確認　＜＝世帯構成員の確認＞

② 申請者による市町村民税課税証明書（世帯全員のもの）の提出又は、市町村担当職員による世帯全員の市町村民税課税公簿の確認　＜＝非課税の確認＞

※　ＮＨＫ受信料免除の障害者関係の証明方法については、「放送受信料免除（障害者関係）の市町村における証明事務のガイドライン（平成20年８月）」等で、申請者の負担がなるべく少なくなるように各市町村で配慮して証明方法を考えてもらうようＮＨＫからお願いしている。

障害者の数（在宅・施設別）

※厚生労働省・社会保障審議会障害者部会（第42回・平成20年10月31日）資料より抜粋

障害者総数　723．8万人（人口の約5．6%）　うち在宅　667．0万人（92．2%）
うち施設入所　56．8万人（　7．8%）

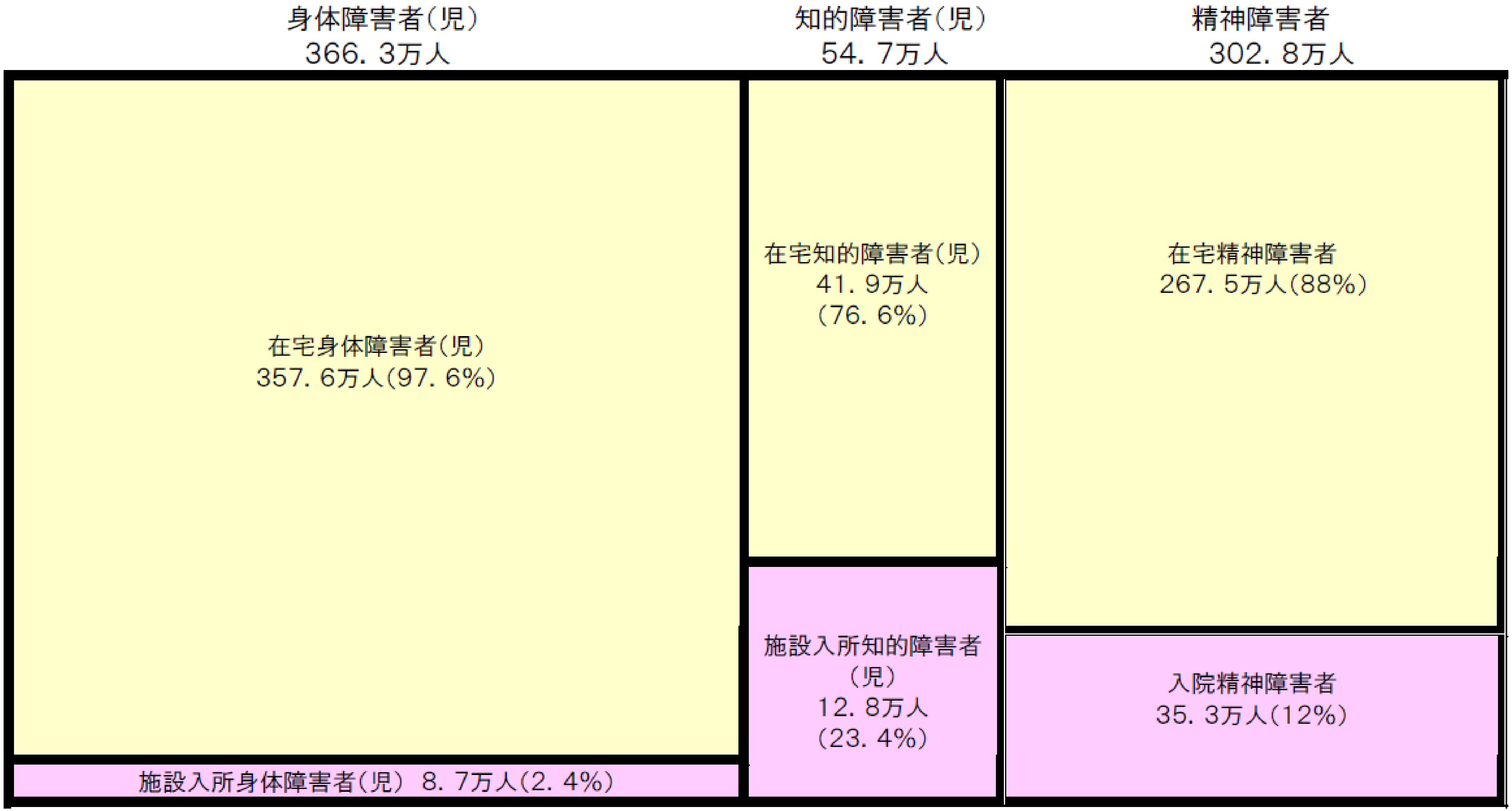

身体障害者（児）数は平成18年の調査等、知的障害者（児）数は平成17年の調査等、精神障害者数は平成17年の調査等による推計。
なお、身体障害者（児）には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

障害者の数（年齢別）

※厚生労働省・社会保険審議会障害者部会（第42回・平成20年10月31日）資料より抜粋

障害者総数　723．8万人（人口の約5．6％）

うち65歳未満　55％
うち65歳以上　45％

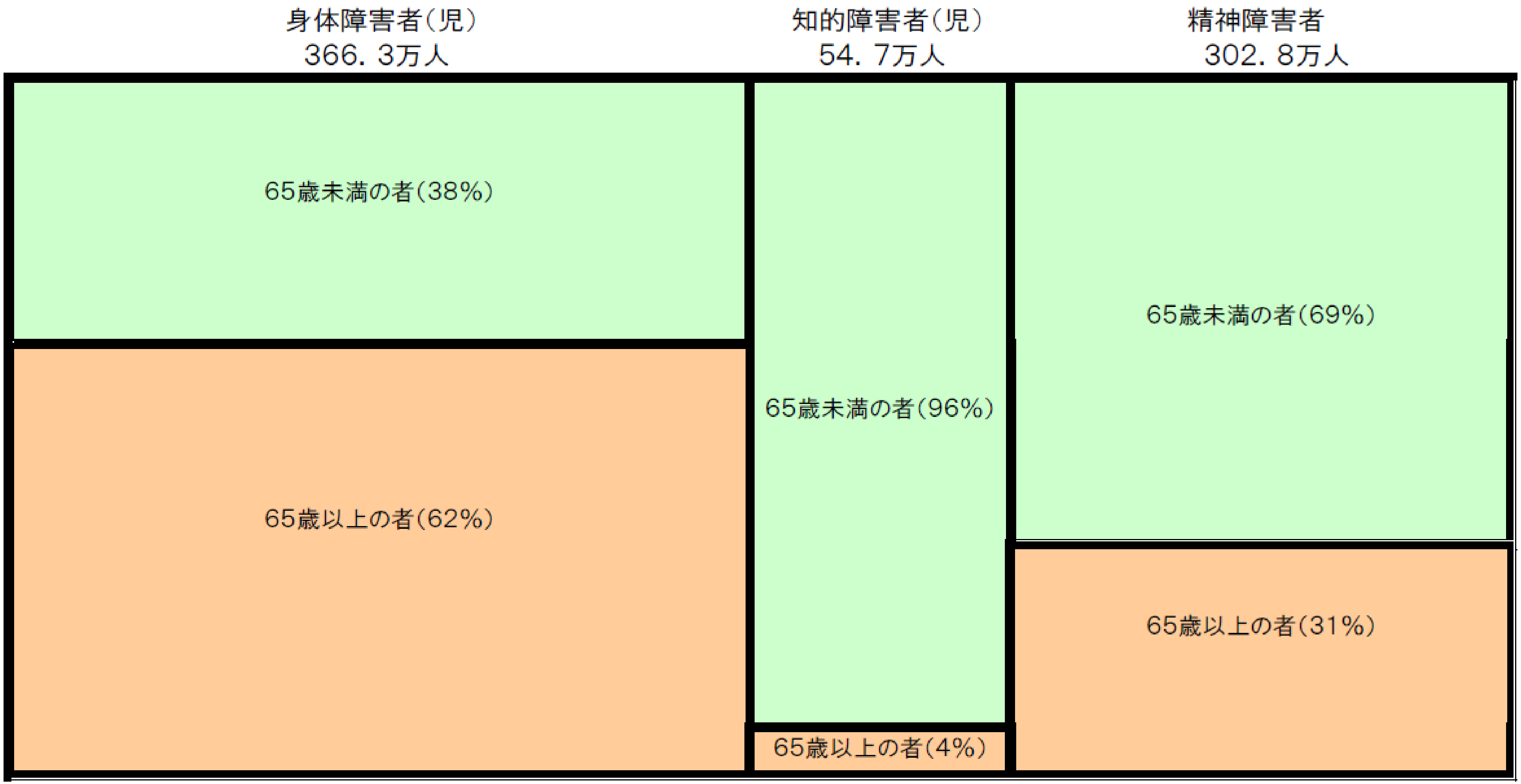

身体障害者（児）数は平成18年の調査等、知的障害者（児）数は平成17年の調査等、精神障害者数は平成17年の調査等による推計。
なお、身体障害者（児）には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

在宅障害者の住まいの状況

※厚生労働省・社会保険審議会障害者部会（第33回・平成20年6月9日）資料より抜粋

身体障害者（18歳以上）

単位：%

自身の持ち家	家族の持ち家	民間賃貸	社宅等	公社・公団等	その他（借間等）	回答なし
51．7	30．6	6．4	0．4	7．6	1．8	1．5

資料：平成18年身体障害児・者実態調査

知的障害者（18歳以上）

単位：%

自宅の家やアパート	会社の寮	グループホーム	通勤寮	その他	不詳
82．0	0．3	8．9	0．1	7．5	1．1

資料：平成17年知的障害児（者）基礎調査

精神障害者

単位：%

家族と同居	ひとり暮らし	福祉ホーム等	グループホーム	老人福祉施設	その他
76．8	17．9	1．3	1．7	0．5	1．8

資料：精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査（平成15年）

障害者の同居者、配偶者の有無

※内閣府障害者施策ホームページより抜粋

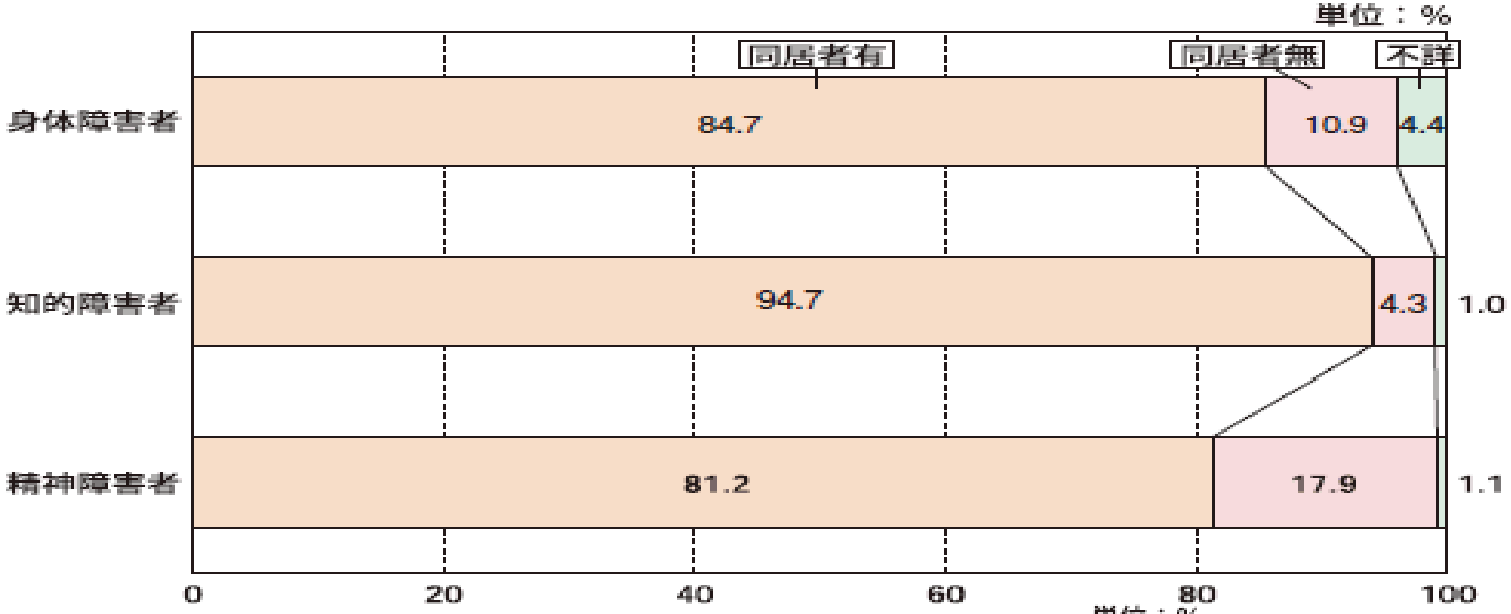

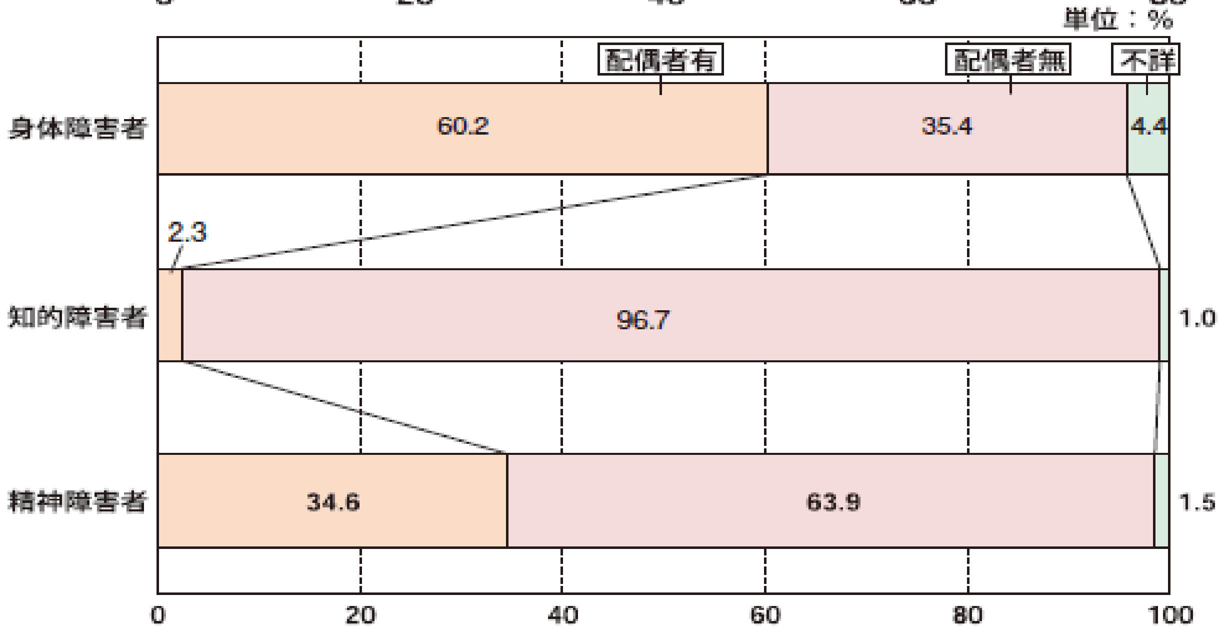

※身体と知的の配偶者有は、同居する配偶者の有る率

資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（平成18年）
：厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（平成17年）
：厚生労働省「精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査」（平成15年）

障害者の主な所得保障制度と考え方

※厚生労働省･社会保険審議会障害者部会（第42回･平成20年10月31日）資料より抜粋

	障害基礎年金	特別障害者手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当
年齢	20歳以上	20歳以上	20歳未満	20歳未満
施設・在宅	施設・在宅	在宅	在宅	在宅
障害程度	―	著しく重度	―	重度
趣旨	施設・在宅にかかわらず、障害を有することによって稼得能力が低くなった者に対して、全国民に共通した所得保障を目的として支給。	とりわけ特別な費用が必要とされる著しく重度の成人障害者について、施設入所者と比較して在宅で暮らす場合に生じる特別の費用（※）をカバーする。	障害児について、施設入所者と比較して在宅で暮らす場合に生じる養育にかかる諸々の特別の費用（※）をカバーする。	重度の心身障害児に対する福祉の一環として慰謝激励的な性格として支給。 重度の障害児について、施設入所者と比較して在宅で暮らす場合に生じる特別の費用（※）をカバーする。
額	1級：82,508円（／月） 2級：66,008円（／月）	26,440円	1級：50,750円 2級：33,800円	14,380円
額の考え方	稼得能力の補填 障害基礎年金2級の水準は老齢基礎年金の満額分。1級はその1．25倍。	かかり増し費用の補填 障害基礎年金創出時に従来の福祉手当を再編する際、生活保護の水準等を勘案し、当時の福祉手当の2倍程度の水準を目途とすべきとされた。 その後は原則として物価スライド。	養育に係る負担の軽減（かかり増し費用の補填） 従来、障害福祉年金と同額となるように支給されていたが、障害基礎年金創設時に当該年金とは別趣旨と整理し、当時の額を踏襲。 その後は原則として物価スライド。	慰謝激励的な性格（かかり増し費用の補填） 障害基礎年金創設時に従来の福祉手当の額を踏襲。 その後は原則として物価スライド。

※特別の費用：介護するために必要となる日用品、親の介護などの機会費用、同居者の精神的負担　など。
（注）障害者の所得保障制度としては、上記の現金給付のほか、住まいや各種サービスなど現物給付による支援がある。

障害者の生活状況①

※厚生労働省・社会保険審議会障害者部会（第42回・平成20年10月31日）資料より抜粋

○　障害者の生活実態に関連する調査には様々なものがあり、収入と支出の状況を統一的に把握できる十分な母数をもつデータかどうかという点で一定の限界はあるが、例えば次のような調査結果がある。

（参考）調査結果（例）

①主に年金で生計を維持している障害者が多い。　（平成20年　障害者施策総合調査　内閣府）

年金：54．9%、給料：19．9%、家族からの援助：18．5%、作業工賃：2．8%、手当：1．1%

（「主に何で生計を維持していますか」との問に答えた人の割合）

②1ヶ月当たり7万円～11万円の範囲で生活している障害者が多い（平成20年　障害者施策総合調査　内閣府）

（収入）7～11万円：28．1%、15～23万円：15．0%、11～15万円：13．0%
（支出）7～11万円：28．1%、15～23万円：15．0%、11～15万円：12．9%

③障害者単身世帯の1ヶ月あたりの平均収入は13万円程度である。　（平成18年度　厚生労働科学研究）

（世帯平均収入）単身：13万円程度、ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ：11万円程度、親兄弟同居：53万円程度、夫婦等：51万円程度
（うち本人収入）単身：13万円程度、ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ：11万円程度、親兄弟同居：8万円程度、 夫婦等：16万円程度

障害者の生活状況②

※内閣府「平成19年度障害者施策総合調査」より抜粋

○1か月の生活費

全体	0円	1円～1万円未満	1～3万円未満	3～7万円未満	7～9万円未満	9～11万円未満	11～15万円未満	15～23万円未満	23～25万円未満	25～30万円未満
2563	2	9	115	417	250	266	192	397	14	87
100.0	0.1	0.4	4.5	16.3	9.8	10.4	7.5	15.5	0.5	3.4

全体	30～50万円未満	50万円以上	不明・無回答
2563	75	4	735
100.0	2.9	0.2	28.7

平均生活費＝117,369円

○家賃を払っている場合、1か月当たりの家賃の額

全体	0円	1円～1万円未満	1～3万円未満	3～5万円未満	5～7万円未満	7～11万円未満	11～15万円未満	15～23万円未満	23～25万円未満	25～30万円未満
2563	127	50	166	170	100	68	13	3	0	1
100.0	5.0	2.0	6.5	6.6	3.9	2.7	0.5	0.1	0.0	0.0

全体	30～50万円未満	50万円以上	不明・無回答
2563	1	1	1863
100.0	0.0	0.0	72.7

平均家賃支払額＝34,292円

○1か月当たりの障害福祉サービスの利用料

全体	0円	1円～5000円未満	5000円～1万円未満	1～1万5千円未満	1万5千円～2万円未満	2万～2万5千円未満	2万5千円～3万円未満	3～7万円未満	7～11万円未満	11～15万円未満
2563	277	258	164	97	53	58	24	119	22	2
100.0	10.8	10.1	6.4	3.8	2.1	2.3	0.9	4.6	0.9	0.1

全体	15万円以上	不明・無回答
2563	4	1485
100.0	0.2	57.9

平均利用料金＝12,497円

身体障害者手帳制度の概要

※厚生労働省・社会保険審議会障害者部会（第42回・平成20年10月31日）資料より抜粋

１．概　要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。

根拠：身体障害者福祉法第15条

２．交付対象者

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

別表に定める障害の種類（いずれも、一定以上で永続することが要件とされている）

① 視覚障害
② 聴覚又は平衡機能の障害
③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
④ 肢体不自由
⑤ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
⑥ ぼうこう、直腸又は小腸の機能の障害
⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

３．障害の程度

法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第５号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から１級から６級の等級が定められている。

（７級の障害は、単独では交付対象とはならないが、７級の障害が２つ以上重複する場合又は７級の障害が６級以上の障害と重複する場合は、対象となる。）

４．交付者数（平成１８年度末現在）

４，８９５，４１０人（1級：1,468,438人、2級：851,155人、3級：844,117人、4級：1,056,401人、5級：342,887人、6級：332,412人）

療育手帳制度の概要

※厚生労働省･社会保険審議会障害者部会（第42回･平成20年10月31日）資料より抜粋

１．概　要

知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付する。

根拠：療育手帳制度について（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）

※　本通知は、療育手帳制度に関する技術的助言（ガイドライン）であり、各都道府県知事等は、本通知に基づき療育手帳制度について、それぞれの判断に基づいて実施要綱を定めている。

２．交付対象者

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付する。

３．障害の程度及び判定基準

重度（Ａ）とそれ以外（Ｂ）に区分

○重度（Ａ）の基準

①　知能指数が概ね３５以下であって、次のいずれかに該当する者
　○食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする。
　○異食、興奮などの問題行動を有する。

②　知能指数が概ね５０以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者

○それ以外（Ｂ）の基準

重度（Ａ）のもの以外

４．交付者数（平成１８年度末現在）

７２７，８５３人（重度（Ａ）：331,672 人、それ以外（Ｂ）：396,181 人）

精神障害者保健福祉手帳制度の概要

※厚生労働省･社会保険審議会障害者部会（第42回･平成20年10月31日）資料より抜粋

１．概　要

一定の精神障害の状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的とて、都道府県知事又は指定都市市長が交付する。

根拠：精神保健福祉法第 45 条

２．交付対象者

次の精神障害の状態にあると認められた者に交付する。

精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、次の３等級とする。

１級：精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

２級：精神障害であって、日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

３級：精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

３．交付申請手続き

その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）の市区町村を経由して、都道府県知事に申請する。

手帳の有効期限は交付日から２年が経過する日の属する月の末日となっており、２年ごとに、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

４．交付者数（平成１８年度末現在）

４０４，８８３人（1 級：73,810 人、2 級：248,102 人、3 級：82,971 人）

障害者手帳関係の参照条文

○身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

（身体障害者手帳）

第十五条　身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号又は第27条の２の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わつて申請するものとする。

２　前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たつては、社会福祉法第七条第一項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

３　第一項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない。

４　都道府県知事は、第一項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

５　前項に規定する審査の結果、その障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。

６　身体障害者手帳の交付を受けた者は、身体障害者手帳を譲渡し又は貸与してはならない。

７　身体に障害のある十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合において、本人が満十五歳に達したとき、又は本人が満十五歳に達する以前にその保護者が保護者でなくなつたときは、身体障害者手帳の交付を受けた保護者は、すみやかにこれを本人又は新たな保護者に引き渡さなければならない。

８　前項の場合において、本人が満十五歳に達する以前に、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者が死亡したときは、その者の親族又は同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、すみやかにこれを新たな保護者に引き渡さなければならない。

９　前二項の規定により本人又は新たな保護者が身体障害者手帳の引渡を受けたときは、その身体障害者手帳は、本人又は新たな保護者が交付を受けたものとみなす。

１０　前各項に定めるものの外、身体障害者手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

（精神障害者保健福祉手帳）

第四十五条　精神障害者（知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。）は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

２　都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めたときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。

３　前項の規定による審査の結果、申請者が同項の政令で定める精神障害の状態にないと認めたときは、都道府県知事は、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

４　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、二年ごとに、第二項の政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

５　第三項の規定は、前項の認定について準用する。

６　前各項に定めるもののほか、精神障害者保健福祉手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

障害者手帳関係の参照条文

○療育手帳制度について(昭和48年９月27日発児第156号厚生事務次官通知)

知的障害児(者)の福祉の向上については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであるが、知的障害児(者)のより一層の福祉の充実を図るため、知的障害児(者)に対し手帳を交付することとし、このため別紙のとおり「療育手帳制度要綱」を定め、今年度から適用することとしたので、この制度の適正かつ円滑な実施を図られるよう通知する。

(別紙)
療育手帳制度要綱

第一　目的
この制度は、知的障害児(者)に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受け易くするため、知的障害児(者)に手帳を交付し、もって知的障害児(者)の福祉の増進に資することを目的とする。

第二　交付対象者
手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者(以下「知的障害者」という。)に対して交付する。

第三　実施主体
この制度は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とする。以下同じ。)が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。

第四　手帳の名称及び記載事項
1　手帳の名称は「療育手帳」とする。
2　手帳の主な記載事項は、次のとおりとする。
(1)　知的障害者の氏名、住所、生年月日及び性別
(2)　障害の程度(重度とその他の別)
(3)　保護者(親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護する者をいう。以下同じ。)の氏名、住所及び知的障害者との続柄
(4)　指導、相談等の記録
3　手帳の様式は、別添様式のとおりとする。
4　都道府県知事は、知的障害者の福祉の便に供するため、2に掲げる事項のほか、必要な事項を手帳に記載することができることとする。

第五　手帳の交付手続
1　申請
手帳の交付の申請は、知的障害者又はその保護者が、知的障害者の居住地を管轄する福祉事務所の長(福祉事務所を設置しない町村にあっては、当該町村の長及び管轄の福祉事務所の長とする。第七において同じ。)を経由して都道府県知事に対して行うものとする。
2　交付の決定及び交付
都道府県知事は、児童相談所又は知的障害者更生相談所における判定結果に基づき手帳の交付を決定し、交付の申請の際の経由機関を経由して申請者にこれを交付する。

第六　交付後の障害の程度の確認
都道府県知事は、手帳の交付後、手帳の交付を受けた知的障害者の障害の程度を確認するため、原則として二年ごとに児童相談所又は知的障害者更生相談所において判定を行うものとする。

第七　記載事項の変更の届出
手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者は、その氏名、住所等に変更が生じたときは、管轄の福祉事務所の長を経由して都道府県知事に届け出て、手帳の記載事項の訂正を受けるものとする。

第八　国の補助
国は、別に定める基準により、手帳の交付に要する費用の二分の一を補助するものとする。

社会福祉事業施設入所者の受信料免除の概要

※ＮＨＫ作成資料

◆免除対象・手続き

対　象	社会福祉事業施設に入所する者が設置した受信機
対象となる入所施設	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設 （例）特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、知的障害者入所更生施設等 ※通所施設、有料老人ホーム等は対象外。
免除手続き	所定の免除申請書により市区町村長の免除事由該当の証明を受けてＮＨＫに申請
適用解除	退所等により免除事由が解消した場合は、本人の届出により免除を解消するが、必ずしも届出が行なわれないことをふまえ、免除の適正運用を担保する観点から、年１回、免除適用者の免除事由存続状況を自治体に確認することとしている。（免除事由存否調査）

◆免除件数（２０年９月末）

免除件数
１９，０７９件

免除対象件数（推計）
約２２万

社会福祉事業施設の施設数と入所者数

（注）　下記の在所者数について、自らテレビを設置している場合が支援の対象となるので、在所者数＝支援対象者数ではない。（実際には、施設事業者が在所者の部屋にテレビを設置している場合や、部屋にテレビがない場合もあるため、支援対象者は在所者数より少ないと想定される。）

区分	具体施設（※1）	施設数 (2007)	在所者数 (2007)
総数		13 267	761 815
生活保護施設等	救護施設	188	17 307
	更生施設	19	1 581
	宿所提供施設	10	375
	生活困難者を無料または低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設	－（※2）	－
児童福祉施設	母子生活支援施設	272	10 588
	知的障害児施設（自閉症児施設を含む）	257	9 595
	盲児施設	10	177
	ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を含む）	39	918
	肢体不自由児施設	63	2 703
	肢体不自由児療護施設	6	241
	重症心身障害児施設	124	11 395
	情緒障害児短期治療施設	31	1 151
	児童自立生活援助事業を行う施設	－	－
老人福祉施設	養護老人ホーム	958	62 406
	特別養護老人ホーム（※3）	5 759	393 425
	軽費老人ホーム	2 059	81 218
	認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設	－	－

区分	具体施設	施設数 (2007)	在所者数 (2007)
障害者支援施設等	共同生活介護を行う事業を行う施設	－	－
	施設入所支援を行う事業を行う施設	－	－
	自立訓練を行う事業を行う施設（※4）	－	－
	共同生活援助を行う事業を行う施設	－	－
	障害者支援施設	197	12 363
	福祉ホーム	177	1 742
婦人保護施設	婦人保護施設	49	615
その他の社会福祉施設	宿所提供施設	233	6 958
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設	肢体不自由者更生施設	63	3 118
	視覚障害者更生施設	11	518
	聴覚･言語障害者更生施設	2	54
	内部障害者更生施設	6	296
	身体障害者療護施設	455	25 564
	身体障害者入所授産施設	176	8 963
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設	知的障害者入所更生施設	1 385	87 264
	知的障害者入所授産施設	209	12 522
	知的障害者通勤寮	112	2 441
旧精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律による精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	264	3 980
	精神障害者福祉ホーム（B型）	109	1 801
	精神障害者授産施設（入所）	24	536

（厚生労働省「社会福祉施設等調査」及びＮＨＫ放送受信料免除基準により作成）

※１　掲載されている具体施設は、現時点でＮＨＫが入所者免除の対象と想定している施設。
※２　数値については、全て社会福祉施設等調査のものを利用しており、「－」については、社会福祉施設等調査において統計のない施設。
※３　特別養護老人ホームについては、平成18年調査の数値。
※４　宿泊型自立訓練のみ該当。

施設の種類別在所期間①

		退所者総数（人）	3月未満	3～6月	6月～1年	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20年以上
保護施設	救護施設	2 582	659		297	396	227	143	106	754			
	更生施設	4 140	3 250		416	286	106	45	13	24			
児童福祉施設	母子生活支援施設	1 944	736			450	268	148	101	189	45	7	
	知的障害児施設	1 442	234			86	206	104	100	292	215	205	
	自閉症児施設	217	161			32	3	3	-	4	4	10	
	盲児施設	6	1			-	-	-	-	3	2	-	
	ろうあ児施設	42	7			4	5	3	1	9	9	4	
	肢体不自由児施設	2 406	2 076			124	57	24	21	60	34	10	
	肢体不自由児療護施設	21	2			2	3	-	-	5	8	1	
	重症心身障害児施設	834	614			24	21	6	16	39	32	82	
	情緒障害児短期治療施設	384	102			125	72	42	21	22	-	-	
老人福祉施設	養護老人ホーム	9 002	1 140			1 695		1 451		2 423	2 293		
	軽費老人ホーム	15149	3 562			4 517		2 992		3 200	876		
	特別養護老人ホーム	3525（うち不詳117人）	239	189	361	567	500	350	322	879			

※　厚生労働省「平成18年社会福祉施設等調査」より作成。退所者総数については、1年間の退所者総数。
※　特別養護老人ホームについては、厚生労働省「平成18年介護サービス施設・事業所調査」より作成

施設の種類別在所期間②

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>退所者総数（人）</th><th>6月
未満</th><th>1年
未満</th><th>1～
2年</th><th>2～
3年</th><th>3～
4年</th><th>4～
5年</th><th>5～
10年</th><th>10～
15年</th><th>15～
20年</th><th>20年
以上</th></tr>
<tr><td rowspan="6">身体障害者関係施設</td><td>肢体不自由者更生施設</td><td>1 847</td><td colspan="2">730</td><td>463</td><td>230</td><td>156</td><td>75</td><td>124</td><td colspan="3">69</td></tr>
<tr><td>視覚障害者更生施設</td><td>374</td><td colspan="2">185</td><td>54</td><td>44</td><td>57</td><td>13</td><td>12</td><td colspan="3">9</td></tr>
<tr><td>聴覚･言語障害者更生施設</td><td>36</td><td colspan="2">8</td><td>21</td><td>7</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td colspan="3">-</td></tr>
<tr><td>内部障害者更生施設</td><td>91</td><td colspan="2">18</td><td>17</td><td>23</td><td>12</td><td>4</td><td>7</td><td colspan="3">10</td></tr>
<tr><td>身体障害者療護施設</td><td>1 776</td><td colspan="2">177</td><td>211</td><td>157</td><td>136</td><td>87</td><td>399</td><td colspan="3">609</td></tr>
<tr><td>身体障害者入所授産施設</td><td>1 201</td><td colspan="2">122</td><td colspan="2">185</td><td colspan="2">125</td><td>228</td><td>185</td><td>127</td><td>229</td></tr>
<tr><td rowspan="2">知的障害者関係施設</td><td>知的障害者入所更生施設</td><td>4 359</td><td colspan="2">511</td><td>294</td><td>372</td><td>251</td><td>200</td><td>733</td><td colspan="3">1 998</td></tr>
<tr><td>知的障害者入所授産施設</td><td>1 454</td><td colspan="2">194</td><td colspan="2">343</td><td colspan="2">188</td><td>255</td><td>147</td><td>96</td><td>231</td></tr>
<tr><td rowspan="3">精神障害者関係施設</td><td>精神障害者生活訓練施設</td><td>3 112</td><td>851</td><td>580</td><td>851</td><td colspan="7">830</td></tr>
<tr><td>精神障害者福祉ホーム</td><td>807</td><td>206</td><td>101</td><td>153</td><td colspan="7">347</td></tr>
<tr><td>精神障害者授産施設（入所）</td><td>236</td><td colspan="2">121</td><td colspan="2">71</td><td colspan="2">24</td><td>17</td><td>3</td><td>-</td><td>-</td></tr>
<tr><td colspan="2">婦人保護施設</td><td>1 133</td><td>926</td><td>70</td><td>59</td><td>36</td><td>17</td><td>6</td><td colspan="4">19</td></tr>
</table>

※　厚生労働省「平成18年社会福祉施設等調査」より作成。退所者総数については、1年間の退所者総数。

社会福祉法（第一種社会福祉事業）

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（定義）
第２条　この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

２ 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

一　生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

二　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

三　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

三の二　障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設を経営する事業

四　障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業

五　障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業

六　売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設を経営する事業

七　授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

社会福祉法（第二種社会福祉事業）

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第２条

３　次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一　生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

二　児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

三　母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を経営する事業

四　老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

四の二　障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

五　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六　知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

七　障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業

八　生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

九　生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

十　生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成９年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業

十一　隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

十二　福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

十三　前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

社会福祉施設のデジタル化関係資料①

○　地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008（社会福祉施設関係部分抜粋）
（平成20年7月10日 デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議 決定）

第2　具体的な取組

第1章　公共施設のデジタル化

　公共施設のデジタル化については、①設置されているテレビが利用者にとって緊急時の連絡手段として重要な役割を果たすような施設については早期かつ確実にデジタル化される必要があること及び②国又は地方公共団体の施設については各地域における工事の平準化等の観点から早期にデジタル化改修されることが望ましいこと等から、平成22年12月末までに全ての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組む。

（1）国民生活と密接に関連する公共的な施設のデジタル化【関係省庁】
　国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの（特に、学校、公民館、病院、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設。以下「重要公共施設」という。）について、各施設のデジタル化改修が完了するよう、各重要公共施設の所管省庁から、本年9月中に注意喚起を行う。また、各重要公共施設の所管省庁においては、重要公共施設のデジタル化改修状況について把握するよう努める。

社会福祉施設のデジタル化関係資料②

○　地上デジタル放送への完全移行に向けた周知等について（社会福祉施設関係部分抜粋）

（平成20年9月25日　厚生労働省社会･援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課　都道府県等障害福祉担当部（局）長及び高齢者福祉担当部（局）長あて事務連絡）

１、　高齢者や障害者の入所する社会福祉施設について

地上放送のデジタル化については、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において、平成20年７月10 日に参考のとおり「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」（以下「アクションプラン」という。）が取りまとめられました。

アクションプランにおいては、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設について、

・　平成22 年12 月末までにデジタル化改修が完了することを目標として取り組むこと
・　所管官庁において、デジタル化改修状況について把握するよう努めること

とされております。

つきましては、以下の(１)(２)について、ご協力いただきますようよろしくお願いします。

(１) 管下の特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム、軽費老人ホーム並びに障害児・者の入所する社会福祉施設(社会福祉法第２条２項に掲げられる第一種福祉事業の入所施設とする）（以下、社会福祉施設)に対し、以下の内容について、別添１を配布する等により周知を行って下さい。

① 平成23 年7 月24 日にアナログ放送が終了しデジタル放送完全移行すること
② デジタル放送を視聴するためには、デジタルテレビ等の購入の他、アンテナの改修等が必要な場合があること
③ アナログ放送終了時期が近づくとアンテナ改修等の工事が集中し円滑な改修等が困難となるおそれがあること
④ 地上デジタル放送への対応で、分からない場合や困ったことがある場合には、総務省コールセンター(0570-07-0101)までお気軽にご相談頂きたいこと

(２) 平成20 年12 月31 日時点における管下のデジタル化改修状況について、別添２に記入の上、平成21年２月28日までに下記の連絡先まで御報告下さい。

個人情報保護法の概要

（内閣府ＨＰより作成）

【目的】個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること。

【効果】個人情報取扱事業者となった事業者には、下記の義務及び措置が発生する。

①利用目的の特定、利用目的による制限

⇒　利用目的をできる限り特定し、当該目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

②適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等

⇒　偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。

⇒　個人情報を取得したときは、本人に速やかに利用目的を通知又は公表する。

③正確性の確保

⇒　個人データ（個人情報データベース等を構成する個人情報）を正確かつ最新の内容に保つよう努める義務

④安全管理措置

⇒　個人データの漏えいや滅失を防ぐために、必要かつ適切な安全管理措置を講じる義務

⇒　安全に個人データを管理するために、従業者に対し必要かつ適切な監督を行う義務

⇒　個人データの取扱いについて委託する場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行う義務

⑤第３者提供の制限

⇒　あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に個人データを提供してはならない。

⇒　本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、一定の事項をあらかじめ通知等しているときは、本人の同意を得ずに第三者提供することが可能（オプトアウトの仕組み）。

⑥開示、訂正、利用停止等

⇒　保有個人データの利用目的、開示等に必要な手続、苦情の申出先等について本人の知り得る状態に置く義務等

⑦苦情の処理

⑧違反に対する措置

義務規定に違反し、不適切な個人情報の取扱いを行っている場合には、所管の主務大臣が、必要に応じて、事業者に対し勧告、命令等の措置をとることができる。当該命令に従わなかった場合に、罰則の対象となる（６月以下の懲役又は３０万 円以下の罰金）。

適正･安全な管理

○ 個人データ内容の正確性の確保（第19条）
利用目的の範囲内で、個人データの正確性・最新性を確保することが必要。

具体的な措置
- 個人データ入力時の照合･確認手続の整備
- 記録事項の更新
- 保存期間の設定等　等

○ 安全管理措置（第20条）
個人データ漏えい、改ざん、滅失の危険にさらされることのないよう技術的保護措置、組織的保護措置が必要。

具体的な措置
- セキュリティ確保のためのシステム・機器等の整備
- 事業者内部の責任体制の確保（個人情報保護管理者の設置、内部関係者のアクセス管理等）等

○ 従業員･委託先の監督（第21､22条）
個人データの安全管理が図られるよう、従業者及び委託先に対して監督を行うことが必要。

具体的な措置
- 個人情報保護意識の徹底のための教育研修等の実施
- 個人情報保護措置の委託契約内容への明記
- 再委託の際の監督責任の明確化　等

内閣府ホームページ／個人情報保護法の解説ページより転載
http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/kaisetsu/pdfs/kanri.pdf

実効性担保の仕組み

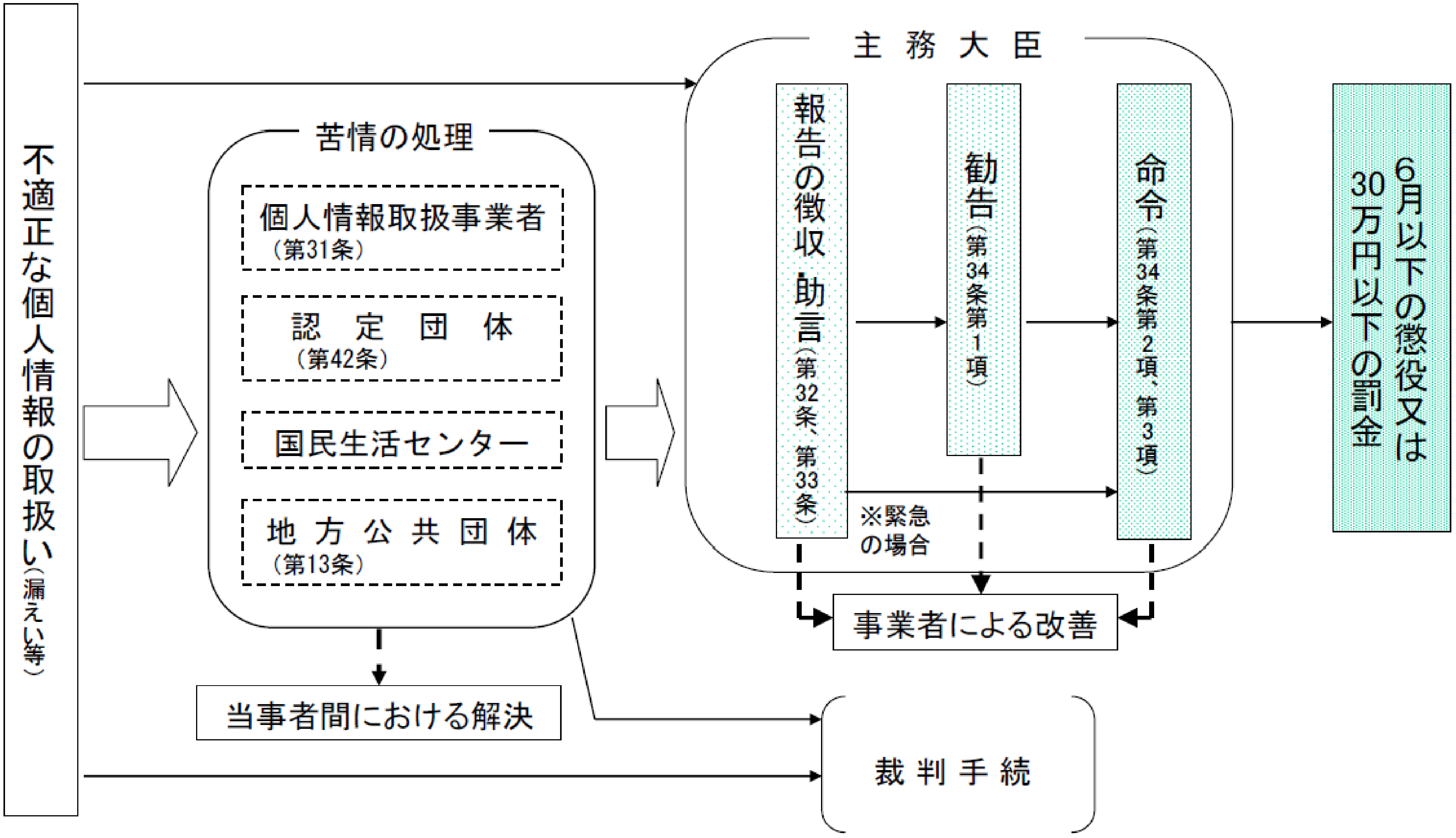

内閣府ホームページ／個人情報保護法の解説ページより転載
http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/kaisetsu/pdfs/tanpo.pdf

プライバシーマーク制度の概要

○プライバシーマーク制度の概要

プライバシーマーク制度とは、事業者が個人情報の取扱いを適切に行う体制等を整備していることを認定し、その証として“プライバシーマーク”の使用を認める制度で、次の目的を持つ。

- 消費者の目に見えるプライバシーマークで示すことによって、個人情報の保護に関する消費者の意識の向上を図ること
- 適切な個人情報の取扱いを推進することによって、消費者の個人情報の保護意識の高まりにこたえ、社会的な信用を得るためのインセンティブを事業者に与えること

プライバシーマークの認定は、法律の規定を包含する日本工業規格JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム―要求事項）に基づいて第三者が客観的に評価する制度であることから、事業者にとっては法律への適合性はもちろんのこと、自主的により高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることをアピールする有効なツールとして活用することが期待されている。

○プライバシーマーク認定事業者数（平成21年2月26日現在）

使用許諾事業者	１０,０９６社
中止事業者	８３０社
取消し事業者	０社

→（内数）

製造業	１，２４４社
運輸・通信業	３９６社
サービス業	７，２８５社

○財団法人日本情報処理開発協会 プライバシーマーク事務局サイト／プライバシーマーク制度ページより抜粋
http://privacymark.jp/privacy_mark/about/outline_and_purpose.html
http://privacymark.jp/certification_info/index.html

プライバシーマークの申請方法

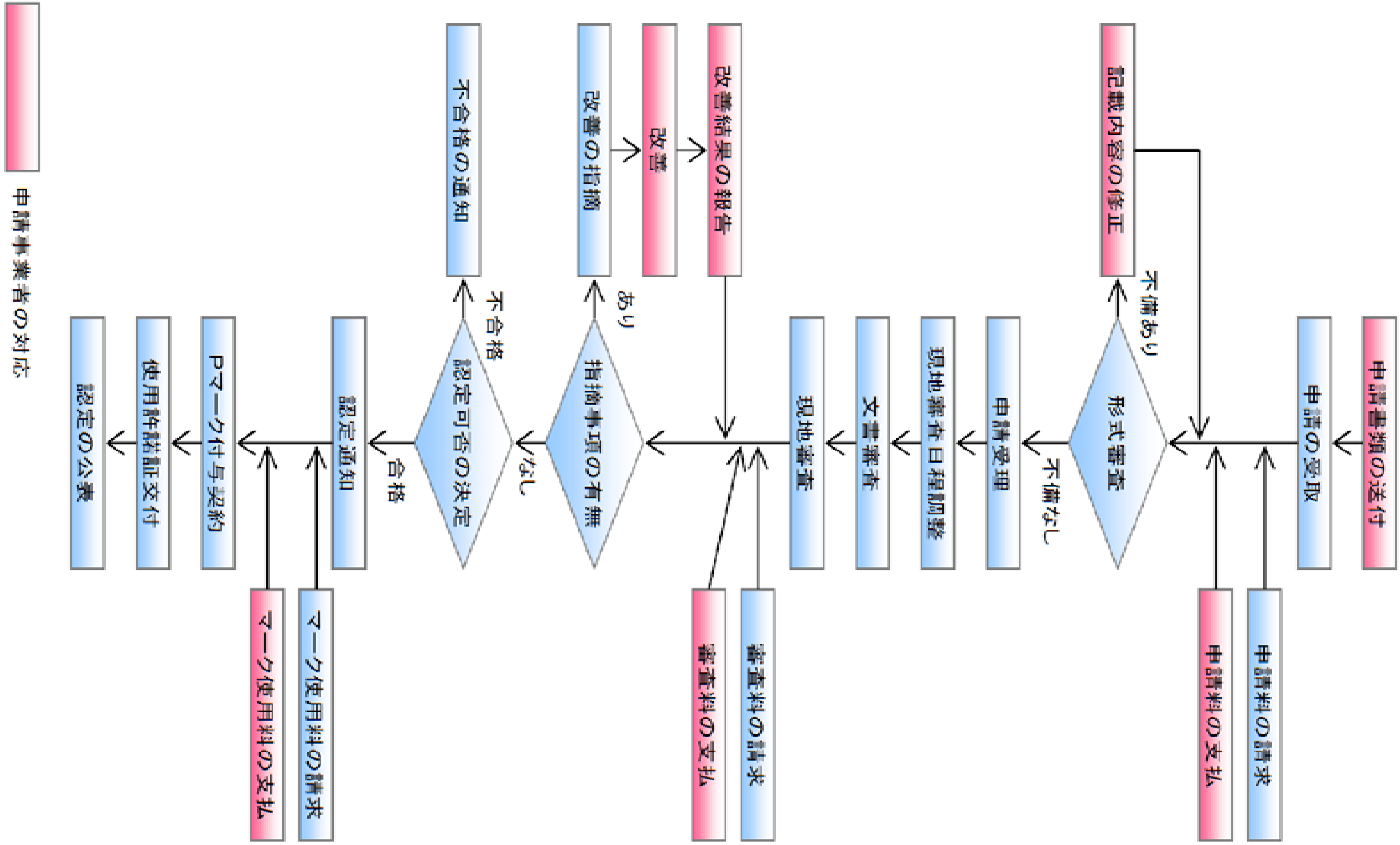

(財)日本情報処理開発協会プライバシーマーク事務局ホームページより転載
http://privacymark.jp/application/new/image/FlowChart.pdf

プライバシーマークの実施体制について

○　実施体制のイメージ

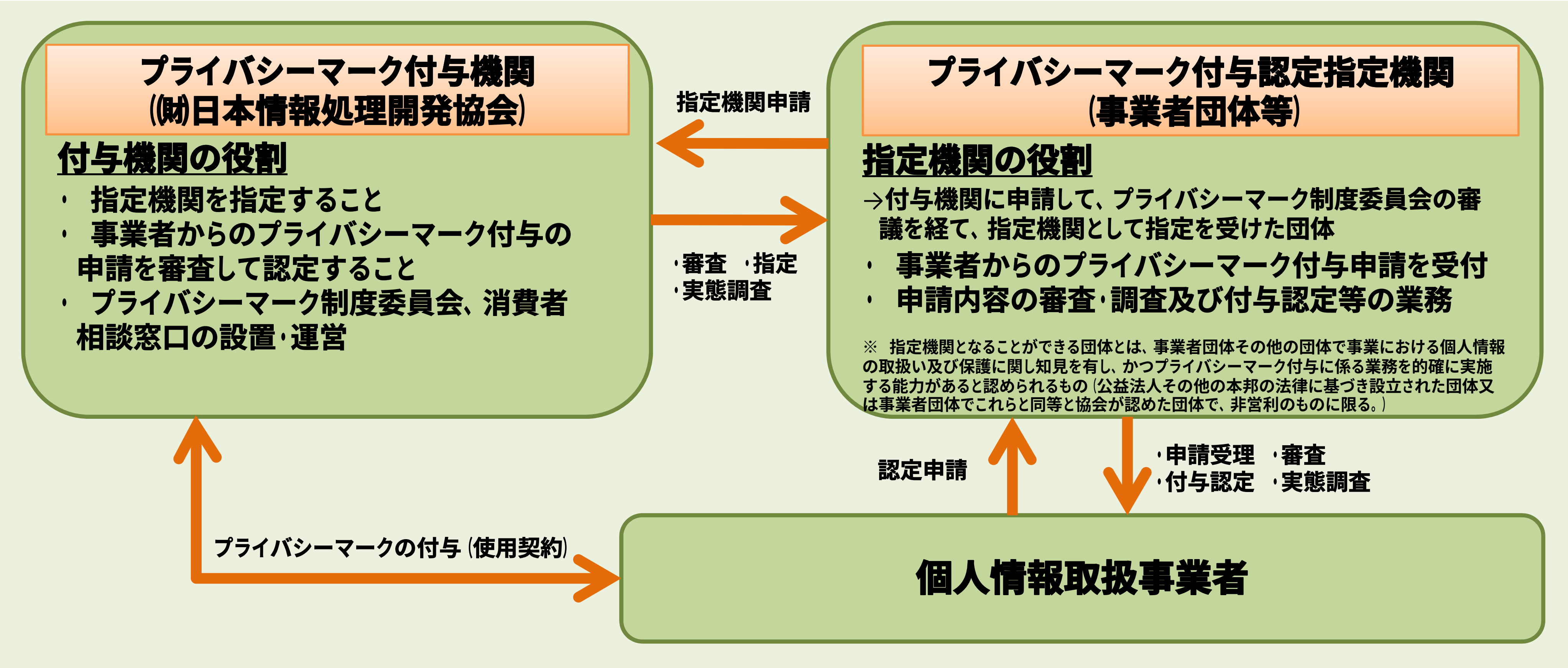

○　付与認定後の実態調査

- 報告要求
  付与機関及び指定機関は、プライバシーマーク付与認定事業者から、必要に応じて個人情報の取扱いに関する監査の報告を求めることがある。
- 立入調査
  報告を受けた付与機関又は指定機関は、プライバシーマーク制度の運用に必要な範囲内で当該事業者に対して、立ち入り調査を求めることがある。
- 改善勧告等
  実態調査の結果、プライバシーマーク制度の運用に問題があった事業者に対して、プライバシーマーク制度委員会における審議に基づいて、改善の勧告・要請、プライバシーマーク付与認定の取消を行うことがある。

※(財)日本情報処理開発協会　「プライバシーマーク制度パンフレット（2006年6月版）」に基づき作成

個人情報保護関係の参照条文（①申請前後）

○個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

（利用目的の特定）
第１５条　個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。
２　個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）
第１６条　個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
２・３　［略］

（取得に際しての利用目的の通知等）
第１８条　個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
２　個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
３　個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
４・５　［略］

（第三者提供の制限）
第２３条　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
一　法令に基づく場合
二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
２～４　［略］
５　個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

個人情報保護関係の参照条文（②申請後）

○個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

（報告の徴収）
第３２条　主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

（助言）
第３３条　主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

（勧告及び命令）
第３４条　主務大臣は、個人情報取扱事業者が第１６条から第１８条まで、第２０条から第２７条まで又は第３０条第２項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。
２　主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
３　主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第１６条、第１７条、第２０条から第２２条まで又は第２３条第１項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（主務大臣の権限の行使の制限）
第３５条　主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。
２　前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第５０条第１項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

（主務大臣）
第３６条　この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のものについて、特定の大臣又は国家公安委員会（以下「大臣等」という。）を主務大臣に指定することができる。
一　個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等
二　個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等
２　内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。
３　各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

自治体の証明事務の手数料について

○　手数料徴収について

　手数料の徴収については、普通地方公共団体の議会で議決し（地方自治法第96条）、条例でこれを定めることになっている（同228条）。また、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務については、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない（同228条）。

○　各証明事務手数料例

証明書の種類	手数料
戸籍全部事項証明書	450円
戸籍記載事項証明書	350円
住民票の写し（全部・一部）	300円程度
住民票記載事項証明書	300円程度
印鑑登録証明書	300円程度

○　政令により標準額が決められているもの

　戸籍法上の証明事務については、政令により標準額が定められている。

○　政令により標準額が決められていないもの

　地方公共団体が、条例により独自で手数料の額を設定している。

○　生活保護受給者の証明事務手数料

　市町村では手数料の減免に関する規定をおいているところが多くある。厚生労働省などから特段通知などは出ておらず、条例により独自に決めている。減免の範囲は市町村によりまちまちである。

（参考条文）

○地方自治法　（昭和２２年法律第６７号）

第九十六条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
　四　法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。

第二百二十七条　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第二百二十八条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令　（平成十二年政令第十六号）

　地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

八　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項及び第十条の二第一項から第五項まで（これらの規定を同法第十二条の二において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項及び第二項（これらの規定を同法第百十七条において準用する場合を含む。）、第百二十条第一項並びに第百二十六条の規定に基づく戸籍に関する事務	1　戸籍法第十条第一項、第十条の二第一項から第五項まで若しくは第百二十六条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第百二十条第一項若しくは第百二十六条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	一通につき四百五十円
	5　戸籍法第四十八条第一項（同法第百十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第四十八条第二項（同法第百十七条において準用する場合を含む。）若しくは第百二十六条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	一通につき三百五十円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、一通につき千四百円）

地上デジタルテレビ放送のエリアの目安

(Dpa「中継局ロードマップ～エリアのめやす～」より転載)

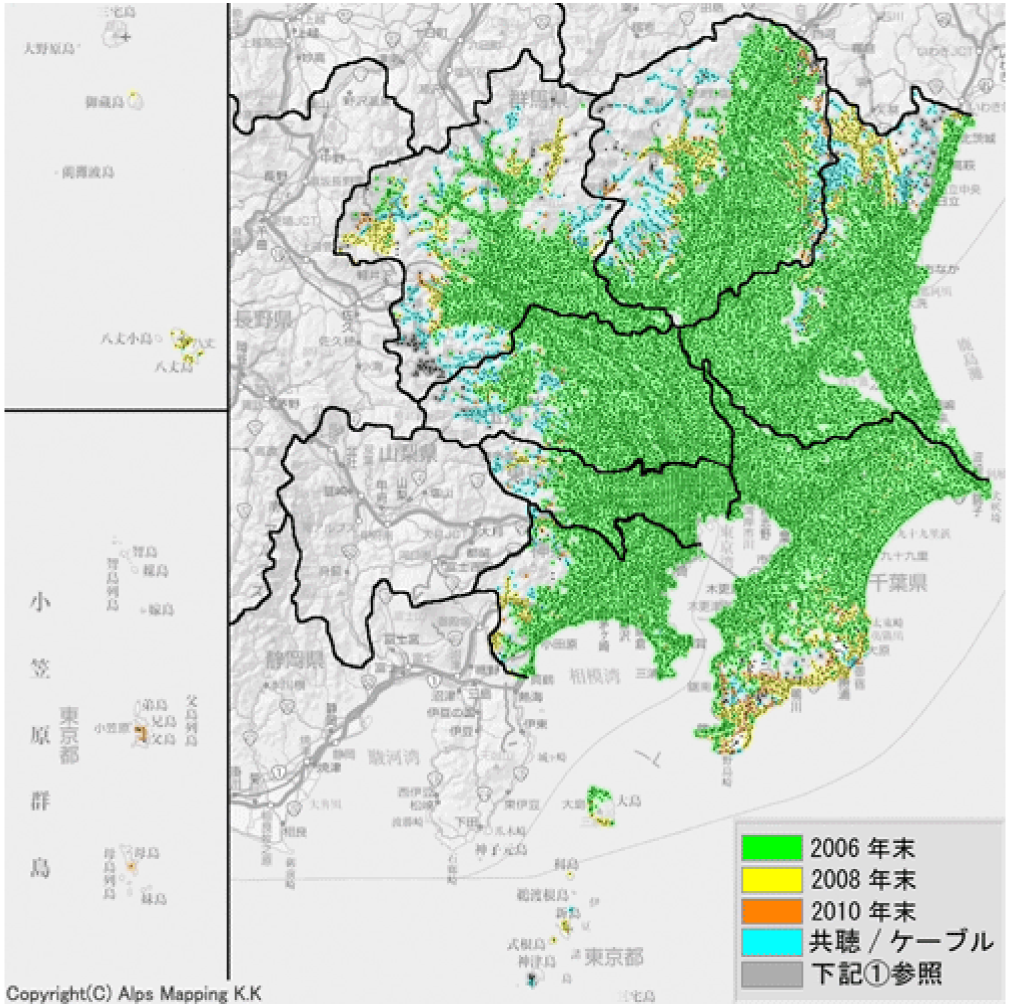

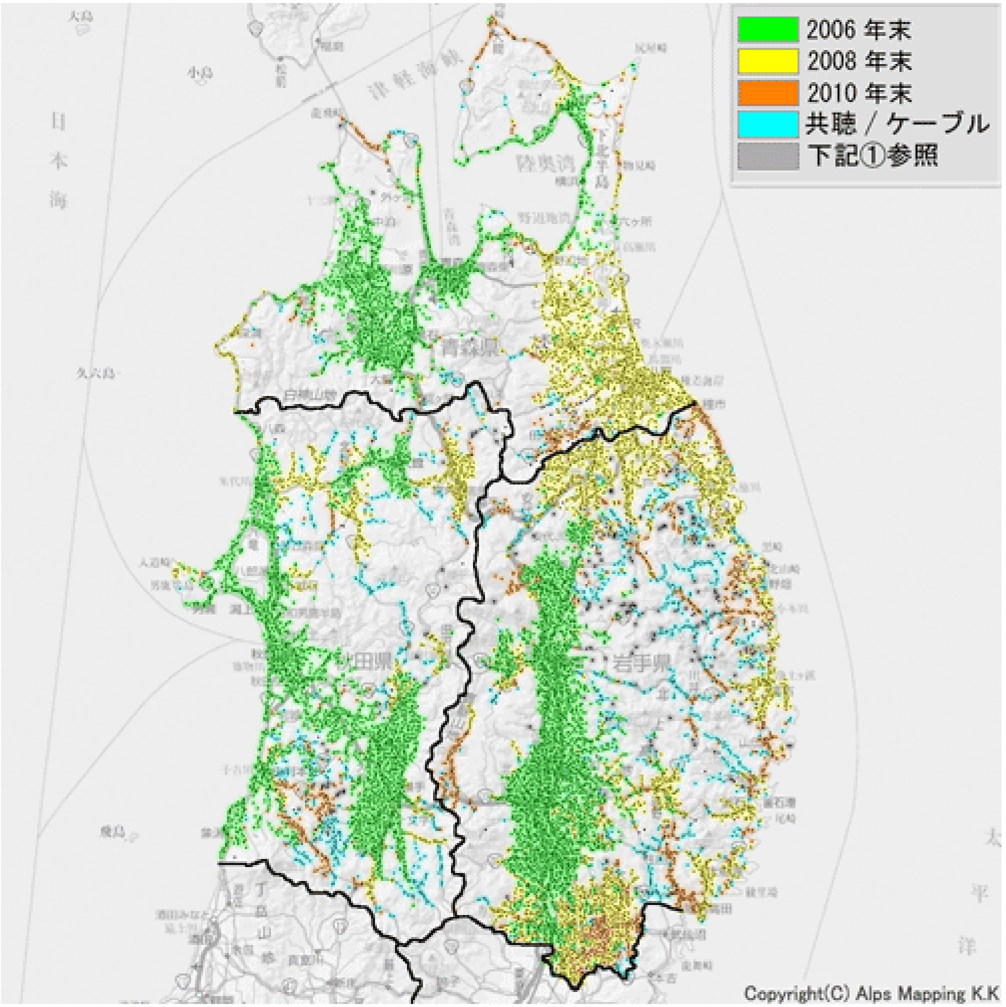

	2006年末	2008年末	2010年末	共聴/ｹｰﾌﾞﾙ
神奈川県	97.9%	99.3%	99.7%	0.3%

	2006年末	2008年末	2010年末	共聴/ｹｰﾌﾞﾙ
岩手県	60.0%	85.4%	96.6%	3.1%

(1)：アナログ放送が良好に受信できない地域
(2)：カバー率はアナログ受信世帯数(共聴等を含む)に対するデジタル受信可能世帯数の比。但し、電波でのカバー率はシュミレーションで求めたものであるため若干の誤差を含む場合があります
(3)：図中の黒小点は受信世帯のある場所(集落等)を表します
(4)：受信アンテナの設置状態等により受信状況が図と異なる場合があります
(5)：先行中継局のカバー状況により実際の中継局設置は異なることがあります
(6)：中継局設置状況の詳細については、「中継局リスト」を参照してください

簡易チューナーの機能等に関する検討結果（仕様）

(1) 簡易なチューナーの位置付けイメージ

＜ユーザニーズ＞

引き続き
地上TV放送を
見たい

＜購入パターン＞

デジタルTVに
買い替える

アナログTVを
そのまま活用する

＜受信機器の選択＞

●薄型TVに買い替える

●デジタルチューナーを購入
(ディスプレイと組み合わせ利用)

3波共用機

地デジ専用

●簡易なチューナーを購入

アナログ放送終了・デジタル化完了に向けた
残存アナログテレビへの最小限の対応ツール

(2) 必要最小限の仕様ガイドライン

①映像デコード (NTSC変換)　　②音声　ステレオ／二カ国語

③コンポジットビデオ出力／ステレオ･音声出力　1系統

④字幕･文字スーパー　　⑤エラーメッセージ表示

⑥画面表示モード選択機能

⑦CASモジュールインタフェース、コピー制御
- ･デスクランブル機能は必要
- ･コンポジット出力に対してコピー制御必要

⑧周波数変換パススルー対応 (VHF、SHB)

⑨ダウンロード (ES)

(参考)仕様検討上、考慮すべき要件

- 地デジ機能非搭載テレビの継続利用ニーズに対応

  ※対象テレビは、地上デジタルチューナーを搭載していない「ハイビジョン非対応のアナログテレビ」を想定

- アナログテレビ利用時とあまり違和感なく視聴を実現するための仕様/機能に配慮する

- 2011年7月へ向けた残存アナログテレビへの対応の観点から、最小限必要な機能とする

- ただし、受信機メーカーの商品企画を拘束しない

受信機の販売価格と推移、外付けチューナーの販売価格（21/02/19 現在）

(1) 薄型テレビ

(ⅰ) 大手家電量販店での価格例 (2009年2月)

液晶15型	液晶20型	液晶26型	液晶32型
約4.0万円	約4.7万円	約6.5万円	約7.2万円

価格推移の例

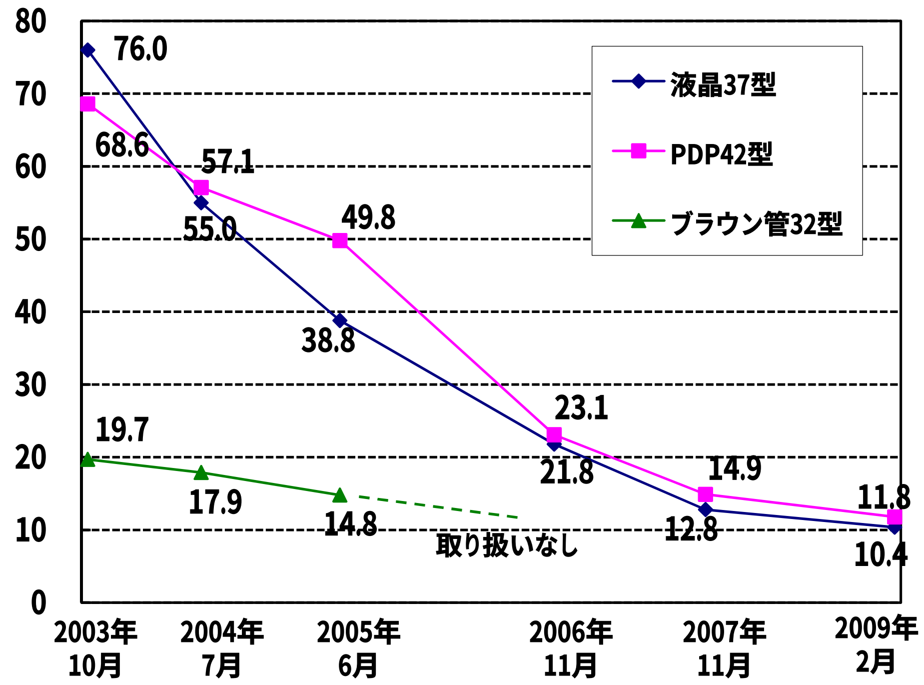

※ネット販売価格

(ⅱ) その他

・液晶15.4型：約3.0万円（一部小売店価格、2009年2月）

・各量販店等では、販売価格の10～20%程度のポイント還元サービス等を実施している他、随時、時間限定・台数限定等による特別価格を設定（10%程度の値引き等）

(2) 外付けチューナー

低価格チューナーの例

発売元	機種※1		販売価格※2 [円]	発売時期
	ハイビジョン	データ放送		
A社	×	△ EPGのみ対応	8,475	2008/11
B社	×	△ EPGのみ対応	8,980	2008/9
C社	○	△ EPGのみ対応	9,790	2008/5
D社	×	△ EPGのみ対応	9,900	2008/8
E社	×	△ EPGのみ対応	11,672	2008/6

※1 全機種地上デジタル放送専用機
※2 2009年2月、価格ドットコムによる最安価格（送料込）又は一部小売店価格

一般的な「給付」と「貸与」（リース・レンタル）の比較

「リース取引」（狭義）とは・・・

「ノン・キャンセラブル」（中途解約不能）、「フルペイアウト」（リース対象物品の購入価額、金利、税金、保険料等の物品の取得に伴う諸費用の概ね全額を、リース料によって回収すること）という2つの要件を満たす特殊な賃貸借契約（ファイナンス・リースという。）。

「レンタル取引」とは・・・

一般的な意味での賃貸借契約。多くのユーザーに繰り返し賃貸し、最終的には中古市場において物品の売却を想定しているため、汎用性が高く、中古市場が発達している自動車や、パソコン等に物品が限定される傾向がある。

比較項目	給　付	貸与（リース）	貸与（レンタル）
物件の所有者	ユーザー	リース会社	レンタル会社
物件の保守管理	ユーザー ※ 通常、1年間のメーカー保証が付帯する。	ユーザー ※ 別途メーカーと保守管理契約を締結することとなる。 ※ 特約がある場合はリース会社	レンタル会社
危険負担（滅失・棄損対応）	ユーザー	ユーザー	レンタル会社
契約期間	ー	長期（2～6年程度）	短期（時間、日、週単位等）
途中解約	ー	原則不可能 ※ 残リース料の一括払い（違約金）を求められる。	原則可能
契約終了後の取扱い	ユーザーが保有	リース会社へ返却 ※ 廉価での再リースあり。	レンタル会社へ返却
返却コスト	ー	ユーザーが負担	ユーザーが負担
その後の廃棄コスト	ユーザーが負担	リース会社が負担	レンタル会社が負担

アンテナ価格及び工事費用

1　アンテナ

- 通常の受信アンテナ（４千～１万円程度）

【イメージ】

2　ブースター（増幅器）

- 電波の弱い地域や、マンションなど多くのテレビに電波を分配する際に用いられるテレビ電波を強める機器（数千～１万円程度）

【イメージ】

3　工事費用

- アンテナ等の設置費用は、取付費のほか、車両費、完了報告費用などがかかるため、通常２～４万円程度。

4　工事全体経費

- 上記１、２、３から **<u>工事全体の経費は、通常３～５万円程度。</u>**